

大学院国際文化研究科
国際地域文化専攻(博士後期課程)便覧

令和8年度

ACADEMIC YEAR 2026



名城大学大学院 国際文化研究科
国際地域文化専攻(博士後期課程)

Graduate School of International Cultural Studies

Department of International Cultural Area Studies

(Doctoral Program)

Meio University

目 次

1. 国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)教育目的・教育目標・3つのポリシー	1
2. 学則及び諸規程	
(1) 名桜大学学則	5
(2) 名桜大学大学院学則	19
(3) 名桜大学学位規則	35
(4) 名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)規程	43
(5) 名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程委員会規程	66
(6) 名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)の 運営委員会に関する申合せ	68
(7) 名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)研究倫理委員会規程	70
(8) 公立大学法人名桜大学における研究資料等の保存等に関する内規	72
(9) 名桜大学研究データポリシー(名桜大学研究データポリシー解説・補足含)	74
(10) 公立大学法人名桜大学における安全保障輸出管理規程(様式等一部抜粋)	78
(11) 名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)研究生規程	88
(12) 名桜大学大学院長期履修規程	91
(13) 名桜大学大学院再入学規程	96
(14) 欠席及び成績評価の対象等に関する申合せ	101
(15) 暴風雨時の授業の取り扱いに関する申合せ	106
(16) 名桜大学大学院学生研究支援補助金支給内規	107
(17) 名桜大学大学院奨学金規程	108
(18) 名桜大学大学院平恒次ホモサピエンス研究奨励奨学金の支給に関する内規	110
(19) 名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)学長賞 受賞者に対する出版助成の審査に関する内規	112
(20) 名桜大学環太平洋地域文化研究所出版助成取扱規程	117
(21) 名桜大学の授業料免除及び徴収猶予取扱規程	120
(22) 名桜大学附属図書館利用規程	123
(23) 名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)学位申請手続要領	127
(24) 名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)における 学位授与に関する取扱要項	143
3. 授業科目名・単位数・担当教員名・授業科目の概要、シラバス	
(1) 授業科目名・単位数・担当教員名・授業科目の概要	
① 共通科目	151
② 専門科目	151
③ 研究指導科目	153
(2) シラバス	
① 共通科目	157
② 専門科目	161
③ 研究指導科目	178
4. 研究者としての責務、履修モデル、学生相談、名桜大学大学院教員名簿、建物配置図	
(1) 研究者としての責務	217
名桜大学生生成AIに関する利用指針【学生用】(生成AIの不適切な使用例含む)	219
(2) 履修モデル	223
(3) 学生相談	225
(4) 名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)教員名簿	226
(5) 建物配置図	227

国際文化研究科
国際地域文化専攻
(博士後期課程)

的 目 育 教
標 目 育 の ポ リ シ ー
ー 目 育 の ポ リ シ ー
3 つ の ポ リ シ ー

1. 国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程） 教育目的・教育目標

（1）教育研究上の目的

本博士後期課程は、文化の多様性を理解し、グローバルな視点から国際社会が抱える多様かつ重要な課題の解決に向けた普遍的な研究を行い、高度な水準の研究を行うために必要な能力及びその基礎となる豊かな学識を有する創造性に富む人材を養成することを目的とする。

（2）養成する人材（名桜大学大学院学則、第2条第2項）

本博士後期課程は、高度の外国語運用能力を駆使し、沖縄（琉球）・アジアと南北アメリカ（ハワイを含む）に特化した環太平洋の地域文化の研究を行い、地域社会や国際社会において活躍できる研究者の養成を目指す。

（1） 高度の普遍的な研究能力を有する研究者の養成

（2） 地域の社会文化振興の諸課題に的確かつ柔軟に対応できる研究者の養成

2. 国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程） 3つのポリシー

本博士後期課程は、普遍的研究課題に取り組み、その成果を生かし研究者として活躍する能力を有する者及び専門分野に加えて環太平洋地域に関する幅広い学識と国際感覚を有する者の養成を目指す。

（1）ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）

国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）は、以下の要件を満たした大学院生に博士（国際地域文化）の学位を授与します。

（1） 国際地域文化という観点から、高度の外国語運用能力を駆使し、沖縄（琉球）・アジアと南北アメリカ（ハワイを含む）に特化した環太平洋地域の地域文化の研究を行い、地域社会や国際社会において活躍できる能力を有すること。

（2） 本学が立脚する琉球・沖縄の歴史や文化の研究を深化させ、その成果を沖縄の地域創生に役立て、国内外の学生や研究者との共同研究を通じて国際感覚を磨くとともに、先端的な理論と知識を創造する能力を有すること。

(2) カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）

ディプロマ・ポリシーで示した能力を育成するため、以下の方針に沿ってカリキュラムを編成します。

- (1) 「国際」「地域」「文化」を基本概念としてカリキュラムを編成し、高度の外国語運用力を含む研究能力を備えた研究者を育成する。
- (2) 総合的な判断能力を育成し、グローバルと地域の視点を備えた研究者を育成するために、研究分野間の学際的な連携を図る。
- (3) 博士の学位にふさわしい高度な専門知識と学識の修得及び研究遂行能力の醸成を目的に共通科目を編成する。
- (4) 専門科目は、複数の専門分野に関連する研究課題にも応用できる研究能力を醸成することを目的に、沖縄(琉球)・アジア研究及び南北アメリカ(ハワイを含む)研究に関する専門科目及び関連科目により編成する。
- (5) 博士論文執筆のための指導を行う研究指導科目を編成する。

(3) アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）は、入学を希望する人に「求める学生像」で示す能力等を求め、これらを「入学者選抜方針」に基づき評価し、入学者を選抜します。

<求める学生像>

- (1) 環太平洋の地域及び文化的課題に関して、課題解決に向けて理論的分析及び評価を行うための修士課程修了程度の専門的知識と研究能力を有していること。
- (2) 高度な外国語運用能力及び総合的判断力を有し、他者との対話を通して現代社会の課題を理解・分析した上で、研究成果を多様な方法で表現する能力を有すること。
- (3) 多様な文化と視点を理解・尊重し、自らの研究成果を明晰に表現する能力を有すること。

<入学者選抜方針>

国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）では、「一般選抜」「社会人特別選抜」「外国人留学生特別選抜」により、入学志願者の能力・意欲・適性、修士課程等における学修の成果等を多面的・総合的に評価・判定します。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">一般選抜</p>	<p>一般選抜は、書面審査、学力検査(外国語 1 科目選択)及び口述試験により、入学志願者の能力・意欲・適性、修士課程等における学修の成果等を総合的に評価・判定します。</p> <p>書面審査では、修士論文又は研究論文の業績を通して、博士後期課程での研究遂行にあたっての研究能力を総合的に評価します。</p> <p>学力検査(外国語 1 科目選択)では、英語又は選択する地域の言語の問題を出題し、研究に必要な語学力を評価します。</p> <p>口述試験では、出願書類(修士論文又は研究論文及び研究計画書等の内容)を含み、研究遂行にあたっての基礎能力、大学院生(博士後期課程)としての適格性等を評価します。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">社会人特別選抜</p>	<p>社会人特別選抜は、書面審査、小論文及び口述試験により、入学志願者の能力・意欲・適性、修士課程等における学修の成果等を総合的に評価・判定します。</p> <p>書面審査は、修士論文又は研究論文の業績を通して、博士後期課程での研究遂行にあたっての研究能力を総合的に評価します。</p> <p>学力検査(外国語 1 科目選択)では、英語又は選択する地域の言語の問題を出題し、研究に必要な語学力を評価します。</p> <p>小論文では、選択する地域や研究分野に関する論述問題を出題し、課題把握の的確性、論拠の妥当性、論旨の一貫性等を評価します。</p> <p>口述試験では、出願書類(修士論文又は研究論文及び研究計画書等の内容)を含み、研究遂行にあたっての基礎能力、大学院生(博士後期課程)としての適格性等を評価します。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">外国人留学生特別選抜</p>	<p>外国人留学生特別選抜は、書面審査、小論文及び口述試験により、入学志願者の能力・意欲・適性、修士課程等における学修の成果等を総合的に評価・判定します。</p> <p>書面審査は、修士論文又は研究論文の業績及び日本語力調査書を通して、博士後期課程での研究遂行にあたっての研究能力等を総合的に評価します。</p> <p>小論文では、選択する地域や研究分野に関する論述問題を出題し、課題把握の的確性、論拠の妥当性、論旨の一貫性等を評価します。</p> <p>口述試験では、出願書類(修士論文又は研究論文及び研究計画書等の内容)を含み、研究遂行にあたっての基礎能力、大学院生(博士後期課程)としての適格性等を評価します。</p> <p>なお、外国人留学生特別選抜への入学志願者には、日本語能力試験 N1 程度の日本語能力を求めます。</p>

学則及び諸規程

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき深く専門の学芸を教授研究し、幅広い知識を授け、世界の文化の進展と人類の平和に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第1条の2 本学は、教育研究の質の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、点検及び評価を行うものとする。

- 2 自己点検・評価の結果は公表し、教育研究の質保証及び改善に努める。
- 3 自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 組織

(学部)

第2条 本学に次の学部を置く。

- 国際学部
- 人間健康学部

2 前項の学部置く学科及びその入学定員、編入学定員、収容定員は、次のとおりとする。ただし、編入学定員は3年次定員とする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
国際学部	国際文化学科	180人	5人	730人
	国際観光産業学科	160人	5人	650人
人間健康学部	スポーツ健康学科	95人	5人	390人
	看護学科	80人	5人	330人
	健康情報学科	80人	5人	330人
計		595人	25人	2430人

3 前項に規定する国際学部各学科の入学定員中5人は外国人留学生とする。

(大学院)

第2条の2 本学に大学院を置く。

- 2 大学院に関する規程は、別に定める。

(助産学専攻科)

第2条の3 本学に助産学専攻科を置く。

- 2 助産学専攻科に関する規程は、別に定める。

(附属図書館)

第3条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第3条の2 本学に附属研究所を置く。

2 附属研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第4条 本学に事務局を置く。

2 事務局の組織に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 職員

(職員)

第5条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

2 職制に関し必要な事項は、別に定める。

(学長)

第5条の2 学長は、校務をつかさどり、職員を統督する。

(副学長)

第5条の3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(職員の連携及び協働)

第5条の4 本学は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教育職員と事務職員との適切な役割分担の下で連携体制を確保し、協働して職務を行うものとする。

第4節 教育研究審議会及び教授会

(教育研究審議会)

第6条 本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会の運営に関する規定は、別に定める。

(教授会)

第6条の2 本学の学部教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 本学の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を次の2学期に分け、学期ごとに授業科目を開設し、第15条に定めるところにより単位の認定を行う。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年の3月31日まで

2 学長は、前項の学期の期間を必要に応じて変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日
 - (3) 沖縄県慰霊の日 6月23日
 - (4) 創立記念日 12月21日
 - (5) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
 - (6) 冬季休業 12月21日から翌年1月4日まで
 - (7) 春季休業 3月1日から3月31日まで
- 2 学長は、前項の休業日を必要に応じて変更することができる。
 - 3 臨時休業日は、その都度学長が定める。
 - 4 休業日の期間中でも必要な実習その他を課することができる。

第2章 修業年限及び在学期間

（修業年限）

第10条 本学の修業年限は、4年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、支障のない場合に限り、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。
- 3 長期履修の取扱いに関する細則は、別に定める。

（在学期間）

第11条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することができない。

- 2 前項の規定に関わらず、第23条の規定により入学した者は、4年を超えて在学することができない。
- 3 第1項の規定に関わらず、第24条第1項及び第25条第1項の規定により入学した者は、入学後の在学すべき年数の2倍を超えて在学することができない。

第3章 教育課程

（教育課程の編成方針）

第12条 本学は、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、学部及び学科ごとに体系的な教育課程を編成するものとする。

（人材養成の目的）

第12条の2 学部の人材養成の目的を次のとおり定める。

(1) 国際学部

平和・自由・進歩の建学の精神に基づいた幅広い教養と地域社会及び国際社会への深い理解をそなえた有為な人材を養成する。

ア 国際文化学科

沖縄県が持つ地理的・歴史的・文化的特性を活用し、多文化理解力、高い日本語能力、英語をはじめとする外国語の実践的運用能力を身につけ、地域社会および国際社会で活躍できる人材を養成する。

イ 国際観光産業学科

観光産業および地域振興における社会的ニーズに対応し、多様化する問題・課題のマネジメント能力をそなえ、地域社会および国際社会に貢献できる実践力のある人材を養成する。

(2) 人間健康学部

平和・自由・進歩の建学の精神に基づいた幅広い教養と調和のとれた知・徳・体をそなえた人材及び心身の健康を支援する有為な人材を養成する。

ア スポーツ健康学科

人間の「こころ」と「からだ」を科学的に研究し、人格の尊重、生命の尊厳を指導できる資質をそなえた健康支援の人材を養成する。

イ 看護学科

人間としての尊厳・健康に生きる権利を擁護し、自己評価能力・自己教育力を身につけ、広く社会に貢献できる看護職者を養成する。

ウ 健康情報学科

数理・データサイエンス・AI の手法を駆使し、保健・医療・福祉などを含む健康分野と社会全般に関するデータを分析することで、新たな価値やサービスの創出に貢献できる人材を養成する。

(教育研究上の目的)

第12条の3 学部の教育研究上の目的を次のとおり定める。

(1) 国際学部

ア 国際文化学科

自国及び環太平洋地域を中心とする国・地域の言語・文化・政治等に関する知見を基礎に学際的研究及び理論、実践、比較研究を通じ、地域社会及び国際社会における課題の解決に取り組む。

イ 国際観光産業学科

観光産業および地域振興における社会的ニーズの変化とともに多様化する問題・課題に対応して、学際的研究及び理論、実践、比較研究を通じ、観光現象を探究・究明する。

(2) 人間健康学部

ア スポーツ健康学科

人間理解、健康理解を基礎として、食生活・栄養、運動・スポーツ、心理、社会福祉、保健・医療の幅広い視点に立った多面的角度から「スポーツと健康」を探究・究明する。

イ 看護学科

地域に根ざしたケアリング文化を発掘・継承・発展させ、人類の健康増進に務め且つ看護学のグローバルな発展に寄与することを目的に教育研究活動を推進する。

ウ 健康情報学科

数理・データサイエンス・AI の手法を駆使し、保健・医療・福祉などを含む健康分野と社会全般に関するデータを分析することで、多面的な視点から「健康と情報」を探究・究明する。

(3つのポリシー)

第12条の4 本学は、人材養成並びに教育研究上の目的を踏まえ、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、及び入学者受入れの方針（以下、「3つのポリシー」という。）を定める。

2 3つのポリシーに関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目の名称及び単位数等)

第13条 本学における授業科目の名称並びに単位数は、各学部履修規程に定める。

2 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目とする。

3 外国人留学生対象の外国語教育科目の種類及び単位数は、各学部履修規程に定める。

4 卒業に必要な単位数は、各学部履修規程に定める。

(授業の方法)

第13条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるものとする。

3 本学は、第一項の授業を、外国において履修させることができるものとする。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができるものとする。

(単位の計算方法)

第14条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業及び授業時間外に必要な学修を考慮し、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 講義又は演習及び実験、実習又は実技の二つ以上の方法で構成される授業科目については、上記(1)及び(2)を勘案し、16時間から45時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、必要な学修の成果を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第15条 授業科目を履修した者には、試験及び出席状況その他によって認定の上、単位を与える。

(成績評価)

第16条 授業科目の成績は、秀(100~90点)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)及び不可(59点以下)の5種類の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし不可を不合格とする。ただし、実習の場合は、合格又は不合格の評語をもって表すことができる。

(授業日数)

第17条 学年の授業日数は、定期試験の日数も含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業時間)

第17条の2 各授業科目の授業は、8週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。

(授業を行う学生数)

第17条の3 本学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする。

第4章 入学、編入学、転入学及び再入学

(入学)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び外国人学生の入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第19条 本学の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (7) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入學させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学志願手続)

第20条 入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選抜)

第21条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

(入学手続及び入学許可)

第22条 選抜試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、個人情報取扱い同意書その他必要な書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第23条 編入学の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し60単位以上を修得した者
 - (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
 - (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し又は卒業した者
- 2 編入学を志願する者は、所定の期日までに編入学願書に編入学検定料及び別に定める書類を添えて願出なければならない。

- 3 編入学志願者に対しては、選抜試験を行う。
- 4 選抜試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、保証書その他必要書類を提出しなければならない。
- 5 学長は、前項の編入学手続を完了した者に編入学を許可する。
(転入学)

第24条 他の大学に在学中の者で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、相当年次に入学を許可することができる。

- 2 転入学を希望する者は、現に在学する大学の学長の許可書を願書に添付しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、転入学に関し必要な事項は別に定める。
(再入学)

第25条 次の各号の一に該当する者で、同一学科に再入学を志願する者があるときは、学長は、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 第28条による退学者
 - (2) 第29条第5号、第6号及び第7号の規定により除籍された者
- 2 前項に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は別に定める。

第5章 休学、復学、退学、除籍、転学部、転学科及び転学

(休学)

第26条 病気その他の理由により修学を中止しようとする者は、医師の診断書又は理由書を添えて願い出、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 学長は、病気その他の理由により修学が不相当と認められる者に対して、必要な期間休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは、休学期間を延長することができる。
- 4 休学期間は通算して4年を超えることはできない。
- 5 前項の規定に関わらず、第23条の規定により入学した学生の休学期間は、通算して2年を超えることはできない。
- 6 第4項の規定に関わらず、第24条第1項及び第25条第1項の規定により入学した学生の休学期間は、入学後の在学すべき年数を超えることができない。
- 7 休学期間は、第10条に規定する修業年限及び第11条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第27条 休学期間を満了した者、又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、所定の期日までに願い出、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

(退学)

第28条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は、学長が、これを除籍する。

- (1) 長期間にわたり行方不明の者
- (2) 在学期間を超えた者
- (3) 第26条第4項、第5項及び第6項に定める休学期間を超えてなお修学できない

い者

- (4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (5) 休学期間満了後督促してもなお所定の手続きをしない者
- (6) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (7) 卒業に要する最終学年を除く一学年の修得単位(第35条により認定された単位は除く。)が16単位未満の者

(転学部)

第30条 本学の学生で、他の学部への転出(以下「転学部」という。)を志望する者があるときは、学長は、相当年次に転学部を許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、転学部については、別に定める。

(転学科)

第30条の2 本学の学生で、転学科を志願する者があるときは、学長は、相当年次に転学科を許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、転学科については、別に定める。

(転学)

第31条 本学の学生で他の大学へ入学又は転入学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

第6章 卒業及び学位

(卒業)

第32条 次の要件を満たした者には、学長が卒業を認定する。

- (1) 第10条に規定する修業年限在籍した者
- (2) 第13条第4項に規定する単位を修得した者
- (3) 卒業判定に合格した者

- 2 卒業判定に係る卒業見込判定等については、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第33条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項に与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位(第39条及び第40条の規定により履修した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることが

できる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第33条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(遠隔授業により修得することができる単位数)

- 第35条の2 第13条の2第2項の授業の方法により修得できる単位数は、第13条第4項に規定する卒業の要件として修得すべき単位数のうち、60単位を超えないものとする。

(教員の免許状授与の所要資格の修得)

- 第35条の3 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の定めるところに従い、各学部履修規程に定めるところにより授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

- 2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、各学部履修規程に定める。

(他学部等における授業科目の履修等)

- 第35条の4 学生は、他の学部又は他の学科の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定の実施に際し必要な事項は、別に定める。

(学位)

- 第36条 本学を卒業したものには、学士の学位を授与する。

- 2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 学費

(学費及びその他の納入金)

- 第37条 本学の学費は、諸納入金の種類及び額等については、公立大学法人名桜大学学費及び諸納入金に関する規程の定めるところによる。

第8章 科目等履修生、特別聴講学生及び聴講生

第38条 削除

(科目等履修生)

- 第39条 本学において、授業科目の履修を希望する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、学長は、当該学部の教授会の議を経て科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第40条 削除

(特別聴講学生)

- 第41条 他の大学等との協議に基づき、当該大学等の学生に授業科目の履修を認め

ることができる。

2 前項の規定により授業科目の履修が認められた学生は、特別聴講学生と称する。

(聴講生)

第41条の2 学外者が本学の授業科目の聴講を希望する場合、学長は、聴講生として受け入れることができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 公開講座

(公開講座)

第42条 大学の教育を広く社会に開放し、生涯学習に対する要望に応えるとともに、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第10章 賞罰

(表彰)

第43条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長は、これを表彰する。

(懲戒)

第44条 学生が、本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、これを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学又は退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第11章 寄宿舍

(寄宿舍)

第45条 本学に寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月27日)

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

2 平成10年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成 11 年 3 月 26 日）

- 1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 11 年 3 月 31 日に在学する者には、改正後の第 13 条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成 12 年 3 月 29 日）

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、国際学部の国際文化学科、経営情報学科及び観光産業学科の平成 12 年度から平成 14 年度までの収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
国際学部	国際文化学科	470 人	470 人	465 人
	経営情報学科	470 人	470 人	465 人
	観光産業学科	470 人	470 人	465 人
計		1410 人	1410 人	1395 人

- 3 平成 12 年 3 月 31 日に在学する者には、改正後の第 13 条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 4 改正後の第 37 条の 3 及び別表 5 の規定は、平成 12 年 4 月 1 日を休学及び入学の始期とする者から適用する。

附 則（平成 13 年 3 月 28 日）

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 13 年 3 月 31 日に在学する者には、改正後の第 13 条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日）

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 14 年 3 月 31 日に在学する者には、改正後の第 13 条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成 14 年 7 月 31 日）

この学則は、平成 14 年 7 月 31 日から施行し、改正後の第 37 条の 2 及び第 37 条の 4 の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 3 月 28 日）

- 1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年 3 月 31 日に在学する者には、改正後の第 13 条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成 16 年 3 月 28 日）

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年 3 月 31 日に在学する者には、改正後の第 13 条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成 17 年 3 月 29 日）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成18年3月29日）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成19年3月27日）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成20年3月27日）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成20年11月28日）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成22年3月4日）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成23年1月26日）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成23年9月28日）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成24年10月24日）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成25年10月24日）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成26年9月27日）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成27年3月28日）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 国際学部国際文化学科、経営情報学科、観光産業学科は、平成27年3月31日をもって廃止する。

附 則（平成27年9月30日）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成28年9月27日）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成28年12月21日）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成29年9月29日）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成30年3月29日）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成31年2月15日）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和2年2月17日）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 令和2年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和2年3月27日）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和3年3月24日）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和3年6月29日）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和3年12月24日）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和5年3月29日）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 3 国際学群国際学類は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、当該学群学類に在学する者が当該学群学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（令和5年12月27日）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 3 国際学群国際学類は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、当該学群学類に在学する者が当該学群学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（令和6年12月26日）

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 3 国際学群国際学類は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、当該学群学類に在学する者が当該学群学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、名桜大学学則（以下「本学学則」という。）第2条の2第2項の規程に基づき、名桜大学大学院（以下「大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

(大学院の目的)

第2条 大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力及び専攻分野における研究能力を養うことを目的とする。

(養成する人材)

第2条の2 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）は、グローバル化、情報化が進展する国内外における諸課題の解決に必要な高度の専門的知識と広い視野を持つ人材を養成する。

(1) 高度の専門職業人の養成

(2) 高度の研究能力を有する教育・研究者の養成

(3) 地域の産業及び社会文化の振興の諸課題に的確にかつ柔軟に対応できる人材の養成

2 大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）は、高度の外国語運用能力を駆使し、沖縄（琉球）・アジアと南北アメリカ（ハワイを含む）に特化した環太平洋の地域文化の研究を行い、地域社会や国際社会において活躍できる研究者の養成を目指す。

(1) 高度の普遍的な研究能力を有する研究者の養成

(2) 地域の社会文化振興の諸課題に的確かつ柔軟に対応できる研究者の養成

3 大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）は、スポーツ・健康分野に関する学修を通して、高度な専門的知識と研究力を身に付け、理論と実践を往還できる高度専門職業人を養成する。

4 大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）は、地域に根ざし地域の健康問題を創造的に解決していく卓越した看護実践能力の育成と看護現象の解明を目的とした研究能力の開発、看護の新たな価値の創出を目指す人材を養成する。

(1) 高度の専門職業人の養成

(2) 高度の研究能力を有する教育・研究者の養成

5 大学院看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）は、沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の健康と生活の質向上のための看護学研究を自律して行い、看護学の発展に寄与する高度な研究能力を有する看護教育研究者を養成する。

(自己評価等)

第3条 前条の目的を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価し、公表する。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則して適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行う。

3 自己点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科及び専攻)

第4条 大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

- (1) 国際文化研究科 国際文化システム専攻（修士課程）
- (2) 国際文化研究科 国際地域文化専攻（博士後期課程）
- (3) スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻（修士課程）
- (4) 看護学研究科 看護学専攻（博士前期課程）
- (5) 看護学研究科 看護学専攻（博士後期課程）

2 研究科に関し、必要な事項は別に定める。

（入学定員及び収容定員）

第5条 大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻	課程	入学定員	収容定員
国際文化研究科 国際文化システム専攻	修士課程	6人	12人
国際文化研究科 国際地域文化専攻	博士後期課程	2人	6人
スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻	修士課程	6人	12人
看護学研究科看護学専攻	博士前期課程	6人	12人
看護学研究科看護学専攻	博士後期課程	2人	6人

第2章 教員組織等

（教員組織）

第6条 大学院における研究の指導は、原則として本学専任教授が行い、授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当する。ただし、必要がある場合は、兼任教員が担当することができる。

2 大学院に客員教授を置くことができる。客員教授に関し必要な事項は、別に定める。

（教育職員と事務職員の連携と協働）

第6条の2 大学院は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教育職員と事務職員との適切な役割分担の下で連携体制を確保し、協働して職務を行うものとする。

第3章 運営組織

（大学院委員会）

第7条 大学院に、名桜大学大学院委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、学長が招集し、その議長となる。

3 学長に事故あるとき又は欠けたときは、委員会においてあらかじめ選出された者が招集しその議長となる。

（委員会の構成）

第8条 委員会の構成は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科長
- (4) その他学長が必要と認めた者 若干人

- 2 前項第4号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項第4号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
- 5 委員会の議事は、委員会の議を経て、学長が決定する。
- 6 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(委員会の審議事項)

第9条 委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に係る方針に関すること。
 - (2) 学位の授与に係る方針に関すること。
 - (3) 教育課程の編成に関すること。
 - (4) 大学院担当教員の教育研究業績審査に関すること。
 - (5) その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関すること。
- 2 委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- (1) 大学院に係る学則及び規程等に関すること。
 - (2) 大学院の点検及び評価に関すること。
 - (3) 大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究に関すること。
 - (4) 大学院に係る人事、予算、行事及び施設整備等に関すること。
 - (5) 履修方法に関すること。
 - (6) 学生の身分及び賞罰に関すること。
 - (7) 試験、成績判定及び論文審査に関すること。
 - (8) その他大学院に関する重要事項

(研究科長)

第10条 大学院に研究科長を置き、大学院研究科を担当する教授のなかから学長が指名し、理事長に推薦するものとする。

- 2 研究科長は、各専攻の運営を総括する。
- 3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(研究科委員会)

第11条 大学院に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

第12条 削除

第4章 学年、学期及び休業日

(学年等の準用)

第13条 大学院の学年、学期及び休業日については、本学学則第7条から第9条の規程を準用する。

第5章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 大学院の標準修業年限は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 修士課程及び博士前期課程 2年

(2) 博士後期課程 3年

2 前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を越えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し課程を修了することを申し出たときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）について、各研究科委員会の議を経て、学長が認めることができる。

3 長期履修の取扱いに関する細則は、別に定める。

4 第1項の規定にかかわらず、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程及び博士前期課程又は博士後期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができることとする。

(在学年限)

第15条 大学院における在学年限は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 修士課程及び博士前期課程は4年を超えることはできない。

(2) 博士後期課程は6年を超えることはできない。

第6章 入学、休学、復学、転学、留学、退学及び除籍等

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ教育上支障がないと委員会が認めるときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第17条 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）及び大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法第83条（昭和22年法律第26号）に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度に

において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で22歳に達したもの
- (11) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと委員会が認める者

2 大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118条）
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

3 大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条（昭和22年法律第26号）に定める大学を卒業した者

- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業したものと同等以上の学力があると認めた者で22歳に達したもの
- 4 大学院看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118条）
 - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と

同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
(入学志願)

第18条 大学院に入学を志願する者は、入学願書及び所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに手続きをしなければならない。

(入学者の選抜)

第19条 入学志願者に対しては、選抜を行い、研究科委員会の議を経て学長が合格者を決定する。

2 前項の選抜は、学力検査、面接、出願書類等を総合して行うものとする。

3 前項の選抜の方法、時期、内容等については、その都度定める。

(入学手続き及び入学許可)

第20条 合格の通知を受けた者は、所定の書類を添えて、第44条に定める入学金及び授業料等を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。ただし、入学金又は授業料の徴収猶予を願い出た者については、その未納にかかわらず入学を許可することができる。

(再入学)

第21条 学長は、第26条の規定による退学者で、再入学を志願する者については、相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第22条 学長は、他の大学院の学生で転入学を志願する者については、欠員のある場合限り、相当年次に入学を許可することができる。

2 転入学を希望する者は、現に在学する他大学院研究科長の許可書を願書に添付するものとする。

(休学)

第23条 病気その他の理由により修学を中止しようとする者は、医師の診断書又は理由書を添えて願い出、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気その他の理由により修学が不相当と認められる者に対して、必要な期間休学を命ずることができる。

(休学期間)

第24条 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは、休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して次の各号に定める年数を超えることはできない。

(1) 修士課程及び博士前期課程 2年

(2) 博士後期課程 3年

3 休学期間は、第15条に定める在学年限には算入しない。

(復学)

第25条 休学期間を満了した者、又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、所定の期日までに願い出て学長の許可を得て復学することができる。

2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

(退学)

第26条 大学院を退学しようとする者は、退学願を提出して、学長の許可を得なければな

らない。

(転学)

第27条 他の大学院に転学しようとする者は、転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第28条 学長は、外国の大学院へ留学を希望する者については、留学願を提出させ、留学を許可することができる。

2 前項による留学は、外国の大学院の在学期間1年に限り、本学における在学期間に算入することができる。

3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は、学長が、これを除籍する。

(1) 長期間にわたり行方不明の者

(2) 在学期間を超えた者

(3) 第24条第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

(4) 病気その他の理由により、成業の見込がないと認められる者

(5) 休学期間満了後督促してもなお所定の手続きをしない者

(6) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

2 前項により除籍された者は、原則として再入学をすることはできない。

第7章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第30条 大学院は、当該研究科及び専攻の教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

(授業及び研究指導)

第30条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。

(組織的な研修等)

第30条の3 大学院は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

3 大学院は、第30条の2第2項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。

(授業科目及び単位数)

第31条 大学院研究科における授業科目及び単位数は、各研究科で定める規程のとおりとする。

(授業の方法)

第31条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うことができるものとする。

2 大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるものとする。

3 大学院は、第1項の授業を、外国において履修させることができるものとする。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

4 大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を校舎及び付属施設以外の場所で行うことができるものとする。

(単位の計算基準)

第32条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業及び授業時間外に必要な学修を考慮し、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究指導等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第32条の2 大学院は、学生に対して、授業、研究指導の方法と内容及び一年間の授業と研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対しその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(履修方法)

第33条 大学院の授業科目の履修方法等については、別に定める。

(教育方法の特例)

第34条 大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、履修した授業科目については、修士課程においては15単位を超えない範囲で、博士後期課程においては10単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす。

3 第1項の履修期間は、在学期間に含まれるものとする。

4 他の大学院で履修できる授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、別に定め

る。

(入学前の既取得単位等の認定)

第36条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院（他の大学院を含む。以下同じ。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を入学後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、修士課程及び博士前期課程においては15単位を超えない範囲で、博士後期課程においては10単位を超えない範囲までとし、第35条によりみなす単位数と合わせて修士課程においては20単位を超えないものとし、博士後期課程においては10単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第37条 大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第8章 課程の修了要件

(単位の授与)

第38条 授業科目を履修した学生に対しては、試験及び出席状況その他研究報告等により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(成績の評価)

第39条 授業科目の成績は、秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）及び不可（59点以下）の5種類の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし不可を不合格とする。ただし、実習の場合は、合格又は不合格の評語をもって表すことができる。

(課程の修了要件)

第40条 国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）の修了要件は、大学院に2年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。

2 前項の規定において、大学院の目的に応じ適当と認められたときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

- 3 国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、研究論文1編以上が査読付学術誌において掲載、又は受理された上で博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の博士後期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。
- 4 スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）の修了要件は、大学院に2年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。
- 5 看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の修了要件は、大学院に2年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程の目的に応じ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。
- 6 前項の規定において、大学院の目的に応じ適当と認められたときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 7 看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）の修了要件は、大学院に3年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程又は博士課程

(前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。

(修士論文の審査及び最終試験)

第41条 修士論文の最終試験の可否は、審査会の報告に基づき研究科委員会が決定する。

2 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ修士論文を提出した者について口述又は筆記試験によって行う。

(博士論文の審査及び最終試験)

第41条の2 博士論文及び最終試験の可否は、審査会の報告に基づき研究科委員会が決定する。

2 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ博士論文を提出した者について口述又は筆記試験によって行う。

(学位の授与)

第42条 大学院修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 大学院博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 教育職員免許状

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第43条 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)及び大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻(修士課程)において、中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を取得しなければならない。

2 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)及び大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻(修士課程)において、当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	教育職員免許状の種類	免許教科
国際文化研究科	国際文化システム専攻	中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	英語・商業
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	中学校教諭専修免許状	保健体育
		高等学校教諭専修免許状	保健体育
		養護教諭専修免許状	養護

3 前項に定める教育職員の免許状を取得するために必要な科目は各研究科で定める規程のとおりとする。

第10章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等)

第44条 本学の学費、諸納入金の種類及び額等については、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金に関する規程の定めるところによる。

第11章 特別聴講学生、特別研究生、科目等履修生等及び外国人特別学生等

(特別聴講学生)

第45条 学長は、特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき、その履修を認めることができる。

2 前項により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

(特別研究学生)

第46条 学長は、研究指導を受けようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき、その受入れを認めることができる。

2 前項により受入れた学生は、特別研究学生と称する。

(科目等履修生)

第47条 学長は、大学院の学生以外の者で、大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

(研究生)

第48条 学長は、大学院において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、研究生として入学を許可することができる。

(委託研究生)

第49条 学長は、官公庁、外国政府、地方自治体等の学外機関から大学において特定の授業科目の履修及び研究指導の委託があったときは、大学院学生の教育研究に支障のない範囲で、委託研究生として入学を許可することができる。

2 委託研究生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。

3 前項の試験を受け合格した者には、成績を記載した証明書を交付することができる。ただし、単位は授与しない。

(外国人特別学生)

第50条 学長は、外国人で大学院に志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人特別学生については、定員外とすることができる。

3 外国人特別学生の選考方法については、別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第51条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長がこれを表彰する。

2 表彰の選考基準については、別に定める。

(懲戒)

第52条 学生が、本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、これを懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学又は退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 懲戒に関し、必要な事項は、別に定める。

第13章 奨学制度

(奨学制度)

第53条 学生の研究を奨励するため、奨学制度を設ける。

- 2 奨学制度に関し、必要な事項は、別に定める。

第14章 雑則

(準用規程)

第54条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し、必要な事項は、本学学則及びその他の学部諸規程を準用する。

- 2 前項において、この学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」と「教授会」を「研究科委員会」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 平成16年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定にかかわらず従前の規程を適用する。

附 則 (平成16年7月30日)

この学則は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月24日）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月23日）

この学則は、平成25年1月23日から施行する。

附 則（平成26年2月27日）

この学則は、平成26年4月1日から施行し、改正後の第8条は平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年9月27日）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月28日）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年3月31日まで
に在学する者には、改正後の第29条第1号の規程を適用する。

附 則（平成27年9月30日）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第8条第1項第7号に掲げる者の任期は、平成28年3月31日までとする。
- 3 平成28年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（平成29年3月29日）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（平成30年6月29日）

- 1 この学則は、平成30年6月29日から施行する。
- 2 平成28年4月1日以後に入学した者は、改正後の別表1の単位数を適用する。

附 則（平成31年2月15日）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（令和2年3月27日）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（令和2年3月24日）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（令和3年12月24日）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 令和4年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（令和5年3月29日）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

則（令和6年3月25日）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月26日）

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年12月24日）

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日に在学する者には、改正後の第31条及び第39条の規定に関わらず、なお従前の例による。

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条、名桜大学学則第36条第2項及び名桜大学大学院学則第42条第2項の規定に基づき、名桜大学(以下「本学」という。)が行う学位授与の手続き及び方法に関する必要な事項を定める。

(学士の学位授与の要件)

第2条 学士の学位授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位の授与は、本学大学院修士課程及び博士前期課程(以下「修士課程及び博士前期課程」という。)を修了した者に対し行う。

(博士の学位授与の要件)

第4条 博士の学位の授与は、本学大学院博士後期課程(以下「博士後期課程」という。)を修了した者に対し行う。

(学位論文の提出)

第5条 修士の学位論文は、研究科長(修士課程及び博士前期課程)に提出する。

2 博士の学位論文は、研究科長(博士後期課程)に提出する。

第6条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

第7条 研究科委員会は、審査のため必要があるときは、論文の抄訳及びその他の資料の提出を求めることができる。

第8条 受理した論文は、返付しない。

(審査の付託)

第9条 研究科長は、第5条第1項及び第2項の規定より学位論文を受理したときは、研究科委員会に審査を付託しなければならない。

第10条 研究科委員会は、学位論文の審査を付託されたときは、審査会を設置し、審査させるものとする。

2 審査会は、3人以上の審査委員をもって組織する。

3 審査会は、学位論文の審査のほか最終試験、又は学力の確認を行う。

4 研究科委員会は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等に審査の協力を求めることができる。

(最終試験)

第11条 最終試験は、学位論文審査終了後、学位論文を中心として口述又は筆記試験によって行う。

(審査の確認)

第12条 学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、その在学期間中に終了しな

ければならない。

(研究科委員会への報告)

第13条 審査会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、その審査要旨に意見を付して、最終試験又は学力の確認の成績とともに、文書で研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の議決)

第14条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否を議決する。

2 前項の議決は、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学長への報告)

第15条 研究科長は、研究科委員会が前条第1項の議決をしたときは、学位論文の審査要旨、最終試験又は学力の確認の成績を添えて議決の結果とともに、文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第16条 学長は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を決定し、授与すべき者には、所定の学位記を交付し、授与できない者には、その旨を本人に通知する。

2 学長は、前項によって学位を授与したときは、研究科長に通知する。

(学位授与の報告)

第17条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(論文要旨の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与にかかる論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学が協力し、インターネットの利用により行うものとする。

(専攻分野の名称)

第20条 学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記する。

2 専攻分野の名称は次の表のとおりとする。

(学士の専攻分野の名称)

学部	学科	名 称
国際学部	国際文化学科	国際文化学
	国際観光産業学科	国際観光産業学
人間健康学部	スポーツ健康学科	スポーツ健康学
	看護学科	看護学
	健康情報学科	健康情報学

(修士及び博士前期課程の専攻分野の名称)

研究科	専攻	名称
国際文化研究科	国際文化システム専攻	国際文化、国際観光産業
看護学研究科	看護学専攻	看護学
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	スポーツ健康科学

(博士の専攻分野の名称)

研究科	専攻	名称
国際文化研究科	国際地域文化専攻	国際地域文化
看護学研究科	看護学専攻	看護学

(学位の名称)

第 2 1 条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「名桜大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消し)

第 2 2 条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士にあつては教授会、修士及び博士にあつては大学院委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

2 教授会又は大学院委員会において前項の議決をする場合は、学士にあつては教授会規則第 5 条第 2 項の規定、修士及び博士にあつては学位規則第 1 4 条第 2 項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第 2 3 条 学位記の様式は、学士にあつては別紙様式 1 - 1、様式 1 - 2、修士にあつては別紙様式 2 - 1 及び 2 - 3、博士前期課程にあつては様式 2 - 2、博士にあつては別紙様式 3 - 1、様式 3 - 2 のとおりとする。

(補則)

第 2 4 条 この規則で定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学士にあつては学長、修士及び博士にあつては研究科長が別に定める。

(雑則)

第 2 5 条 この規則の改廃は、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に授与された学士の学位は、この規則に基づき授与されたものと見なす。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に在学する者には、改正後の第16条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に在学する者には、改正後の第16条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在学する者には、改正後の第16条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者には、改正後の第17条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則（令和3年12月16日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者には、改正後の第17条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則（令和4年3月23日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学する者には、改正後の第17条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則（令和6年2月28日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学する者には、改正後の第17条第2項及び第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年2月26日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在学する者には、改正後の第20条第2項及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式1-1

(国際学部を卒業した場合)

第 号	年 月 日	名 桜 大 学 長 氏 名 印	授 与 す る 学 士 () の 学 位 を 授 与 す る	課 程 を 修 め た の で 卒 業 を 認 定 し	本 学 国 際 学 部 学 科 所 定 の	之 大 名 印 学 桜	氏 名 年 月 日 生	学 位 記

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする

様式1-2

(人間健康学部を卒業した場合)

第 号	年 月 日	名 桜 大 学 長 氏 名 印	授 与 す る 学 士 () の 学 位 を 授 与 す る	課 程 を 修 め た の で 卒 業 を 認 定 し	本 学 人 間 健 康 学 部 学 科 所 定 の	之 大 名 印 学 桜	氏 名 年 月 日 生	学 位 記

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする

様式 2-1

(修士課程を修了した場合)

国 研 修 第 号	名 桜 大 学 長 氏 名 印	年 月 日	する で 修 士 () の 学 位 を 授 与 す る	審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の の 学 位 を 授 与 す る	所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の の 学 位 を 授 与 す る	本 学 大 学 院 国 際 文 化 研 究 科 の の 学 位 を 授 与 す る	専 攻 の 修 士 課 程 に お い て の の 学 位 を 授 与 す る	本 学 大 学 院 国 際 文 化 研 究 科 の の 学 位 を 授 与 す る	之 大 名 印 学 桜	氏 名	年 月 日 生	学 位 記

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式 2-2

(博士前期課程を修了した場合)

看 研 修 第 号	名 桜 大 学 長 氏 名 印	年 月 日	する で 修 士 () の 学 位 を 授 与 す る	審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の の 学 位 を 授 与 す る	所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の の 学 位 を 授 与 す る	本 学 大 学 院 看 護 学 研 究 科 の の 学 位 を 授 与 す る	専 攻 の 博 士 前 期 課 程 に お い て の の 学 位 を 授 与 す る	本 学 大 学 院 看 護 学 研 究 科 の の 学 位 を 授 与 す る	之 大 名 印 学 桜	氏 名	年 月 日 生	学 位 記

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式 2-3

(修士課程を修了した場合)

ス 研 修 第 号	名 桜 大 学 長 氏 名 印	年 月 日	す る	で 修 士 （ ） の 学 位 を 授 与	審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の	所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の	本 学 大 学 院 ス ポ ー ツ 健 康 科 学 研 究 科 専 攻 の 修 士 課 程 に お い て	之 大 名 印 学 桜	氏 名	年 月 日 生	学 位 記

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式 3-1

(博士後期課程を修了した場合)

国 研 博 第 号	名 桜 大 学 長 氏 名 印	年 月 日	す る	で 博 士 （ ） の 学 位 を 授 与	審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の	所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の	本 学 大 学 院 国 際 文 化 研 究 科 専 攻 の 博 士 後 期 課 程 に お い て	之 大 名 印 学 桜	氏 名	年 月 日 生	学 位 記

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

看 研 博 第 号	名 桜 大 学 長 氏 名 印 <input type="text"/>	年	月	日	本 学 大 学 院 看 護 学 研 究 科 専 攻 の 博 士 後 期 課 程 に お い て 所 定 	学 位 記 氏 名 年 月 日 生	名 大 学 之 印 桜 学 印

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）規程

（令和元年10月23日制定）

（趣旨）

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則（平成13年4月1日制定。以下「学則」という。）第4条第2項の規定に基づき、国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）に関し必要な事項を定めるものとする。

（専攻）

第2条 国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）（以下「研究科（博士後期課程）」という。）を置く。

（授業科目及び単位数）

第3条 研究科（博士後期課程）における授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

（指導教員及び副指導教員）

（研究指導教員及び研究指導補助教員）

第4条 学生の研究及び論文指導（以下「研究指導」という。）のため、研究指導教員及び研究指導補助教員を置く。

2 研究指導教員は、研究指導を行う専任の教授をもって充てる。

3 研究指導教員は、学生が取り組む研究と論文作成の実施を指導し、学生の授業科目の履修等に適切な助言を行う。

4 研究指導補助教員を2名置くものとする。

5 研究指導補助教員は、研究指導教員を補佐する専任の教授1名以上をもって充てる。ただし、名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程委員会（以下「博士後期課程委員会」という。）が教育上有益と認めるときは、他の大学院等の研究者をもって充てることができるものとする。

6 研究指導補助教員は、研究指導教員を補佐し、より多角的な視野から学生の研究と論文作成の助言と支援を行う。

7 学生は、入学後所定の期日までに研究指導教員を定め、研究科長（博士後期課程）に届け出なければならない（別紙様式第1号）。

8 研究指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、博士後期課程委員会の議を経て変更を認めることができる（別紙様式第2号）。

（教育方法の特例）

第5条 研究科（博士後期課程）における授業及び研究指導は、博士後期課程委員会が教育上特に必要があると認める場合に限り、別に指定する特定の時間又は時期に行うことができる。

（履修方法）

第6条 学生は、入学した年度の最初の履修登録時に、研究するテーマを決定しなければならない。

2 履修に当たっては、第3条別表1により共通科目（必修2科目4単位）、専門科目

(選択2科目4単位以上)、研究指導科目(必修6科目12単位)から合計10科目以上履修し、20単位以上修得しなければならない。

(科目履修手続)

第7条 学生は、各学期の初めに履修しようとする授業科目を所定の様式により研究科長(博士後期課程)に届けなければならない。

2 研究指導科目は、1年次及び2年次並びに3年次の学期始めに登録するものとする。

3 1年次における履修科目及び修得単位は、共通科目1科目2単位と専門科目2科目4単位以上、研究指導科目2科目4単位、計5科目10単位以上を修得目標とする。

4 休業期間等に臨時に開設される科目の履修については、そのつど科目の登録を行うものとする。

5 学生は、研究指導教員及び研究指導補助教員の履修指導のもとに科目の登録及び履修を行うものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第8条 学長は、研究指導教員が必要と認めるときは、学則第35条に定めるところにより、他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項により修得した単位は、4単位を超えない範囲で第6条第2項の専門科目の履修とみなして修了に必要な単位として取り扱う。

(単位の授与)

第9条 授業科目を履修した学生に対しては、試験及び出席状況その他研究報告等により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

2 病気その他のやむを得ない理由により、試験を受けることができなかつた者については、追試験を行うことができる。

3 追試験の時期は別に定める。

4 試験を受けて不合格になつた者についての再試験は行わない。

(成績評価)

第10条 第10条 授業科目の成績は、秀(100~90点)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)及び不可(59点以下)の5種類の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし不可を不合格とする。

(博士論文の提出)

第11条 博士論文に関する日程は、次の表に掲げるとおりとする。なお、学生が研究計画書、学位請求論文作成計画書、学位請求論文執筆計画書及び学位請求論文提出予定稿並びに学位請求論文提出資格取得申請書を研究科長(博士後期課程)に提出する場合は、研究指導教員の承認を得るものとする(別紙様式第3号、4号、5号及び6号並びに7号)。

事 項	時 期
研究指導教員届の提出	1年次前学期開始から2週間
研究計画書の提出	1年次前学期開始から2週間
倫理審査申請(該当者のみ)	1年次4月第4週から必要に応じて実施する

第1回中間発表	1年次2月第4週目
学位請求論文作成計画書の提出	2年次前学期開始から2週間
第2回中間発表	2年次2月第4週目
学会等での発表又は学術誌等での掲載の確認	第2回中間発表後から2年次3月4週まで
学位請求論文執筆計画書の提出	3年次前学期開始から2週間
学位請求論文提出予定稿の提出	3年次6月第2週から6月第3週まで
博士論文事前審査に係る書類提出	3年次6月第2週から6月第3週まで
博士論文事前審査	3年次7月第1週
学位請求論文提出資格の決定	3年次7月第2週
学位請求論文の提出	3年次9月第4週から10月第1週まで
博士論文本審査に係る書類提出	3年次9月第4週から10月第1週まで
博士論文審査及び最終試験	3年次1月第2週目

2 学位請求論文は、学位請求論文提出資格を承認された学生のみ提出することができる。

3 博士論文審査及び最終試験は、事前審査会において、以下の要件を満たした者、又は満たす見込みの者について行う。

(1) 共通科目(必修)の2科目4単位、専門科目(選択科目)から2科目4単位以上、研究指導科目(必修)の6科目12単位、合計10科目20単位以上を取得済み(又は見込み)であること。

(2) 博士後期課程在籍中に、博士後期課程第1回及び第2回中間発表会で発表していること。

(3) 博士後期課程在籍中に、提出する博士學位論文に関する論文が1編以上あること。ただし、対象となる論文は、日本語又は外国語で作成され、査読付き学術誌に掲載又は受理されたものとする。なお、博士後期課程入学以前に発表された他の學位論文に関する論文とされていない、博士論文を申請するに足る専門研究論文または著書等も可とする。

4 学位申請手続要領については、別に定める。

(修了要件)

第12条 研究科(博士後期課程)の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、研究科(博士後期課程)所定の科目を履修し、20単位以上修得、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、研究科(博士後期課程)に関し必要な事項は、博士後期課程委員会の議を経て研究科長(博士後期課程)が別に定める。

(改廃)

第14条 この規定の改廃は、博士後期課程委員会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この規程は、令和元年10月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年2月18日）

この規程は、令和3年4月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年10月22日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月10日）

この規程は、令和4年6月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和6年12月13日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在学する者には、改定後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年11月14日）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日に在学する者には、改定後の第3条及び第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1 (第3条関係)

授業科目及び単位数

科目区分	授 業 科 目 名	配当 年次	単 位 数		講義・演習	備 考
			必修	選択		
共通 科目	国際地域文化総合演習Ⅰ	1	2		演習	
	国際地域文化総合演習Ⅱ	2	2		演習	
専 門 科 目	琉球・沖縄文化特論	1・2		2	講義	
	琉球文学特論	1・2		2	講義	
	琉球歴史学特論	1・2		2	講義	
	南島民俗文化特論	1・2		2	講義	
	日本古典文学特論	1・2		2	講義	
	日本近代文学特論	1・2		2	講義	
	中国琉球関係史特論	1・2		2	講義	
	20世紀アメリカ文学特論	1・2		2	講義	
	中南米地域文化特論	1・2		2	講義	
	東アジア地域文化特論	1・2		2	講義	
	東南アジア地域文化特論	1・2		2	講義	
	英語教育特論	1・2		2	講義	
現代沖縄教育特論	1・2		2	講義		
アジア太平洋国際関係特論	1・2		2	講義		
研 究 指 導 科 目	特別演習Ⅰ	1	2		演習	
	特別演習Ⅱ	1	2		演習	
	特別演習Ⅲ	2	2		演習	
	特別演習Ⅳ	2	2		演習	
	特別演習Ⅴ	3	2		演習	
	特別演習Ⅵ	3	2		演習	

様式1号（第4条関係）

研究指導教員届

年 月 日

名城大学大学院
国際文化研究科長（博士後期課程） 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻（博士後期課程）	
学 生 番 号	
氏 名 （ 自 署 ）	

研究指導教員を下記のとおり届出します。

記

研究題目
研究指導教員（自署）

注 研究指導教員の承認を得て、入学年度の所定の期日（4月第2週）までに
研究科長（博士後期課程）に届けなければならない。

研究指導教員変更届

年 月 日

名桜大学大学院
国際文化研究科長（博士後期課程） 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻（博士後期課程）	
学 生 番 号	
氏 名 （ 自 署 ）	

研究指導教員を下記のとおり変更しますので届出します。

記

1. 指導教員の変更

新：研究指導教員（自署）	
旧：研究指導教員（自署）	

※新・旧の研究指導教員から、必ず自署をもらうこと

2. 変更理由

--

研究計画書

年 月 日

名桜大学大学院
国際文化研究科長（博士後期課程） 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻（博士後期課程）	
学 生 番 号	
氏 名（自 署）	
研 究 指 導 教 員 （ 自 筆 ）	

研究計画書を下記及び別紙1・2（様式第3号関係）のとおり届け出ます。

記

1. 研究タイトル

2. 研究計画書の概要（200字程度）

3. 研究計画書（別紙1・2に具体的に記載してください。ワープロ可・2,000字程度）
 - 1) 研究テーマ（研究の背景・課題意識等）
 - 2) 研究内容・研究計画（研究方法・研究の進め方、スケジュール概略等）
 - 3) 研究成果の公開について

別紙1（様式第3号関係）

年 月 日

学生番号：

氏 名：

研究計画書

- 1) 研究テーマ（研究の背景・課題意識等）

学生番号：

氏 名：

研究計画書

2) 研究内容・研究計画（研究方法・研究の進め方、スケジュール概略）

3) 研究成果の公開について

様式第4号（第11条関係）

学位請求論文作成計画書

年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長（博士後期課程） 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻（博士後期課程）	
学 生 番 号	
氏 名（自 署）	
研 究 指 導 教 員 （ 自 筆 ）	

学位請求論文作成計画書を別紙1（様式第4号関係）のとおり届け出ます。

学位請求論文作成計画書

(フリガナ) 氏名		所属研究科	
		年次	
研究指導教員氏名	(自署)	学生番号	

【研究テーマ】

1. 現在までの研究状況

図表を含めてもよいのでわかりやすく記述してください。様式改変・追加は不可(以下同様)

①これまでの研究の背景、課題、課題の克服方法、研究目的、特色と独創的な点について当該分野の重要文献を挙げて記述してください。

②これまでの研究経過及び得られた結果について、課題を含め①で記載したことと関連づけて説明してください。なお、これまでの研究成果を論文あるいは学会等で発表している場合には、それらの内容を記述してください。

【これまでの研究の背景・課題・課題の克服方法・特色と独創的な点】

【これまでの研究経過および得られた研究成果】

2. これからの研究計画

(1) 研究の背景

「1」で述べた研究状況を踏まえ、これからの研究計画の背景、課題、課題の克服方法、着想に至った経緯等について記入してください。

【これからの研究計画の背景と課題】

【着想に至った経緯と課題の克服方法】

(2)研究目的・内容(図表を含めてもよいので、わかりやすく記述してください。)

- ①研究目的、研究方法、研究内容について記述してください。
- ②どのような計画で、何を、どこまで明らかにしようとするのか、具体的に記入してください。
- ③共同研究の場合には、担当した部分を明らかにしてください。
- ④研究計画の期間中に異なった研究機関(外国の研究機関等を含む)において研究に従事することを予定している場合にはその旨を記載してください。

【研究目的】

【研究方法と内容】

(3)研究の特色・独創的な点

次の項目について記載してください。

- ①これまでの先行研究等があれば、それらと比較して、本研究の特色、着眼点、独創的な点
- ②国内外の関連する研究の中での当該研究の位置づけ、意義
- ③本研究が完成したとき予想される学術的貢献

【本研究の特色、着眼点、独創的な点】

【国内外の関連する研究の中での当該研究の位置づけ、意義】

【本研究が完成したとき予想される学術的貢献】

(4)研究倫理(人権の保護及び法令等の遵守)への対応

様式第5号（第11条関係）

学位請求論文執筆計画書

年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長（博士後期課程） 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻（博士後期課程）	
学 生 番 号	
氏 名 （ 自 署 ）	
研 究 指 導 教 員 （ 自 筆 ）	

学位請求論文執筆計画書を別紙1（様式第5号関係）のとおり届け出ます。

学位請求論文執筆計画書

(フリガナ) 氏名		所属研究科	
		回生	
研究指導教員氏名	(自署)	学生番号	

【研究テーマ】

1. 現在までの研究状況

図表を含めてもよいのでわかりやすく記述してください。様式改変・追加は不可(以下同様)

①これまでの研究の背景、課題、課題の克服方法、研究目的、特色と独創的な点について当該分野の重要文献を挙げて記述してください。

②これまでの研究経過及び得られた結果について、課題を含め①で記載したことと関連づけて説明してください。なお、これまでの研究成果の論文あるいは学会等で発表している場合には、それらの内容を記述してください。

【これまでの研究の背景・課題・課題の克服方法・特色と独創的な点】

【これまでの研究経過および得られた研究成果】

2. これからの研究計画

(1) 研究の背景

「1」で述べた研究状況を踏まえ、これからの研究計画の背景、課題、課題の克服方法、着想に至った経緯等について記入してください。

【これからの研究計画の背景と課題】

【着想に至った経緯と課題の克服方法】

(2)研究目的・内容(図表を含めてもよいので、わかりやすく記述してください。)

- ①研究目的、研究方法、研究内容について記述してください。
- ②どのような計画で、何を、どこまで明らかにしようとするのか、具体的に記入してください。
- ③共同研究の場合には、担当した部分を明らかにしてください。
- ④研究計画の期間中に異なった研究機関(外国の研究機関等を含む)において研究に従事することを予定している場合にはその旨を記載してください。

【研究目的】

【論文の基本構成】

【研究内容】

【研究の進捗状況と今後の見通し】

(3)研究の特色・独創的な点

次の項目について記載してください。

- ①これまでの先行研究等があれば、それらと比較して、本研究の特色、着眼点、
独創的な点
- ②国内外の関連する研究の中での当該研究の位置づけ、意義
- ③本研究が完成したとき予想される学術的貢献

【本研究の特色、着眼点、独創的な点】

【国内外の関連する研究の中での当該研究の位置づけ、意義】

【本研究が完成したとき予想される学術的貢献】

(4)研究倫理(人権の保護及び法令等の遵守)への対応

様式第6号（第11条関係）

学会発表・査読付き学術誌掲載報告書

年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長（博士後期課程） 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻（博士後期課程）	
学 生 番 号	
氏 名 （ 自 署 ）	
研 究 指 導 教 員 （ 自 筆 ）	

学会発表・査読付き学術誌掲載報告を別紙1（様式第6号関係）のとおり報告します。

様式第7号（第11条関係）

学位請求論文提出予定稿

年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長（博士後期課程） 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻（博士後期課程）	
学 生 番 号	
氏 名 （ 自 署 ）	
研 究 指 導 教 員 （ 自 筆 ）	

学位請求論文提出予定稿を別紙（自由様式・様式第7号関係）のとおり届け出ます。

様式第8号（第11条関係）

学位請求論文提出資格取得申請書

年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長（博士後期課程） 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻（博士後期課程）	
学 生 番 号	
氏 名 （ 自 署 ）	
研 究 指 導 教 員 （ 自 筆 ）	

学位請求論文提出資格取得申請書を別紙1（様式第8号関係）のとおり届け出ます。

別紙1 (様式第8号関係)

学 生 番 号 氏 名		提出日	
		年 月 日	
研究指導教員 氏名		在 学 年 次	年 次
研究指導補助 教員氏名			
研究業績 (博士論文と直接関わらないものも含め、網羅的に記載すること)			

主論文名

論文の要旨

用紙が不足する場合は、適宜 A4 サイズを使用のこと（ワープロで作成すること。）

名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程委員会規程

(平成31年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 名桜大学大学院学則第11条第2項に基づく研究科委員会の組織として、名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程委員会（以下「博士後期課程委員会」という。）を置く。

2 この規程は、博士後期課程委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 博士後期課程委員会は、国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）の専任の教授をもって組織する。

2 博士後期課程委員会が必要と認めたときは、専任の上級准教授、准教授及び助教を博士後期課程委員会の委員とすることができる。

(審議事項)

第3条 博士後期課程委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。
- (2) 学位の授与に関すること。
- (3) 教育課程の編成に関すること。
- (4) 大学院担当教員の教育研究業績審査に関すること。
- (5) その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関すること。

2 博士後期課程委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 履修方法に関すること。
- (2) 学生の身分及び賞罰に関すること。
- (3) 試験、成績判定及び論文審査に関すること。
- (4) 研究科の点検及び評価に関すること。
- (5) 研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究に関すること。
- (6) その他研究科に関すること。

(博士後期課程委員会の招集及び議長)

第4条 研究科長（博士後期課程）は、博士後期課程委員会を招集し、その議長となる。

2 博士後期課程委員会は、原則として毎月1回定例会議を開くものとする。ただし、必要がある場合には臨時に会議を開くことができる。

3 研究科長（博士後期課程）は、博士後期課程委員会委員の3分の1以上の者から特定の事項を議題とする博士後期課程委員会開催の求めがある場合には、速やかに会議を開催しなければならない。

4 研究科長（博士後期課程）が不在の場合は、あらかじめ研究科長（博士後期課程）が指名した者が職務を代行する。

(議事)

第5条 博士後期課程委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することはできない。

2 博士後期課程委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第1項及び第2項の定めにかかわらず、人事及び学位授与に関する議事を審議する場合は、博士後期課程委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の3分の2以上の賛成を要する。

(意見の聴取)

第6条 博士後期課程委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(博士後期課程委員会の議事録)

第7条 博士後期課程委員会に、議事録をそなえ、会議の日時、場所、出席者及び議事の概要を整理記載する。

2 議事録は、会議毎に議長及び議長の指名する委員2人の署名を受けるものとする。

(庶務)

第8条 博士後期課程委員会の庶務は、教務課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、博士後期課程の運営に関し、必要な事項は博士後期課程委員会が別に定める。

2 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）の運営委員会に関する申合せ

（令和元年6月14日制定）

（目的）

第1条 この申合せは、名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程委員会規程（平成31年4月1日制定）第9条の規定に基づき、名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）（以下「研究科（博士後期課程）」という。）に運営委員及び運営委員会を置き、職務及び専攻の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- （1） 国際文化研究科長（博士後期課程）
- （2） 運営委員会委員 5名

（選考）

第3条 運営委員会委員の選考は、研究科長（博士後期課程）が指名し、名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程委員会（以下「博士後期課程委員会」という。）の承認を得るものとする。

（任期）

第4条 運営委員会委員の任期は、研究科長（博士後期課程）の任期の範囲内で研究科長（博士後期課程）が定める。

（審議事項）

第5条 運営委員会は、研究科長（博士後期課程）の諮問に応じ、次の事項を審議調整する。

- （1） 研究科（博士後期課程）運営の連絡調整に関すること。
- （2） 予算概算に関すること。
- （3） 入試・広報に関すること。
- （4） 奨学生の選考に関すること。
- （5） 特別聴講学生及び特別研究学生に関すること。
- （6） 研究科（博士後期課程）のFD活動に関すること。
- （7） その他研究科（博士後期課程）の事務執行に関する必要事項

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が不在の場合は、あらかじめ委員長が指名した者が職務を代行する。

（議事）

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、必要に応じ関係職員を委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

(定例会)

第9条 委員会は、奇数月第2金曜日を定例会とする。ただし、特別な事情があるときは、委員会開催の日程を変更することができる。

2 議長は、必要があるときは臨時に委員会を招集することができる。

(庶務)

第10条 運営委員会の庶務は、教務課において処理する。

(補則)

第11条 この申合せの改廃は、博士後期課程委員会の議を経て研究科長(博士後期課程)が行う。

附 則

この申合せは、令和元年6月14日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

名桜大学大学院国際文化研究科国際地域専攻（博士後期課程）研究倫理委員会規程
(令和元年10月11日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学研究倫理に関する規程に基づき、名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程（以下「研究科（博士後期課程）」という。）に研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置き、研究倫理審査について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この規程は、研究科（博士後期課程）で行われる人間を対象とする研究（以下「研究」という。）に関し必要な事項を定めることにより、当該研究において、人間の尊厳と人権が尊重され、社会の理解を得た適切な研究の実施を確保することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員を持って構成する。

- (1) 研究科長（博士後期課程）
- (2) 各運営委員
- (3) 研究科長（博士後期課程）が特に必要と認める者若干人
(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は研究科長（博士後期課程）とする。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会が必要と認めた場合は、申請者又は第三者を出席させ、申請の内容についての説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員会の議事については、記録を作成し、保存するものとする。

(審議事項)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究における倫理のあり方に関わる基本的事項について調査し、審議する。
- (2) 研究科（博士後期課程）の学生から申請された研究等に関わる研究計画書の倫理上の審議を行う。なお、研究計画書に変更が生じた場合においても、学生からの申請に基づき、同様に倫理上の審議を行うものとする。

(審査)

第8条 委員会は、前条第2号について、学生の申請（別紙様式名桜大学研究倫理審査部会規程第9条に規定する様式）に基づき審査を行い、学生に通知する。ただし、委員会が必

要と認める時は、学生から申請のない場合でも審査の対象とする。また、委員会は、審査結果を名桜大学研究倫理審査委員会委員長へ提出するものとする。

(1) 審査対象

研究科（博士後期課程）の学生が実施する研究等とする。

(2) 申請者

申請者は、研究科（博士後期課程）の学生とする。

(公表)

第9条 第6条5項の記録は、委員会が特に必要であると認めるときは、公表することができる。この場合においては、プライバシーの保護に十分留意するほか、審議記録のうち申請のあった研究に関わる部分については、その学生の同意を得るものとする。

(研究の終了、中止、状況報告義務)

第10条 申請者は、審査を経た研究を終了（中止）したときは、速やかに委員会に報告書（別紙様式名桜大学研究倫理に関する規程第15条に規定する様式）を提出しなければならない。なお、委員会は、申請者より報告を受けた後に名桜大学研究倫理審査委員会へ報告しなくてはならない。

2 申請者は毎年、研究実施状況報告書（別紙様式名桜大学研究倫理に関する規程第15条に規定する様式）を委員会へ提出しなくてはならない。なお、委員会は、申請者より報告を受けた後に、名桜大学研究倫理審査委員会へ報告しなくてはならない。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、研究科（博士後期課程）委員会の議を経て、学長が行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、研究倫理審査に関し必要な事項は研究科（博士後期課程）委員会の議を経て研究科長（博士後期課程）が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年10月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月12日）

この規程は、令和3年4月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和4年6月10日）

この規程は、令和4年6月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年10月14日）

この規程は、令和4年10月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年12月13日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年7月14日）

この規程は、令和7年7月14日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

名桜大学における研究資料等の保存等に関する内規

(平成30年4月1日制定)

(目的)

第1条 この内規は、文部科学省が策定した「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が求める取組みの内、名桜大学（以下「本学」という。）の研究者が本学における研究活動に伴い作成・取得した研究資料等の保存等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において「研究者」とは、本学の専任教職員および大学院生、ならびに研究倫理審査の承認を得た研究、外部資金の助成を受けた研究、または論文投稿や学会発表を行った研究に従事する学部学生（以下「学部学生」という。）をいう。

2 この内規において「研究資料等」とは、研究のために収集又は生成した資料、情報及び試料のうち、前項に該当する公開をした研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を説明するために必要となるものをいう。

(責任)

第3条 研究資料等の保存・開示は、それらを生み出した研究者本人が主たる責任を負う。なお、転出又は退職後もその説明責任を負うものとする。

2 大学院生及び学部学生の研究資料等については、本内規に定める保存期間が終了するまで、その責任を負う。なお、当該学生の指導教員は、データ保存状況について把握するものとする。

3 複数の研究者が共同で研究を実施する場合においては、各研究者が研究資料等を保存し、研究代表者となる者が全てのデータ保存状況について把握するものとする。

4 研究者は転出又は退職に際して、研究活動に関わる研究資料等のうち保存すべきものについて保管ないしは所在を確認し、追跡可能としておくなどの措置を講じなければならない。

(保存期間)

第4条 研究資料等（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。ただし、各研究分野の特性に応じ、これと別に定めることができる。

2 試料（実験試料、標本）や装置など「もの」については、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料など）や、保存に多大なコストがかかるもの（生物系試料など）についてはこの限りではない。また、各研究分野の特性に応じ、これと別に定めることができる。

3 書物及び論文については、当該論文等に使用した文献リストを作成して保存することができる。

4 保存する研究資料等の中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、その法令等の定める期間に従う。

5 共同研究等（外部）により得られた研究資料等を受領する場合において、その保存期間に関する契約若しくは定めが別途あるときは、契約等で定められた期間に従う。

（保存方法）

第5条 研究資料等は、後日検証の必要が生じた際に利用が可能となるよう適切に保存しなければならない。

（研究資料等管理簿の作成及び確認）

第6条 研究者は、論文等の発表等により研究を終了した場合は、速やかに研究資料等管理簿（様式第1号）を作成しなければならない。ただし、大学院生及び学部学生については、第3条第2項を適用するものとする。

2 地域連携研究推進課は、研究資料等管理簿を作成した研究者のうちから、研究データの保存が適切になされているか、毎年一定数を抽出のうえ、保存方法及び保存期間についての確認を行うものとする。

（転出又は退職時等の取扱い）

第7条 研究者が転出又は退職等する場合は、研究データ保存に係る転出時対応届（様式第2号）及び誓約書（様式第3号。転出者のみ。）を地域連携研究推進課に提出しなければならない。ただし、大学院生及び学部学生については、第3条第2項を適用するものとする。

2 研究者が転出又は退職した場合においても、原則として第4条に規定する期間は研究資料等を保存しなければならない。

3 前項においては、所属長又は事務局は研究者との連絡体制を維持すること等により、追跡可能な状況を確保するための措置を講じるものとする。

（開示）

第8条 研究者は、論文等の形で発表した研究成果について、求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ研究資料等を開示しなければならない。

（改廃）

第9条 この内規の改廃は、研究不正防止推進委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年5月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和5年5月24日）

この内規は、令和5年5月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和8年1月28日から施行し、令和7年4月1日から適用する。なお、第6条第1項に定めた研究資料等管理簿の作成は、令和7年4月1日以降に論文等の発表等により終了した研究を記載するものとする。

1 目的

名桜大学（以下「本学」という。）は、「大学の教育研究を広く社会に開放」することを、公立大学法人名桜大学定款第1条の冒頭に掲げている。本学は研究活動で生み出される研究データの適切な管理、公開及び利活用の促進を通じて社会の発展に貢献するための基本方針として、名桜大学研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

2 研究データの定義

本ポリシーにおける研究データとは、本学研究者（以下「研究者」という。）によって、研究活動の過程で収集又は生成された情報をいう。

3 大学の責務

本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を研究者に提供するものとする。

4 研究データの管理等の方法

研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集又は生成した研究者が、法令、規則及び倫理の範囲内並びに他の者の権利を害さない範囲内において、決定することができるものとする。

5 研究者の責務

研究者は、研究データを適切に管理・保存すること、すなわち研究データ管理は、優れた研究を行う上で必要不可欠であると認識し、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供するものとする。

6 その他

本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

名桜大学研究データポリシー解説・補足

本解説は、「名桜大学 研究データポリシー」（以下「本ポリシー」という。）の1～6の各項目について、用語の意味や背景等について解説するものである。

1. 目的

名桜大学（以下「本学」という。）は、「大学の教育研究を広く社会に開放」することを、公立大学法人名桜大学定款第1条の冒頭に掲げている。本学は研究活動で生み出される研究データの適切な管理、公開及び利活用の促進を通じて社会の発展に貢献するための基本方針として、名桜大学研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

研究活動においてデータの重要性はますます高まっている。学術研究をさらに発展させ、その成果を社会に役立てるためには、学術的価値の高い研究データの活用を促進することが不可欠である。また、本学の研究者が将来にわたって質の高い研究を続けられるようにするためには、研究データの取扱いに関するポリシーを策定し、それに基づいて適切にデータを公開し、活用していくことが求められる。このため、本学では研究データの管理及び公開に関する基本方針を示し、研究データの有効利用を促進するために、本ポリシーを定めた。

2. 研究データの定義

本ポリシーにおける研究データとは、本学研究者（以下「研究者」という。）によって、研究活動の過程で収集又は生成された情報をいう。

研究データの定義について以下に解説する。

- (1) 研究データとは、本学における研究活動を通じて取り扱うデータをいう。
- (2) デジタルか否かは問わない。
- (3) 研究データには、収集又は生成したデータだけでなく、それらを解析又は加工して作成したデータも含まれる。
- (4) 研究データには、次に掲げる研究活動で取り扱うデータが含まれる。「調査データ」、「実験ノート」、「実験データ」、「観測データ」、「試験データ」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「メタデータ」、「標本」、「史資料」、「論文」、「発表予稿」、「講演資料」等
- (5) 研究データには、学外の研究者が、本学における研究活動を通して収集又は生成したデータが含まれる。
- (6) 本学に採用されるまでに在籍した機関で収集又は生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

また、本ポリシーに定める「研究者」とは、本学の教職員、学生等、本学において研究活動に関わるすべての者（雇用形態等を問わない）と定義する。

3. 大学の責務

本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を研究者に提供するものとする。

研究データの管理とは、データの収集、生成、解析、保管、保存、廃棄や、研究データ管理計画の策定といった研究データに関わる一連の活動全般を指す。研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすることを指し、利用者を限定しない「一般公開」と、アクセス権を付与された利用者限定する「制限公開」とを含む。公開しない場合は「非公開」となる。

4. 研究データの管理等の方法

研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集又は生成した研究者が、法令、規則及び倫理の範囲内並びに他の者の権利を害さない範囲内において、決定することができるものとする。

研究者は、研究データの管理が研究活動に不可欠であることを認識し、適切にデータを管理・保存する責務を有する。そのため、研究者は各自の研究分野の特性を考慮し、法的及び倫理的な要件を遵守して研究データを管理する必要がある。

5. 研究者の責務

研究者は、研究データを適切に管理・保存すること、すなわち研究データ管理は、優れた研究を行う上で必要不可欠であると認識し、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供するものとする。

研究データは、「一般公開」、「制限公開」、「非公開」を適切に区別し、管理する必要があるが、特段の定め等がある場合を除き、原則として研究者の判断を尊重し、これらを本学が一方的に定めることはない。研究者は、研究成果の透明性や公正性の確保のため、また社会、行政等広範な領域での利活用をする観点から、可能な範囲でデータを共有・公開に努める。また、公開したデータは研究者の判断において非公開にすることができる。ただし、DOI が付与された論文は研究者の判断では非公開にすることはできない。

また、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（例えばデータに第三者の知的財産権や個人情報を含む場合）には、それらを害してはならない。安全保障の観点からその流通が規制されている場合（外国為替及び外国貿易法の輸出規制対象情報等）には、適用される法令等を遵守する必要がある。共同研究契約や外部資金による研究に関する契約において、管理や公開に関する条件や制限が課されている場合は、それらに反しないよう十分に留意する必要がある。

研究者は、異動又は退職する場合、その管理する研究データの取扱いを、関係者と協議の上、あらかじめ決定しなければならない。

6. その他

本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

データ管理に関わる社会や学術状況の変化を的確に捉え、個々の研究分野における法的・倫理的要件を尊重した上で、本ポリシー及び本解説は常に見直しが必要とされる。

令和7年8月27日 制定

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人名桜大学（以下「法人」という。）の学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員等 法人の役員、教職員、その他法人に雇用されるすべての者をいう。
- (2) 学生等 学部学生、大学院学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及びその他名桜大学（以下「本学」という。）に在学又は在籍して修学する者又は研究に従事する者（研究員含む）をいう。
- (3) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (4) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (5) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (6) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (7) リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表第1項から第15項までに定める技術をいう。
- (8) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1第1項から第15項までに定める貨物をいう。
- (9) キャッチオール規制 外為令別表第16項に定める技術及び輸出令別表第1第16項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (10) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (11) 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者等（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。「相手先」ともいう。）を確認し、法人として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (12) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。

- (13) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1第1項に該当する貨物をいう。
- (14) 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (15) 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (16) 居住者 外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号昭和55年11月29日）6-1-5,6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (17) 非居住者 居住者以外の自然人及び法人という。
- (18) 特定類型該当者 法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4貿局第492号）1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、教職員等及び学生等が法人における教育、研究その他の活動として行う全ての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

（基本方針）

第4条 法人の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

（最高責任者）

第5条 法人の輸出管理における最高責任者は、理事長とする。

- 2 最高責任者はこの規程の制定・改廃、法等又はこの規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

（輸出管理統括責任者）

第6条 最高責任者は、輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

- 2 統括責任者は、前条第2項の重要事項を除く事項に関する最終的な決定を行う。

（安全保障輸出管理責任者）

第7条 輸出管理に係る業務を管理するため、安全保障輸出管理責任者（以下「輸出管理責任者」という。）を置き、副学長（研究国際担当）をもって充てる。

（安全保障輸出管理委員会）

第8条 本学の安全保障輸出管理に関する事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、輸出管理責任者をもって充て、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員会は輸出管理責任者を委員長とし、次の各号に定めるもので組織する。
 - (1) 輸出管理責任者
 - (2) 環太平洋地域文化研究所長
 - (3) その他学長が必要と認める者 若干名
- 7 前項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 8 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 9 委員会の所掌事項は次に掲げるものとする。
 - (1) 本規程等の改廃案の作成に関する事項
 - (2) 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
 - (3) 教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項
 - (4) 監査に関する事項
 - (5) その他輸出管理に関する重要事項
(事前確認)

第9条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、事前確認シート（別記様式1-1、別記様式1-2）に基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、取引審査の手續の要否について、統括責任者の承認を得なければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、事前確認シートによる事前確認を省略することができる。

- 2 前項の事前確認により、取引審査の手續が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、教職員等は第10条（該非判定）、第11条（用途確認）及び第12条（需要者等確認）の起票・確認を行い、第13条の取引審査の手續を行わなければならない。
- 3 第1項の事前確認により取引審査の手續が不要とされた場合には、教職員等は当該取引を行うことができる。
(該非判定)

第10条 教職員等は、取引審査の手續が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、「該非判定票」（別記様式2）を起票するものとする。

- 2 該非判定は、以下のとおり行う。
 - (1) 法人で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。
 - (2) 法人外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先からの該非判定書を入手しなくても法人として前号の手續により該非判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略することができる。
(用途確認)

第11条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別途定める「用途」チェックシート（別記様式3）」を用いて確認するものとする。

（需要者等確認）

第12条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者について以下の項目に該当するかを別途定める「需要者チェックシート（別記様式4㊦）」等および「明らかガイドラインシート（別紙様式5）」を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

- (1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
- (4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの機関から委託を受けた者である。

（取引審査）

第13条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするとき、取引審査の手続が必要とされた場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から別途定める審査票（別記様式6-1又は別記様式6-2）を起票して安全保障管理責任者による審査を受審し、承認を得なければならない。

2 審査票には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。

（許可申請）

第14条 前条第1項における承認により法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

3 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている教職員等は、法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

（技術の提供管理）

第15条 教職員等は、技術を提供する場合、第9条第1項の事前確認及び第13条の取引審査の手続が行われたこと並びに法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第9条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第13条の取引審査の手続の確認は要さない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

（貨物の出荷管理）

第16条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第9条第1項の事前確認及び第13条の取引審査の手続が行われたこと並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取

得されていることを確認しなければならない。ただし、第9条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第13条の取引審査の手続の確認は要さない。

- 2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 3 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて輸出管理責任者へ報告する。輸出管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。
(特定類型該当者の確認等)

第17条 教職員等及び学生等は、次号に掲げる誓約書を統括責任者に提出しなければならない。

- (1) 特定類型該当性に関する誓約書（別記様式7号）
- (2) 採用又は入学時の誓約書（別記様式8号）
- (3) 退職又は卒業時（修了含む）の誓約書（別記様式9号）

- 2 前項の誓約書の提出後に誓約内容に変更が生じたときは、速やかに統括責任者に誓約書を再提出しなければならない。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第18条 教職員等は統括責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも10年間は保管しなければならない。

(監査)

第19条 統括責任者は、法人の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、提供・輸出を行った関係者を対象に必要なに応じて監査を行うものとする。

(指導)

第20条 統括責任者は、教職員等に対し、最新の法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(教育)

第21条 統括責任者は、法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

(報告)

第22条 教職員等は、法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を輸出管理責任者に速やかに通報しなければならない。

- 2 輸出管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。
- 3 統括責任者は、前項の報告により、法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告するとともに、統括責任者を通じて輸出管理責任者に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(事務の所管)

第23条 この規程に関する事務は、関係部課と情報共有・連携のもと、総務企画部総務課が行う。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、理事長が行う。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則（令和7年8月27日）

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

附則（令和8年3月16日）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

番号	
----	--

技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート

記入年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		印	所属・職名	
	氏名			TEL	
				E-Mail	

F) 技術の提供を他者にしない、または、不特定多数が参加できる国際会議・学会等への参加の場合、I) 相手先は輸出例別表第3の地域であるで「はい」の場合は、所属事務部へこの用紙と必要資料を提出してください。

【必要資料】・学会発表、学会参加：学会のHPのハードコピー。アブストラクト等 ・論文投稿：アブストラクト、論文誌の情報等。・公知の技術：公知を証明する書類（書籍の奥付、論文のアブストラクト等）。海外出張（調査研究等）：調査場所、調査スケジュール等

* 貨物の輸出の場合、相手先名・国名には貨物の最終の需要者（利用者）についてご記入ください。

相手先氏名		国名	
	※ <input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 特定類型該当者 (<input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③) 該当性の根拠 ()		
提供予定の技術の内容 (概要)		相手先の所属	
		取引期間	～
輸出貨物の名称 (機器・試料等の名称)		用途 (貨物の輸出の場合)	

※特定類型該当者の確認については、相手先が自然人である場合のみ。「該当性の根拠」には、関係する外国政府又は外国法人等(その属する国・地域名含む)も記入してください。

該当する事項にチェックを入れ (■・✓)、裏面(フローチャート)のチェックを行ってください。

<input type="checkbox"/> 技術の提供 <input type="checkbox"/> 貨物の輸出 (<input type="checkbox"/> 自作品 (改造機器、試料を含む) <input type="checkbox"/> 購入品)
--

●以下は、裏面(フローチャート)のチェックにおいて、作成要となった場合のみ記載してください。

[相手先に関する懸念情報] ※裏面の『J』の箇所において、以下の懸念情報のチェックを行います。

相手先が、外国人ユーザーリスト(※)に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
仕向地が、イラン又は国連武器禁輸国・地域(アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン)である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
相手先が、HP等の公開情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等もしくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している、又は過去に関与していた疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等(核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機)もしくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品製品の開発等(開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下に同じ。)に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍もしくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。(「はい」の場合下欄記載)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※外国人ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国人ユーザーリスト」(<https://www.meti.go.jp/press/2022/11/20221104002/20221104002.html>)を参照してください。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

●以下は、申請者は記入不要

安全保障輸出管理責任者確認欄 (該当のものにチェックを入れる)	確認欄									
上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">安全保障輸出管理責任者</td> <td style="text-align: center;">総務課 担当</td> <td style="text-align: center;">担当部局</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">総務課長 担当者</td> <td style="text-align: center;">担当課長 担当者</td> </tr> </table>	安全保障輸出管理責任者	総務課 担当	担当部局		年 月 日	年 月 日		総務課長 担当者	担当課長 担当者
安全保障輸出管理責任者	総務課 担当	担当部局								
	年 月 日	年 月 日								
	総務課長 担当者	担当課長 担当者								
<input type="checkbox"/> 取引可 <input type="checkbox"/> 審査票の作成を要する										
コメント欄										

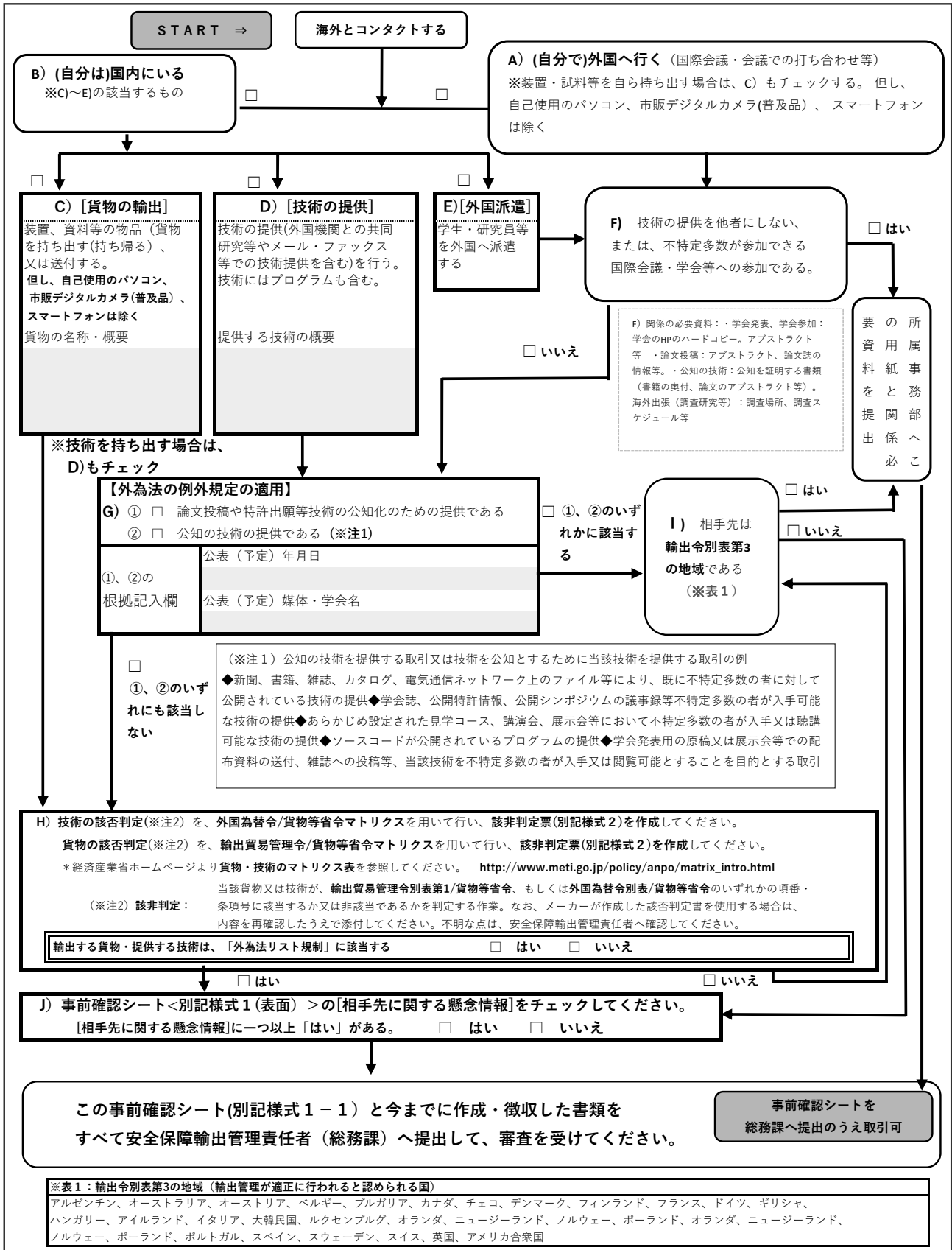
「審査票の作成を要する」とされた場合は、①「審査票(技術の提供・貨物の輸出用)(別記様式6-2)」、②「用途確認チェックシート(別記様式3)」、③「明らかガイドラインシート(別記様式4)」、④「需要者チェックシート(別記様式5)」を作成し、この書類と、これまで作成・徴収した書類を全て添付して、総務課に提出してください。

番号

安全保障輸出管理（技術の提供・貨物の輸出）に関するフローチャート

記入年月日 年 月 日

以下のフロー図に従って□にチェック（■・✓）を入れてください。網掛け部分を記入してください。



(別記様式 1 - 1) 技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート (裏面)

番号	
----	--

外国人（研究者・留学生・見学者等）受け入れの事前確認シート

記入年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		印	所属・職名	
	氏名			TEL	
				E-Mail	

受入予定者の氏名		出身国 (国籍)	
	※ <input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 特定類型該当者 (<input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③) 該当性の根拠 ()		
提供予定の技術の内容 (概要)		受入予定者の所属先	
		取引期間	~
受入予定者の本学での身分等	<input type="checkbox"/> 留学生 (<input type="checkbox"/> 大学院生 <input type="checkbox"/> 国際交流学生 <input type="checkbox"/> 研究生 <input type="checkbox"/> 学部学生 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 研究者・教員 (<input type="checkbox"/> 本学で雇用 (受入部署・職名等:) <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 訪問者 <input type="checkbox"/> 海外からの研究員・研修生 (※2名以上の場合は、別途参加リストを作成し添付してください)		

※特定類型該当者の確認については、相手先が自然人である場合のみ。「該当性の根拠」には、関係する外国政府又は外国法人等(その属する国・地域名含む)も記入してください。

■ 以下を記載する前に、裏面（フローチャート）のチェックを行ってください。

● 以下は、裏面（フローチャート）のチェックにおいて、作成要となった場合のみ記載してください。

[相手先に関する懸念情報] ※裏面の『E』の箇所において、以下の懸念情報のチェックを行います。

相手先が、外国人ユーザーリスト (※) に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身国が、イラン又は国連武器禁輸国・地域 (アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン) である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
相手先が、HP等の公開情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等もしくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している、又は過去に関与していた疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等 (核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機) もしくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品製品の開発等 (開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下に同じ。) に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍もしくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。(「はい」の場合下欄記載)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※外国人ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」 (<https://www.meti.go.jp/press/2022/11/20221104002/20221104002.html>) を参照してください。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

● 以下は、申請者は記入不要

安全保障輸出管理責任者確認欄 (該当のものにチェックを入れる)	確認欄			
上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。 <input type="checkbox"/> 取引可 <input type="checkbox"/> 審査票の作成を要する コメント欄	安全保障輸出管理責任者	総務課 担当		担当部局
		年 月 日		年 月 日
		総務課長	担当者	担当課長

「審査票の作成を要する」とされた場合は、①「審査票(外国人受入用)(別記様式6-2)」、②「用途確認チェックシート(別記様式3)」、③「明らかなガイドラインシート(別記様式4)」、④「需要者チェックシート(別記様式5)」を作成し、この書類と、これまで作成・徴収した書類を全て添付して、総務課に提出してください。

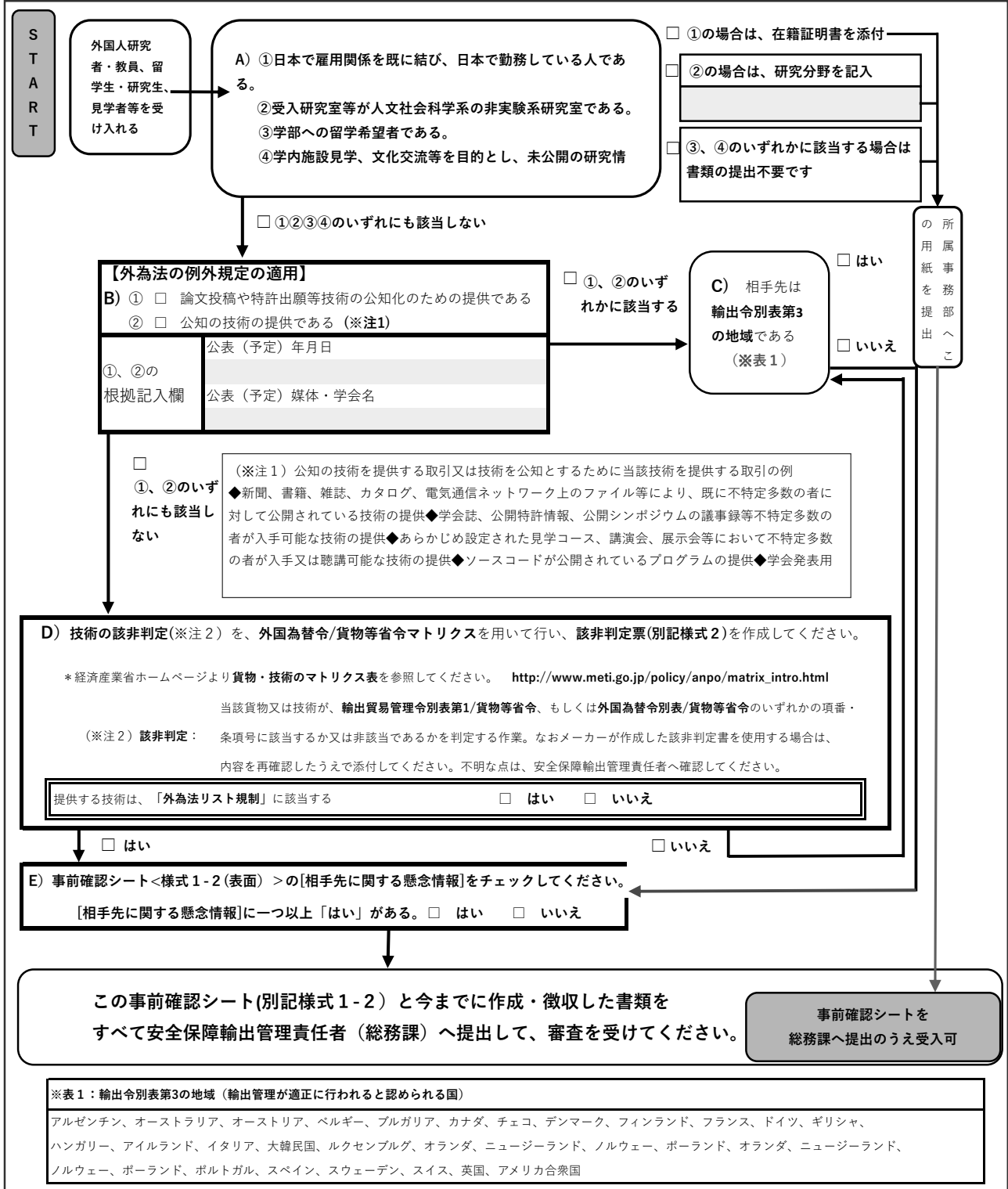
(別記様式1-2) 外国人（研究者・留学生・見学者等）受け入れの事前確認シート(表面)

番号	
----	--

安全保障輸出管理（外国人研究者・留学生・見学者等の受入）に関するフローチャート

記入年月日 年 月 日

以下のフロー図に従って□にチェック（■・✓）を入れてください。網掛け部分を記入してください。



(別記様式1-2) 外国人研究者・留学生・見学者等の受入の事前確認シート (裏面)

名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）研究生規程

（令和元年12月20日制定）

（趣旨）

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則（平成13年4月1日制定。以下「大学院学則」という。）第48条に規定する国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）（以下「研究科（博士後期課程）」という。）の研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

（入学資格）

第2条 研究生として入学することのできる者は、大学院（修士課程）を修了した者とする。

（事前協議）

第3条 研究生として入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、予め指導を受けたい教員（以下「研究指導教員」という。）と協議し、指導の承諾を受けなければならない。

2 研究指導教員は、特別な事情のある場合を除き、志願者と面接を行い、その結果、研究指導教員となることを承諾した場合は、承諾書（兼）推薦書を志願者に交付するものとする。

（出願書類）

第4条 志願者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 研究生願書

(2) 履歴書

(3) 学力判定に必要な書類

ア 出身大学及び大学院の卒業／修了（見込み）証明書

イ 出身大学及び大学院の成績証明書

ウ 研究計画書

エ 研究業績目録

(4) 研究指導教員の承諾書（兼）推薦書

(5) 経費支弁調書（外国人留学生のみ）

(6) 日本語能力又は研究に必要な外国語能力の証明書

（本学卒業生を除く外国人留学生のみ）

(7) 就学承認書（在職中の者のみ）

(8) その他、研究科長（博士後期課程）が必要と認める書類（研究生の選考）

第5条 研究生の選考は、名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程委員会（以下「博士後期課程委員会」という。）が行う。

2 選考は、原則として書類審査により行う。

3 前項の規定に関わらず、必要と認められる場合は、面接、学力試験等を課すことができる。

（入学手続き及び入学許可）

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学の手続きを行わなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に研究生として入学を許可する。

(入学の時期)

第7条 研究生の入学時期は、学期の始めとする。

(研究生の在学期間)

第8条 研究生の在学期間は、1年以内とする。

2 研究生が在学期間終了後、なお引き続き研究の継続を希望するときは、在学期間終了日の30日前までに次に掲げる書類により博士後期課程委員会の議を経て研究科長(博士後期課程)の許可を受けなければならない。

(1) 研究生研究継続許可願

(2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

第9条 研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金規程の定めるところによる。ただし、前条第2項の規定による研究継続の場合は、検定料及び入学料は徴収しない。

2 実験及び実習等に要する経費は、別に負担させることができる。

(研究指導・授業科目の履修等)

第10条 研究生は、毎週、研究指導教員が指定した日時に研究指導を受けなければならない。

2 研究指導教員が必要と認めた場合は、学群・学部又は研究科(博士後期課程)の授業科目担当教員の承諾を得て、当該授業科目を聴講生として履修することができる。ただし、聴講生としての履修料は免除する。

3 授業科目の履修において単位の修得を希望する場合は、科目等履修生として登録し、規定の履修料を支払わなければならない。

4 前項の規定により科目等履修生として履修した研究科(博士後期課程)の授業科目については、履修した者が研究科(博士後期課程)の正規学生として入学した場合は、大学院学則第36条の規定に従い、研究科(博士後期課程)の修了単位として認定を申請することができる。ただし、認定される単位は10単位までとし、演習科目は申請できないものとする。

(施設等の利用)

第11条 第11条 研究生は、研究指導教員及び各施設管理者の承認を得て、学内の施設及び設備を利用することができる。

(研究計画書・研究成果報告書の提出)

第12条 研究生は、研究指導教員の指示に従い、研究計画書及び研究成果報告書を研究科長に提出しなければならない。

(研究証明書、研究修了証書等)

第13条 研究科長(博士後期課程)は、研究期間を終えた者から申し出があったときは、研究課題及び研究期間を記載した研究証明書を交付することができる。

2 学長は、博士後期課程委員会の審査により、相当の成績があると認められた者に研究修了証書を授与する。

3 前項の審査は、研究指導教員の申請により開始する。

(検定料、入学料及び授業料の取扱い)

第14条 既納の検定料及び入学料は還付しない。

2 授業料の取扱いについては、名桜大学学則第37条の規定を準用する。

(学内規則等の準用)

第15条 研究生については、この規程に定めるもののほか、学内規則等を準用する。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、博士後期課程委員会の議を経て研究科長（博士後期課程）が別に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、博士後期課程委員会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この規程は、令和元年12月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年8月14日から施行する。

附 則（令和6年12月13日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則（平成13年4月1日制定）第14条第3項の規定に基づき、名桜大学大学院（以下「各研究科」という。）における長期履修の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期履修学生)

第2条 職業を有している等の事情により、標準修業年限を越えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し修了することを申し出た学生で、各研究科課程委員会の議を経て、学長が長期履修を認めた学生を長期履修学生として在学することを認める。

(対象者)

第3条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、標準修業年限内での修学が困難な事情にあるものとする。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護、障害等により学業専念が困難である等、相当の事由があると認められる者

(長期履修期間)

第4条 長期履修期間は、1年を単位とし、次のとおりとする。

- (1) 修士課程及び博士前期課程：標準修業年限に1年を加えた年数を超えてはならない。
- (2) 博士後期課程：標準修業年限に3年を加えた年数を超えてはならない。

(長期履修の申出)

第5条 長期履修希望の申出は、入学後1年以内に行うものとする。

(手続)

第6条 長期履修を希望する者は、前条の申出期限内に、長期履修申請書(様式第1号)を学長に提出するものとする。

- 2 前項の申出があったときは、各研究科課程委員会の議を経て、学長が認めるものとする。
- 3 学長は、長期履修を認めた場合は、当該学生に対し、長期履修許可(様式第2号)の通知をする。

(履修期間の短縮)

第7条 長期履修の期間は、1回に限り、学長に申し出て短縮することができる。それ以外の期間の変更は認められない。

- 2 前項の履修期間の変更に伴い、各研究科の修了要件を満たすと見込める場合は、各研究科課程委員会の議を経て、履修期間の変更及び修了を認めることができるものとする。
- 3 履修期間の変更手続きは、前条の規定を準用する。

(履修)

第8条 長期履修学生は、履修計画及び研究計画に従い、計画的な履修を行わなければならない。

(授業料)

第9条 長期履修学生が1年間に納入する授業料は、入学金を除き、学則に定める標準修業年限に納入すべき総額を長期履修期間で除した額とする。

2 履修計画を超えて在学する場合は、長期履修学生でない学生が納入する授業料額を納入するものとする。

3 第7条によって長期履修期間の短縮が認められた者は、長期履修学生として納入すべき授業料の未納分を修了する学期に完納しなければならない。

(補則)

第10条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則 (令和6年6月12日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和6年度以前に入学し、既に長期履修が認められている者は、改正後の規程に関わらず、なお従前の例による。

長期履修（長期履修期間短縮）申請書

名桜大学長 殿

（申請者）

所 属	<input type="checkbox"/> 国際文化研究科（修士課程） <input type="checkbox"/> スポーツ健康科学研究科（修士課程） <input type="checkbox"/> 看護学研究科（博士前期課程） <input type="checkbox"/> 国際文化研究科（博士後期課程） <input type="checkbox"/> 看護学研究科（博士後期課程）
学生番号	
フリガナ	
氏 名	

下記のとおり、（長期履修 ・ 長期履修期間短縮）※を希望するので申請します。

※該当を○印する

記

入 学 年 月 日	（西暦） 年 月 日
申 請 希 望 期 間	（西暦） 年 月 日 から （西暦） 年 月 日（ 年間）
申 請 理 由	

【備考】

- 1 就業している場合は、勤務先が発行する勤務証明書（相当書類）を添付すること。
- 2 その他、各研究科が求める書類
- 3 長期履修期間の短縮を希望する場合は、当初許可された「長期履修許可通知」の写しを添付すること。

提出先：教務部教務課

面 談 票

学 生 番 号 ：

氏 名 ：

【 所 見 】

上記のとおり面談（ 直接 ・ 電話 ・ E-Mail ）したことを報告します。

年 月 日

指 導 教 員

名大教務第 号
年 月 日

（申請者）

所 属

学 生 番 号

氏 名

名桜大学長
（公印省略）

長期履修（又は長期履修期間短縮）許可（通知）

下記のとおり、長期履修（又は長期履修期間短縮）を許可します。
履修にあたっては、指導教員と相談のうえ、計画的に行うよう留意ください。

記

入 学 年 月 日	（西暦）	年	月	日
許 可 期 間	（西暦）	年	月	日 から
	（西暦）	年	月	日（ 年間）

【備考】

- 1 学費の支払い手続きについては、近日中に会計課から連絡があることを申し添えます。

【本件に関する問合せ先】

名桜大学教務部教務課学習支援係

TEL：0980-51-1055

FAX：0980-51-1124

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則(平成13年4月1日制定。以下「学則」という。)第21条の規定に基づき、再入学に関し必要な事項を定めるものとする。

(再入学の資格)

第2条 再入学の入学資格を次に掲げる。

- (1) 学則第26条の規定により退学した者であること。
- (2) 再入学を希望する学期の開始日が退学許可日から起算して、経過年数が3年以内であること。

ただし、当該研究科の議を経て、研究科長が認める場合はその限りでない。

(出願書類)

第3条 再入学を志願する者は、学期の始まる60日前までに、入学検定料を添えて次の書類を提出しなければならない。

- (1) 再入学願書(別紙様式1)
- (2) 履歴書(別紙様式2)
- (3) 面談票(別紙様式3)

(再入学の選考)

第4条 再入学者の選考は、当該研究科が出願書類及び面談によって行うものとする。

(再入学の許可)

第5条 再入学は、当該研究科の議に基づき、学長が許可する。

- 2 再入学は、原則として、1回に限りこれを認める。
- 3 再入学は、原則として、研究科の在籍者数が収容定員を越えない範囲で認めるものとする。

(再入学の時期)

第6条 再入学の時期は、学期の始めとする。

ただし、退学した学期及び退学した翌学期は再入学することはできない。

(単位の認定)

第7条 再入学を許可された者が名桜大学大学院において修得した単位は、原則としてそのまま認定する。

ただし、退学時に履修した科目の名称等が変更されている場合は、新しい科目名称に読み替えて単位を認定する。

(在学期間)

第8条 再入学を許可された者の修業年限及び年次は、退学時の修学状況を勘案し、当該研究科の議を経て、学長が決定する。

(学費等及び諸納入金)

第9条 再入学を許可された者の学費等及び諸納入金は、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金に関する規程に定める当該研究科の額とする。

(再入学の適用規程)

第10条 再入学した者には、再入学する年次に相当する学生が入学した年度の学則及びその他諸規程を適用する。

(雑則)

第11条 この規程の改廃は大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月28日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

再入学願書

令和 年 月 日

名桜大学長 殿

旧 所 属	研究科
	専攻
	領域
旧 学 生 番 号	年 次
氏 名	

下記の理由により、_____ 研究科 _____ 課程 _____ 年次に再入学したく保証人連署の上お願い致します。

記

1. 退学等の年月日及び理由

.....

.....

2. 再入学の理由

.....

.....

.....

.....

【備考】

この願書は、学期の始まる60日前までに次の書類を添えて教務課へ提出すること。

1. 履歴書
2. 面談票
3. 検定料 (9,800 円)

検定料受領印

履 歴 書 (再入学生用)

フリガナ		生年	年 月 日生 (満 歳)	性別
氏名		月日	年 月 日現在	男・女
学 歴 (中学校卒業から記入すること)				
年	月			
年	月			
年	月			
年	月			
年	月			
年	月			
年	月			
年	月			
職 歴				
年	月			
年	月			
年	月			
年	月			
年	月			
【 自由記述 】				

面談票 (再入学生用)

旧学生番号 : _____

氏名 : _____

TEL : _____

【 所 見 】

上記のとおり面談したことを報告します。

令和 年 月 日

指導教員 (予定)
(自筆)

欠席及び成績評価の対象等に関する申合せ

(平成6年7月27日制定)

(趣旨)

第1条 この申合せは、名桜大学（以下「本学」という。）における授業等の欠席及び期末試験等の受験資格等に関し定めるものとする。

(授業への出席及び欠席、公欠届提出期限及び学修)

第2条 学生は、登録した科目の授業に常に出席しなければならない。

2 やむを得ず欠席する場合は、原則として事前に欠席届（様式第1号）を担当教員に提出しなければならない。

3 病気又はその他の理由で1週間以上欠席する場合は、医師の診断書（又は写し）又は欠席理由書（様式第2号）を添えるものとする。

4 次の事由による欠席については、これを公欠席として許可し、出席扱いではないが、通常の欠席とはしない。

(1) 忌引

ア 1親等及び配偶者は、7日以内（休日等を含む）

イ 2親等は、5日以内（休日等を含む）

(2) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）で定められた感染症

(3) 裁判員制度による裁判所への出廷

(4) 教育実習、養護実習、看護実習及び介護等体験

(5) その他、国際大会への出場等学長が必要と認める場合

5 前項の規定により許可を受けようとする者は、原則として、事由後1週間以内までに、公欠席願（様式第3号）を教務課に提出しなければならない。

6 授業担当教員は、第4項に掲げる公欠席があった場合、当該学生に対し必要な学修を課すものとする。

(公欠席と手続)

第3条 公欠席となる事由等については、別表のとおりとする。

2 公欠席の回数の上限は、次の各号のとおりとする。

(1) 1個学期の授業回数が8回以下の場合は、1回

(2) 1個学期の授業回数が15回の場合は、2回

(3) 1個学期の授業回数が30回の場合は、4回

(4) 上記(1)～(3)に該当しない場合は、全学教務委員長が判断するものとする

3 公欠席は、原則として学生本人が願い出るものとする。

(成績評価の対象)

第4条 成績評価の対象者は、原則として授業時間の3分の2以上出席した者とする。

(改廃)

第5条 この申合せの改廃は、全学教務委員会の議を経て学長が定める。

(その他)

第6条 この申合せに定めるもののほか、この申合せの運用に関し必要な事項は、別に

定める。

附 則

この申合せは、平成6年7月27日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成20年12月4日から施行する。

附 則

この申合せは、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この申合せは、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成26年2月17日）

この申合せは、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月27日）

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月22日）

この申合せは、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日に在籍する全学生に適用する。

附 則（令和3年10月27日）

この申合せは、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日に在籍する全学生に適用する。

附 則（令和4年12月28日）

この申合せは、令和4年12月28日から施行し、令和4年4月1日に在籍する全学生に適用する。

附 則（令和6年6月26日）

この申合せは、令和6年6月26日から施行し、令和6年4月1日に在籍する全学生に適用する。

欠 席 届

授業担当教員

殿

学類・学科名

学 生 番 号

氏 名

次のとおり、授業を欠席することになりましたので、届出いたします。

欠席日	年 月 日 年 月 日	欠席の期間 (長期欠席の場合)	自： 年 月 日 至： 年 月 日
授業科目		クラス	
欠席理由 (長期欠席は様式第2号)			

備考1 この届け出は、受講科目ごとに担当教員に提出すること。

- 2 病気その他の理由で1週間以上欠席する場合は、医師の診断書(写しも可)又は欠席理由書(様式第2号)を添付する。

欠 席 理 由 書

氏 名

学 生 番 号

欠席の期間が1週間を超えますので、その理由について次のとおり説明します。

欠席の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
欠席の理由（詳細に）	

公 欠 席 願

名桜大学長 殿

学類・学科名

学 生 番 号

氏 名

次のとおり「公欠席」として、授業を欠席させていただきますようお願いいたします。

欠席日	年 月 日 年 月 日	欠席の期間 (長期欠席の場合)	自： 年 月 日 至： 年 月 日
授業科目		クラス	
欠席理由			

備考1 届出が許可された場合は、学部長名で受講科目ごとに担当教員に通知される。

2 公欠席の回数は以下のとおり：

- (1) 1 個学期の授業回数が 8 回以下の場合、1 回
- (2) 1 個学期の授業回数が 1 5 回の場合、2 回
- (3) 1 個学期の授業回数が 3 0 回の場合、4 回

3 別表を参考にして公欠席の理由を証明する関係書類を添付し、事由後、1 週間以内に教務課へ提出すること。公欠席に該当しない場合は、通常の欠席になります。

この願出を『公欠席』として（ 許可 不許可 ）してよいか伺います。

学群・学部長	事務局長	教務部長	課 長	係 長	主 任	係 員

別表（第3条関係）

「公欠席」対象項目と手続等

公欠席対象項目	添付資料	対象者	備 考
忌引	公的証明書または事実を証明する書類を添付し申請。	1～4年次	
感染症*	診断書、または感染したことが確認できる書類	1～4年次	*学校保健安全法施行規則で定められた感染症。 事後に診断書等を添付し申請
裁判員制度による裁判所への出廷	裁判所からの通知書等	1～4年次	
教育実習、養護実習、看護実習及び介護等体験	参加することが分かる書類等	1～4年次	
国際大会への出場等	大会要項等参加することが分かる書類	1～4年次	

暴風時の授業の取扱いに関する申合せ

(平成6年7月27日制定)

(趣旨)

第1条 この申合せは、暴風時における授業の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(暴風警報発令の場合の授業の取扱い)

第2条 暴風による事故の発生を防止するため、暴風雨時の場合の授業の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 午前7時現在、沖縄本島の一部に暴風警報（以下「警報」という。）が発令されている場合（ただし、沖縄本島の周辺離島及び海上に発令された警報は除く。）は、午前中の授業は休講とする。ただし、午前10時までに警報が解除された場合は、3時限目から授業を行う。
- (2) 午前10時までに警報が解除されない場合は、当該日の全ての授業を休講とし、構内への入構を禁ずる。
- (3) 授業中に警報が発令された場合は、直ちに授業を中止する。
- (4) 警報発令時は、学生の身の安全を最優先し、授業の実施方法（対面・遠隔）にかかわらず、全ての授業を休講とする。
- (5) 警報発令によって休講となった授業の補講は、学年暦に定められた一斉補講日又は学長が指定する日時に実施する。
- (6) 警報発令によって中止となった定期試験は、原則として翌週の当該曜日及び時限に行う。
- (7) その他、この取扱い以外に緊急事態が生じた場合は、学長は速やかに適切な措置を講じるものとする。

(周知)

第3条 前条の周知については、ユニバーサルパスポート及び大学ホームページ等にて掲載するものとする。

(改廃)

第4条 この申合せの改廃は、全学教務委員会の議を経て、全学教務委員長が行う。

附 則

この申合せは、平成6年7月27日から施行する。

附 則（平成24年6月27日）

この申合せは、平成24年6月27日から施行する。

附 則（令和3年8月25日）

この申合せは、令和3年8月25日から施行する。

附 則（令和5年9月21日）

この申合せは、令和6年4月1日から施行する。

名桜大学大学院学生研究支援補助金支給内規

(平成28年2月2日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、名桜大学大学院(以下「大学院」という。)の正規学生(以下「学生」という。)を対象とした研究支援補助金に関する事項を定め、大学院における研究の促進を図ることを目的とする。

(補助金支給対象者)

第2条 補助金支給対象者は前条に定めた者とし、休学者は除く。

(補助の対象)

第3条 学生に対する補助の対象は次の各号に該当し、かつ、研究に直接関係する費用のみとする。

- (1) 書籍、資料及び消耗品等
- (2) 調査及び学会発表に要する旅費交通費

(補助金額等)

第4条 学生への研究支援補助金額は、大学院運営費に計上された当該年度予算の範囲内とする。

- 2 学生への補助金額は別途、申請要項に定める。
- 3 前条にかかる費用は、事前に受け取ることはできない。

(申請方法)

第5条 補助金の申請は年度内に2回行うことができる。

- 2 申請は指導教員の承認を経て、研究科長へ行う。
- 3 申請の期限について、1回目は9月30日、2回目は2月の第2金曜日までに行うこととする。
- 4 申請にかかる詳細事項については、別途、申請要項に定める。

(審査及び支給金額の決定)

第6条 補助金審査及び支給金額に関し、研究科委員会において決定する。

(支給方法)

第7条 前条で決定された補助金額の支給方法は別途、申請要項に定める。

(補則)

第8条 この内規の改廃は、教育研究審議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (平成28年2月2日)

1. この内規は、平成28年4月1日から適用する。
2. 平成27年度以前に入学した長期履修学生についても、本規程を適用する。

(目的)

第1条 この規程は、名桜大学大学院に在学する学生のうち、学業、人物ともに優秀な学生（以下「奨学生」という。）に対し、奨学金を給付することによって勉学を奨励することを目的とする。

(奨学金の種類)

第2条 奨学金の種類は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|--------|
| (1) 国際文化研究科修士課程奨学金 | 24万円/人 |
| (2) 国際文化研究科博士後期課程奨学金 | 24万円/人 |
| (3) 看護学研究科博士前期課程奨学金 | 24万円/人 |
| (4) 看護学研究科博士後期課程奨学金 | 24万円/人 |
| (5) スポーツ健康科学研究科修士課程奨学金 | 24万円/人 |

(奨学金の対象)

第3条 奨学生は本学大学院に在籍している正規学生のうち、学業、人物ともに優秀で高度な研究能力を有し、かつ経済的理由により修学が困難であると認められる者とする。

(募集の時期)

第4条 奨学生の募集は、後学期の始めにこれを行う。

(出願書類)

第5条 奨学生を志願する者は、次の関係書類を指定された期日までに提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
- (2) 研究計画書
- (3) 誓約書
- (4) 所得証明書

※申込者本人及び同一生計の家族の収入（定職収入、アルバイト収入、奨学金収入、その他収入等）を証明するもの。

- (5) その他本学が必要と認める書類

(奨学生の選考)

第6条 奨学生の選考は、入学後の学業成績（GPA含む）及び提出書類に基づき、次のとおり行う。

- (1) 国際文化研究科修士課程奨学金については、国際文化研究科国際文化システム専攻修士課程領域主任会議が行う。
- (2) 国際文化研究科博士後期課程奨学金については、国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程委員会が行う。
- (3) 看護学研究科博士前期課程奨学金については、看護学研究科看護学専攻博士前期課程委員会が行う。
- (4) 看護学研究科博士後期課程奨学金については、看護学研究科看護学専攻博士後期課

程委員会が行う。

(5) スポーツ健康科学研究科修士課程奨学金については、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程委員会が行う。

2 各審議機関が必要であると認めるときは、面接を実施することができる。

(奨学生の決定)

第7条 奨学生は、各研究科委員会の議を経て学長が決定する。

2 学長は、前項の規定により決定した奨学生について学内に公示し、かつ、本人に通知しなければならない。

3 奨学生の採用は、在学中1回限りとする。

(奨学金の財源)

第8条 奨学金は、毎年度本学が決定する奨学費予算をもってその財源とする。

(奨学生の数)

第9条 奨学生の人数は、財源の範囲内でこれを決定する。

(奨学金支給の取消し)

第10条 学長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各審議機関の議を経て奨学金の支給を取り消すことができる。

(1) 奨学金の支給年度において、学業成績及び性行が著しく不良となったとき。

(2) 除籍・退学等の懲戒処分を受けたとき。

(3) 願書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(奨学金の返還)

第11条 奨学生が前条の規定により、奨学金の支給を取り消された場合は、当該年度に支給された奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

(庶務)

第12条 本奨学金に関する庶務は、学生課において行う。

(補則)

第13条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て、理事長が行う。

2 この規程に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (令和5年8月23日)

1 この規程は、令和5年8月23日から施行し、令和5年3月31日以前に在籍する学生で従前の規程で本奨学生として採用された者は、第7条第3項を適用する。

2 この規程の施行により、従前の名桜大学大学院国際文化研究科奨学金規程(平成15年2月27日制定)ならびに名桜大学大学院看護学研究科奨学金規程(平成23年4月1日制定)は廃止する。

附 則 (令和6年2月28日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

名桜大学大学院平恒次ホモサピエンス研究奨励奨学金の支給に関する内規

(平成 31年 2月 28日制定)

(目的)

第1条 この内規は、名桜大学大学院平恒次ホモサピエンス研究奨励奨学金（以下、「奨学金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学金及び給付奨学生)

第2条 この内規において奨学金とは、次条に定める資格を有する者に学資及び生計費として給付するものをいい、奨学金の給付を受ける者を給付奨学生という。

(給付奨学生の資格)

第3条 給付奨学生は、名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）に在籍する正規学生とする。

(奨学金の給付額)

第4条 奨学金の給付額は、一人あたり20万円とし、在学期間内に1回の給付とする。

(募集)

第5条 給付奨学生の募集は、学内掲示により行うものとする。

(願書の提出)

第6条 給付奨学金希望者は、願書に必要書類を添えて事務局に提出しなければならない。

2 必要書類は、別途募集要項に定める。

(給付奨学生の決定)

第7条 給付奨学生は、国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）委員会の議を経て学長が決定し、給付奨学生に通知する。

2 給付奨学生の決定に必要な事項は、別途募集要項に定める。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は、一括で交付する。

(給付奨学生の義務)

第9条 給付奨学生は、奨学金交付式に出席をしなければならない。ただし、やむを得ない事情が生じたときには、欠席を認めることがある。

(奨学金の返還)

第10条 学長は、早期退学(1年以内)をした給付奨学生に対し、奨学金の返還を求めることができる。

(補則)

第11条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(内規の改廃)

第12条 この内規の改廃は、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行し、この奨学金の財源（寄付金5,000千円）の範囲内に限り有効とする。

名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）学長賞受賞者に対する出版助成の審査に関する内規

（令和5年9月22日制定）

（趣旨）

第1条 この内規は、名桜大学環太平洋地域文化研究所出版助成取扱規程（以下、「出版助成取扱規程」という。）第2条の規定に基づき、学長賞受賞者が博士論文を刊行する場合の出版助成（以下、「学長賞出版助成」という。）の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

（学長賞出版助成の対象）

第2条 学長賞出版助成の対象となる図書は、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）に提出した博士論文に基づく図書であること。
- (2) 学長賞受賞後、翌年度を1年目とし、5年以内であること。
- (3) 過去に当該出版助成及び他の機関等から助成を受けていないこと。
- (4) 単著であること。

（申請手続き）

第3条 学長賞出版助成を申請する者は、出版助成取扱規程第3条第2項に基づき、申請年度の8月末日までに、次の各号に掲げる書類を名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）に提出する。

- (1) 学長賞出版助成交付申請書（様式第1号）
- (2) 見積書（様式第2号）
- (3) 完成原稿

2 申請者は、前項第2号の提出にあたっては、予定出版者（社）を選定しておくこと。

（学長賞出版助成審査委員会）

第4条 学長賞出版助成の審査については、名桜大学国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）学長賞出版助成審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において行う。

2 審査委員会の委員は、名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）委員会で選出された3名の教員で構成する。

（審査）

第5条 審査委員会は、次の各号に掲げる審査基準に基づき評価を行ったうえで、総合的に審査する。

- (1) 出版物の学術的価値
- (2) 出版に際し、博士論文を加筆・修正した箇所の文章表現の適切性
- (3) 出版助成対象期間内に確実に刊行される見通し

2 前項の評点は、各号5点満点とし、1点の評価をした場合は、その理由を明記する。

3 原則として、第1項の各号のうち、いずれかに複数の委員が1点の評価をした場合は、採択しないものとする。

4 採択基準は、各号平均3.5以上とする。

(助成額及び助成率)

第6条 出版助成額及び助成率については、出版助成取扱規程第6条に準ずる。

(審査結果の報告)

第7条 審査委員会は、第5条の結果を環太平洋地域文化研究所及び学長に報告する。

2 学長は、前項の報告を受け、出版助成取扱規程第4条第2項に基づき、教育研究審議会の議を経て、学長賞出版助成の交付を決定する。

(準用)

第8条 この内規に定めるもののほか、必要な事項については、出版助成取扱規程を準用する。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、名桜大学大学院国際文化研究科博士後期課程委員会及び教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この内規は、令和5年9月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

学長賞出版助成金交付申請書

年 月 日

名桜大学長 殿

名桜大学国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）学長賞受賞者に対する出版助成の審査に関する内規第3条により、下記のとおり「学長賞出版助成金」の交付を申請致します。

現所属		職名		氏名	印
本人 連絡先	〒 _____ 住所 _____ Email: _____ 電話: _____			生年 月日	_____年 ____月 ____日

出版物の名称						
本の体裁	和・欧・その他の別	判型	ページ数	発行部数		
	和・欧・その他	判	頁	部		
出版予定年月日	_____年 ____月 ____日		定価	税込※ _____円		
発行所	発行所名		電話			
住所	〒 _____					
経費内訳	①組版代	_____円	②製版代	_____円	③刷版代	_____円
	④印刷代	_____円	⑤用紙代	_____円	⑥製本代	_____円
⑦計<①～⑥>		_____円	⑧消費税	_____円	⑨経費 <⑦+⑧> _____円	

※申請時に決定していた場合は記入。

出版の目的及び意義

出版物の概要

目次

見積書

名桜大学

様

(見積者)

住所 _____

氏名 _____

出版物の名称											
和・欧・その他の別 (○で囲んでください)	判 型	ページ数	発行部数	発行予定年月日							
和・欧・その他	判	頁	部	年 月 日							
		数量(頁)	単価(円)	金額(円)			数量	単価(円)	金額(円)		
組版代	本文				印刷代	本文・索引・図表	台				
	索引					写真					
	図表					扉					
	写真					表紙					
	扉					カバー					
	表紙										
	カバー										
	小計(a)					小計(d)					
		種	数量	単価(円)	金額(円)			種	数量	単価(円)	金額(円)
製版代	本文・索引・図表					用紙代	本文・索引・図表	連			
	写真				写真		枚				
	扉				扉		枚				
	表紙				表紙		枚				
	カバー				カバー		枚				
	色分解代		点								
	小計(b)				小計(e)						
			種	数量	単価(円)		金額(円)			数量	単価(円)
刷版代	本文・索引・図表		版			製本代	工賃	冊			
	写真		版				板紙	枚			
	扉		版				クロス	本			
	表紙		版								
	カバー		版								
	小計(c)						小計(f)				
計 ((a) + (b) + (c) + (d) + (e) + (f))					円						
消 費 税					円						
合 計					円						

出版社(発行所)担当者氏名		連絡先	TEL:
			MAIL:

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学（以下「本学」という。）における研究成果報告のために図書を刊行する場合の助成金に関し、必要な事項を定める。

(申請対象者)

第2条 申請対象者は、公立大学法人名桜大学就業規則第2条に規定する公立大学法人名桜大学に常時勤務する専任の教育職員（以下「専任教育職員」という。）のうち任期の定めのない者及び国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）（以下「国際文化研究科」という。）にて学長賞を受賞した者（以下「学長賞受賞者」という。）と定める。

(申請手続き)

第3条 出版補助を希望する専任教育職員は、所定の手続きに従い、出版助成金交付申請書を環太平洋地域文化研究所に提出する。

(1) 申請の時期

原則として、毎年度10月末日までに公募を行うものとし、文書で公示する。

(2) 申請資格

1) 本学において専任教育職員として採用された日から継続して3年以上勤務していること、かつ当該助成金の交付を受けた後、原則として刊行日の属する年度の翌年度から起算して、継続して3年以上本学において専任教育職員として勤務しなければならない。

2) 申請者は、申請学術図書の著作権者でなければならない。共著の場合、申請者は申請出版物の主たる著作権者でなければならない。

(3) 申請手続

申請者は申請学術図書の予定出版者（社）を選定し、所定の期日までに出版助成金交付申請書（所定様式1）、完全原稿及び見積書（所定様式2）により申請手続を行わなければならない。予定出版者（社）の選定に関しては、環太平洋地域文化研究所事務担当者と調整する。

(4) 申請書の作成

申請作成書類は、助成金交付の決定及び助成金算定の基礎資料となるものであって、申請後に内容の変更は原則として認めない。

2 学長賞受賞者については、前項を適用せず、国際文化研究科で本規程に準じた内規を別に定めて、同内規に基づき関係書類を提出するものとする。

(選考)

第4条 助成金の採択の決定については申請書に基づき、環太平洋地域文化研究所運営委員会において審議する。その際、当該出版物の内容については、環太平洋地域文化研究所運営委員会において内容審査を経るものとする。

(1) 選考手順

環太平洋地域文化研究所運営委員会は、申請に係る書類および刊行する内容を精査し、当該申請者への助成申請回数等を勘案して、助成金の交付の可否及び助成金交付額を審議する。

(2) 学長は、環太平洋地域文化研究所の審議結果に基づき、12月を目途に教育研究審議会の議を経て出版助成を決定する。

2 学長賞受賞者の選考等については、前項を適用せず、教育研究審議会に付議するものとする。

(助成基準)

第5条 次の各号の一に該当する場合は、助成対象外とする。

- (1) 出版社の企画によって刊行されるもの
- (2) 所定の期日までに刊行完了見込が確実でないもの
- (3) 交付決定までに刊行されたもの
- (4) 定期刊行物及びこれらに類するもの
- (5) 営利を目的として市販するもの
- (6) 過去に当該出版助成を受けた者
- (7) 他の機関等から助成を受けているもの

(出版助成額及び出版助成率)

第6条 出版助成額は、予算の範囲内で設定する。当該助成額は、図書刊行に必要な直接経費の80%を限度とする。ただし、1点当り最高助成額を150万円とし、助成額に1万円未満の端数のある時はその端数金額は切り捨てる。

(1) 直接出版経費とは、組版・製版・刷版・印刷・用紙代・編集・校正・製本代等の代価とし、特装に係る経費は含まない。

(出版助成金交付)

第7条 出版助成金の交付決定は教育研究審議会の議を経て、学長名で交付する。

(1) 交付決定及び不採択

- 1) 交付決定者及び不採択者には、それぞれ文書(学長名)で通知する。
- 2) 交付の決定された図書については、当該出版助成金による刊行物であることを明記するものとする。
- 3) 交付決定通知を受領した者が、当該通知に係る助成金等の交付内容又はこれに附された条件に不服があるときは、交付決定通知日より20日以内に申請の取下げを行うことができる。申請取下げがあった場合は、出版助成金の交付の決定はなかったものとする。

(2) 出版助成金の交付手続

- 1) 交付決定通知を受領した被助成者は、速やかに「学術図書出版契約書」(業者の書式を使用)を提出しなければならない。
- 2) 助成金交付の時期は、学術図書刊行時とし、助成金は、被助成者が出版した図書5部を添付して申請する「出版助成金支払依頼書」に基づき、出版者(社)に大学より直接振込むものとする。

(著者納本及び献本)

第8条 学術図書刊行後の著者納本及び献本の上限部数は、著者納本30部、献本は刊行部数の1割から著者納本部数を差し引いた部数とする。

2 献本については、申請書に配布先一覧を添付するものとし、刊行後、環太平洋地域文化研究所事務局にて送付する。

(実績報告書の提出)

第9条 被助成者は、助成金交付後速やかに「出版助成金実績報告書」(所定様式3)を提出しなければならない。

(出版助成交付決定の取消・減額・返還)

第10条 助成金交付の決定を受けたものが所定の期日までに刊行しない場合は、出版助成金交付決定の取消しを行う。

2 申請書記載事項と刊行された図書が著しく異なるときは、交付決定の取消し又は助成金の減額を行う。

(1) 10%以上の頁減が生じた場合は、助成額の減額を行う。

(2) 頁増の場合には、助成額の変更は行わない。

3 当該助成金交付後、刊行日の翌日から起算して、継続して3年以上本学において専任教育職員として勤務しなかった場合、その全額の返還を求める。ただし、公立大学法人名桜大学就業規則第19条に規定する定年による退職の場合および出版助成者本人の責めに帰すべき事由によらない退職の場合は、返還を求めない。

4 前項の返還金は、原則として、一括払いとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、環太平洋地域文化研究所運営委員会の議を経て、教育研究審議会で決定する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年5月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年6月21日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年7月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (令和8年3月18日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

2 令和8年3月31日までに採択された者については、なお従前の例による。

名桜大学の授業料免除及び徴収猶予取扱規程

(平成6年7月27日制定)

(趣旨)

第1条 名桜大学（以下「本学」という。）の授業料の免除及び徴収猶予については、この規程の定めるもののほか、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金規程に関する規程、名桜大学独自の授業料減免実施要項及び名桜大学留学生授業料減免実施要項に定めるところによる。

(対象)

第2条 授業料の免除及び徴収猶予は、本学の学群、学部学生、専攻科生及び大学院生（以下「学生」という。）を対象とする。

(申請)

第3条 授業料の免除又は徴収猶予を受けようとする者（本人が行方不明の場合は、保証人等を含む。以下同じ。）は、学長に申請しなければならない。

(免除等の許可)

第4条 授業料の免除は、選考機関の議を経て学長が許可する。ただし、第6条、第7条及び徴収猶予に係る第10条、第11条については、選考機関の議を経ることなく学長の許可により行うものとする。

2 選考機関は、名桜大学学生サポート委員会（以下「学生サポート委員会」）をもって充てる。

(経済的理由による場合の授業料免除)

第5条 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項に規定する授業料等減免対象者以外の正規学生で、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、対象学生の学業成績が優秀で、標準修業年限で卒業し、又は修了できる見込みがあると判断される者を対象に授業料の半額を免除することができる。

2 前項の対象者は、第2条の学生を対象とするが、正規留学生の取扱いについては第6条のとおりとする。

3 前1項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、所定の期日までに、必要な書類を学長に提出しなければならない。

4 前1項で示された対象者の授業料半額免除の実施については、別に定める。

5 前1項で示された「学業成績が優秀」については、標準修得単位数を修得し、標準修業年限を超えていないものをいう。

(留学生に係る授業料及び入学金減免)

第6条 学群・学部及び大学院に在籍する正規留学生を対象に、経済的支援並びに学習、研究の奨励を図ることを目的として、授業料及び入学金を減免することができる。

2 前1項の減免については、学習及び研究成果としての単位の修得状況及びその成績に応じて行う。

3 正規留学生を対象とする授業料及び入学金の減免の実施については、別に定める。

(行方不明により除籍した場合の授業料免除)

第7条 行方不明により除籍した場合は、未納の授業料の全額を免除することができる。

(災害等による授業料免除)

第8条 次の各号のいずれかに該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した年度内の授業料等を免除することができる。

- (1) 学資負担者が死亡した場合
- (2) 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (3) 前2号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、所定の期日までに次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 授業料免除申請書(様式第1号)
- (2) 授業料の納付が困難な事情を認定するに足りる学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の発行する証明書(様式第2号)ただし、留学生は不要とする。
- (3) 前項第1号に該当する場合は死亡証明書、同項第2号に該当する場合は学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の発行する罹災証明書
- (4) その他本学が必要と認める書類

3 第1項に規定する授業料の免除は、年度内に1回のみ許可するものとし、免除の額は、当該年度分の授業料についてその全額又は半額とする。

(授業料の未納により除籍した場合の授業料免除)

第9条 授業料等の未納により除籍した場合は、未納の授業料等の徴収を免除することができる。

(授業料の徴収猶予)

第10条 授業料の徴収猶予の取扱については、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金に関する規程の定めるところによる。

(徴収猶予中退学した場合)

第11条 授業料の徴収猶予を許可されている学生に対し、その願い出により退学を許可した場合は、月割計算により、退学の翌月以降に納付すべき授業料を免除することができる。

(許可の取消)

第12条 授業料の免除又は徴収猶予の許可後、その理由が消滅し、又は申請について虚偽の事実が判明した場合においては、選考機関の議を経て学長がこれを取り消すものとする。

2 前項の規定によりその許可を取り消された者は、次の各号によりそれぞれ授業料を納付しなければならない。

- (1) 理由の消滅により許可を取り消された者は、取り消しの日の属する月から月割計算による額
- (2) 申請について虚偽の事実が判明したことにより許可を取り消された者は、当該期分に係る免除された全額

(申請時期)

第13条 第5条第3項及び第8条第2項に規定する所定の期日とは、募集要項に記載するものとする。

(補則)

第14条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て理事長が定める。

2 この規程に定めるもののほか、授業料等の免除及び徴収猶予の実施に関し必要な事項は、学生サポート委員会の議を経て学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成6年7月27日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年2月2日から施行し、平成15年度後学期から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月23日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月8日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月23日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年9月4日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年2月2日)

この規程は、平成28年2月2日から施行する。

附 則 (平成29年4月26日)

この規程は、平成29年4月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年9月22日)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学附属図書館管理規則第6条の規定に基づき、名桜大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用に関する必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 図書館を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、名桜大学（以下「本学」という。）の学生及び職員並びに図書館長（以下「館長」という。）が特に認めた者とする。

(利用者証)

第3条 利用者には図書館利用者証（以下「利用者証」という。）を交付する。

2 利用者は、図書館を利用する際には、利用者証を常に携帯しなければならない。

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、館長は、必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 図書館の休館日は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、館長は、必要があると認めるときは、臨時に開館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日
- (3) 創立記念日
- (4) 12月29日から翌年1月3日まで
- (5) 館長が特に必要があると認めた日

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、図書館内では次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 図書館資料は、所定の場所で閲覧すること
- (2) 所定の場所以外で喫煙及び飲食はしないこと
- (3) 閲覧室では静粛にすること
- (4) その他他人の迷惑になる行為をしないこと
- (5) 係員の指示に従うこと

(貸出)

第7条 図書の貸出冊数及び貸出期間は、別表2のとおりとする。

2 館長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、図書及び雑誌の貸出冊数及び貸出期間を変更することができる。

(貸出禁止)

第8条 次の各号に掲げる図書館資料の貸出は行わない。ただし、館長が特に許可した場合はこの限りでない。

- (1) 貴重書
- (2) 参考図書

- (3) 視聴覚資料等
- (4) その他館長が特に指定した資料
(返却)

第9条 貸出を受けた者は、借用中の図書館資料を貸出期間内に返却しなければならない。

2 館長は、必要と認めるときは、貸出期間内であっても返却を求めることができる。

3 館長は、貸出期間を超過して返却した者に対し、返却した日から、超過した日数に相当する期間の貸出を停止することができる。

(即時返却)

第10条 貸出を受けた者は、退職、休職、卒業、休学、停学、退学等をしたときは、直ちに借用中の図書館資料を返却しなければならない。

(図書館資料の複写)

第11条 図書館資料の複写利用については、別に定める。

(参考調査)

第12条 利用者は、次の各号に掲げる参考調査を依頼することができる。

- (1) 学術文献の書誌的調査
- (2) 学術雑誌の所在調査
- (3) 研究機関・研究者等の調査

(相互利用)

第13条 利用者は、他の図書館等が所蔵する図書館資料を利用する必要があるときは、あつせんを依頼することができる。

2 前項の相互利用に要する費用は、利用者の負担とする。

3 利用者は、相互利用により他の図書館等（以下、「貸出館」という。）から借受けた資料の利用方法については、貸出館の指示に従うものとする。

第14条 館長は、他の図書館等から図書館資料の利用について依頼があったときは、支障のない限り利用させることができる。

(弁償)

第15条 利用者は図書館資料、施設等を損傷し、又は紛失したときは、弁償しなければならない。

2 前項にかかわらず、利用者は、相互利用によって借受けた資料を損傷し、又は紛失したときは、貸出館の指示に従うものとする。

(利用の制限)

第16条 館長は、この規程に違反した者に対しては、図書館の利用を制限し、又は禁止することができる。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

(改廃)

第18条 本規程の改廃は名桜大学附属図書館運営委員会の議を経て館長が行う。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 11 月 13 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

区 分	開 館 時 間
平 日	8 時 4 5 分 から 2 2 時 まで
土 曜	1 2 時 から 1 8 時 まで
春季、夏季、冬季 の休業日	8 時 4 5 分 から 1 7 時 まで

別表 2 (第 7 条関係)

資料 区分	学 生 ・ 事務職員		大学院生 ・ 教育職員		学 外 者	
	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間
図 書	5 冊 以 内	2 週 間 以 内	1 0 冊 以 内	4 週 間 以 内	2 冊 以 内	2 週 間 以 内

名桜大学大学院国際文化研究科

国際地域文化専攻

(博士後期課程)

学位申請手続要領

名桜大学学位規則第4条の「博士の学位授与の要件」に基づき、同規程第5条第2項及び第6条により学位授与の申請をしようとする者は、本学の関係諸規程の規定に従わなければならない。具体的には、この取り扱い要項により所定の手続きを行うこと。

I 学位の名称

本学の国際文化研究科において取得できる博士の学位は、「博士（国際地域文化）」である。

博士の学位を取得できる者は、本学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）を修了した者で博士論文の審査及び最終試験に合格した者である。

II 学位申請の手続き

1 審査について

(1) 博士論文事前審査

1) 博士論文事前審査

博士の学位を受けようとする者は、研究指導教員の承認を得て、次の書類を所定の期日までに提出し、事前審査を受けなければならない。

ア 博士論文事前審査申請書（所定の様式）	1部
イ 学位請求論文提出予定稿	4部
ウ 履歴書	4部
エ 研究業績書	4部

(2) 本審査

博士論文事前審査の結果、博士論文審査の申請を認められた者は、研究指導教員の承認を得て、次の書類を所定の期日までに提出し、審査を受けること。

ア 博士論文審査申請書（所定の様式）	1部
イ 学位請求論文申請書	4部
ウ 学位請求論文本文1編（A4判横書きとし、和文又は英文）	4部
エ 学位請求論文の要旨（電子媒体及び紙媒体）	1部

※ただし、博士論文審査委員会に入る構成人数が増える場合は、イ・ウは増加した構成人数分増やすこととする。）

※ 博士論文の題目変更について

博士論文事前審査等後に博士論文の題目を変更する者は、研究指導教員の承認を得て、次の書類を提出しなければならない。（1文字の付加及び削除も題目変更とみなす。）

ア 題目変更届（所定の様式）	1部
----------------	----

2 書類の提出先及び提出方法

(1) 名桜大学教務課学習支援係に提出すること

(2) 書類の受付について

ア 博士論文事前審査に係る書類の受付は、博士論文を提出する年度の6月第3週まで（ただし、土・日曜日及び休日は除く）とする。

イ 博士論文事前審査の結果、本審査の申請が認められた者の本審査に係る書類の受付は、課程を修了する年度の9月第4週から10月第1週まで（ただし、土・日曜日及び休日は除く）とする。

(3) その他不明な点がある場合は、下記に照会すること。

〒905-8585 沖縄県名護市字為又 1220-1

名桜大学教務部教務課学習支援係担当（電話 0980-51-1055）

Email : kyoum@meio-u.ac.jp

3 学位授与までの流れ（研究指導スケジュール）

(1) 通常（3年で終了する場合）

研究指導スケジュール(3年で修了する場合)					
年次	セメスター	事 項			
		学生	研究指導教員・研究指導補助教員	研究科委員会・論文審査委員会	
一年次	第一セメスター	4月	・研究指導教員の届出 ・「履修計画書」及び「研究計画書」提出(4月第2週) ・研究トピックの探索・絞り込みを行う	・「研究計画書」の作成指導 ・研究課題の設定、先行研究の調査、方法論等について指導	・オリエンテーション ・学生の「研究計画書」を確認し、研究指導教員の決定を行い、学生に通知する。
		5月			研究指導補助教員の決定(学生へ通知)
		6月			
		7月	先行研究調査・研究テーマ設定		
		8月			
		9月		・「研究計画書」の到達状況の確認及び成績評価	
	第二セメスター	10月	文献収集 ・研究計画発表会(第1回中間発表)に向けた準備 ・研究トピックの探索・絞り込みを行う	・研究方法に関する指導及び研究計画発表会(第1回中間発表)に向けた指導 ・研究課題の設定、先行研究の調査、方法論等について指導	・オリエンテーション
		11月			
		12月			
		1月			
2月		・研究計画発表会(第1回中間発表会:2月第4週目) ・必要に応じて倫理審査申請	・発表内容の評価	・研究計画発表会(第1回中間発表会)の実施 ・必要に応じて倫理審査の実施	
3月	・学術誌(査読有り)へ投稿及び学会発表等準備。	・「研究計画書」の到達状況の確認及び成績評価 ・学術誌(査読有り)へ投稿及び学会発表等準備に向けた指導			
第三セメスター	4月	・「履修計画書」及び「学位請求論文作成計画書」提出(4月第2週) ・研究テーマに即した先行研究の精読・検討	・「学位請求論文作成計画書」の作成指導 ・先行研究や資料の分析、検討について指導	・オリエンテーション	
	5月				
	6月				
	7月	・論文作成計画発表会(第2回中間発表会)に向けた準備	・論文作成計画発表会(第2回中間発表会)に向けた指導		
	8月				
	9月		・「学位請求論文作成計画書」の到達状況の確認及び成績評価		
二年次	第四セメスター	10月	・論文作成計画発表会(第2回中間発表会)に向けた準備 ・研究テーマに即した先行研究の精読・検討	・先行研究や資料の分析、検討についての指導及び論文指導	・オリエンテーション
		11月			
		12月			
	第五セメスター	1月			
		2月	・論文作成計画発表会(第2回中間発表会:2月第4週目)	・発表内容の評価	・論文作成計画発表会(第2回中間発表会)の実施
		3月	・学術誌(査読有り)へ投稿・学会発表等	・「学位請求論文作成計画書」の到達状況の確認及び成績評価 ・必要な研究指導 ・学術誌(査読有り)へ投稿及び学会発表等準備に向けた指導	

年次	セメスター	事 項			
		学生	研究指導教員・研究指導補助教員	研究科委員会・論文審査委員会	
三 年 次	第 五 セ メ ス タ ー	4月	・「履修計画書」及び「学位請求論文執筆計画書」提出(4月第2週)	・「学位請求論文執筆計画書」及び「学位請求論文概要」の作成指導	・オリエンテーション
		5月		↓	
		6月	・「学位請求論文執筆計画書」に基づき作成した「学位請求論文提出予定稿」提出(6月第2週から第3週まで)		
		7月			・「学位請求論文概要」の査読をし、論文提出資格の可否について審査実施
		8月			
		9月			
	第 六 セ メ ス タ ー	10月	・「学位請求論文」提出(9月第4週から10月第1週まで)	・論文の各章の執筆と全体の構成、推敲、最終試験と口頭発表の指導	・オリエンテーション ・学位論文が提出された後、研究科長は、博士論文審査会(主査1名及び副査2名)を設置する。
		11月		↓	
		12月			
		1月	・博士学位論文審査及び最終試験(公開)		・博士学位論文審査及び最終試験(公開)実施 ・博士論文審査会(公開)を実施し、その後、審査員3名で非公開協議を行う。 ・博士論文審査会は、学位論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会へ報告し、報告に基づいて学位授与の可否を議決する。その審議結果を学長に報告する。
		2月			
		3月			・研究科委員会は、学位授与の審議結果を学長に報告し、学長は、報告に基づき、学位授与の可否を決定し学生の博士後期課程の修了を認定し、学位を授与する。

(2)長期履修の場合 (6年)

研究指導スケジュール(長期履修学生の場合)						
年次	セメスター	事 項				
		学生	研究指導教員・研究指導補助教員			
一年次	第一セメスター	4月	<ul style="list-style-type: none"> 研究指導教員の届出 「履修計画書」及び「研究計画書」提出(4月第2週) 研究トピックの探索・絞り込みを行う 	<ul style="list-style-type: none"> 「研究計画書」の作成指導 研究課題の設定、先行研究の調査、方法論等について指導 	<ul style="list-style-type: none"> オリエンテーション 学生の「研究計画書」を確認し、研究指導教員の決定を行い、学生に通知する。 	
		5月	↓	↓	研究指導補助教員の決定(学生へ通知)	
		6月	↓	↓		
		7月	先行研究調査・研究テーマ設定	↓		
		8月	↓	↓		
	9月	↓	<ul style="list-style-type: none"> 「研究計画書」の到達状況の確認及び成績評価 			
	第二セメスター	10月	<ul style="list-style-type: none"> 文献収集 研究計画発表会(第1回中間発表会)に向けた準備 研究トピックの探索・絞り込みを行う 	<ul style="list-style-type: none"> 研究方法に関する指導及び研究計画発表会(第1回中間発表会)に向けた指導 研究課題の設定、先行研究の調査、方法論等について指導 	<ul style="list-style-type: none"> オリエンテーション 	
		11月	↓	↓		
		12月	↓	↓		
		1月	↓	↓		
		2月	<ul style="list-style-type: none"> 研究計画発表会(第1回中間発表会:2月第4週目) 必要に応じて倫理審査申請 	<ul style="list-style-type: none"> 発表内容の評価 	<ul style="list-style-type: none"> 研究計画発表会(第1回中間発表会)の実施 必要に応じて倫理審査の実施 	
	3月	<ul style="list-style-type: none"> 学術誌(査読有り)へ投稿及び学会発表等準備。 	<ul style="list-style-type: none"> 「研究計画書」の到達状況の確認及び成績評価 学術誌(査読有り)へ投稿及び学会発表等準備に向けた指導 			
	二年次	第三セメスター	4月	<ul style="list-style-type: none"> 「履修計画書」及び「学位請求論文作成計画書」提出(4月第2週) 研究テーマに即した先行研究の精読・検討 	<ul style="list-style-type: none"> 「学位請求論文作成計画書」の作成指導 先行研究や資料の分析、検討について指導 	<ul style="list-style-type: none"> オリエンテーション
			5月	↓	↓	
			6月	↓	↓	
7月			<ul style="list-style-type: none"> 論文作成計画発表会(第2回中間発表会)に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> 論文作成計画発表会(第2回中間発表会)に向けた指導 		
8月			↓	↓		
9月		↓	<ul style="list-style-type: none"> 「学位請求論文作成計画書」の到達状況の確認及び成績評価 			
第四セメスター		10月	<ul style="list-style-type: none"> 論文作成計画発表会(第2回中間発表会)に向けた準備 研究テーマに即した先行研究の精読・検討 	<ul style="list-style-type: none"> 先行研究や資料の分析、検討についての指導及び論文指導 	<ul style="list-style-type: none"> オリエンテーション 	
		11月	↓	↓		
		12月	↓	↓		
		1月	↓	↓		
	2月	<ul style="list-style-type: none"> 論文作成計画発表会(第2回中間発表会:2月第4週目) 	<ul style="list-style-type: none"> 発表内容の評価 	<ul style="list-style-type: none"> 論文作成計画発表会(第2回中間発表会)の実施 		
3月	<ul style="list-style-type: none"> 学術誌(査読有り)へ投稿・学会発表等 	<ul style="list-style-type: none"> 「学位請求論文作成計画書」の到達状況の確認及び成績評価 必要な研究指導 学術誌(査読有り)へ投稿及び学会発表等準備に向けた指導 				

年次	セメスター	事 項			
		学生	研究指導教員・研究指導補助教員	研究科委員会・論文審査委員会	
三年次	第五セメスター	4月	・「履修計画書」及び「学位請求論文執筆計画書」提出(4月第2週)	・「学位請求論文執筆計画書」及び「学位請求論文概要」の作成指導	・オリエンテーション
		5月		↓	
		6月	・「学位請求論文執筆計画書」に基づき作成した「学位請求論文提出予定稿」提出(6月第2週から3週まで)		
		7月			・「学位請求論文概要」の査読をし、論文提出資格の可否について審査実施
		8月			
	9月				
	第六セメスター	10月	研究期間	研究指導	
		11月	↓	↓	
		12月			
		1月			
2月					
3月					
四年目	第七セメスター	4月			
		5月			
		6月			
		7月			
		8月			
	第八セメスター	9月			
		10月			
		11月			
		12月			
		1月			
五年目	第九セメスター	4月			
		5月			
		6月			
		7月			
		8月			
	第十セメスター	9月			
		10月	・「学位請求論文」提出(9月第4週から10月第1週まで)	・論文の各章の執筆と全体の構成、推敲、最終試験と口頭発表の指導	・オリエンテーション ・学位論文が提出された後、研究科長は、博士論文審査会(主査1名及び副査2名)を設置する。
		11月		↓	
		12月			
		1月	・博士學位論文審査及び最終試験(公開)		・博士學位論文審査及び最終試験(公開)実施 ・博士論文審査会(公開)を実施し、その後、審査員3名で非公開協議を行う。 ・博士論文審査会は、學位論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会へ報告し、報告に基づいて學位授与の可否を議決する。その審議結果を学長に報告する。
2月					
3月			・研究科委員会は、學位授与の審議結果を学長に報告し、学長は、報告に基づき、學位授与の可否を決定し学生の博士後期課程の修了を認定し、學位を授与する。		
六年目	第十一セメスター	4月	博士論文執筆予備期間		
		5月	↓		
		6月			
		7月			
		8月			
	9月				
	第十二セメスター	10月			
		11月			
		12月			
		1月			
2月					
3月					

Ⅲ 提出書類の作成要領

1 各書類の作成要領

- (1) 論文題目が英文の場合は、題目の下のその和訳を（ ）を付して併記すること。
- (2) 記入に当たっては、万年筆、ボールペン、ワードプロセッサ及びタイプ印刷等のいずれでもよい。
- (3) 提出する書類が2部以上となるものは複写により作成してもよいが、長期の保存に耐えるものとする。
- (4) 捺印箇所は各書類とも必要部数に同一の印鑑で直接朱肉を用いて捺印すること。ただし、外国籍で印鑑を所有していない者は署名でもよい。
- (5) 申請等の年（元号）は、西暦で記入してもよい。

(1) 博士論文事前審査申請書 (所定の様式)

博士論文事前審査申請書

年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長 (博士後期課程) 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻 (博士後期課程)	
学 生 番 号	
氏 名	
研究指導教員	

下記のとおり関係書類を添え、事前審査を申請いたします。

記

論文題目 (英文の場合は、和訳を付記すること。)

(添付書類) 学位請求論文提出予定稿 部
履 歴 書 部
研 究 業 績 書 部

(2) 博士論文審査申請書（所定の様式）

博士論文審査申請書

年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長（博士後期課程） 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻（博士後期課程）	
学 生 番 号	
氏 名	
研究指導教員	

名桜大学学位規則第5条第2項の規定に基づき、下記の関係書類を添え、学位を申請いたします。

記

学位請求論文申請書	部
学位請求論文本文	部
学位請求論文の要旨	1部（電子媒体及び紙媒体）

(3) 博士論文

(論文の表紙の作成例)

(裏)	(背)	(表)
	西 曆 年	
	○ ○	← 論文題目
	○ ○	↓
	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	○ ○	
	○ ○	
	○ ○	
	○ ○	
	○ ○	
	○ ○	
	○ ○	
	○ ○	
	○ ○	
	○ ○	
	○ ○	
	○ ○	
	○ ○	
	名	← 氏名
	桜	↓
	太	西 曆 年
	郎	国際文化研究科国際地域文化専攻 (博士後期課程)
		学籍番号：○○○○○○○○
		名 桜 太 郎

(注)

- (1) 規格はA判、横書きとし、図書館における閲覧等を考慮して長期の保存に耐えうるような製本（左とじ）とすること。
- (2) 論文内容を記入する用紙は上質紙を使用すること。
- (3) 本文は和文又は英文とし、タイプ又はワードプロセッサ等を用いること。
なお、頁数を記入し、目次を作成すること。
- (4) 製本した論文の表紙及び背表紙には、論文題目、氏名及び西暦年（提出時）を記入すること。

(4) 学位請求論文申請書 (所定の様式)

学位請求論文申請書

国際文化研究科 国際地域文化専攻 (博士後期課程)			
学生番号		氏名	
博士論文 の題目	(英文の場合は、和訳を付記すること。)		
発表論文			
1 レフェリー制のある学術雑誌			
○(1) 著者名(全員) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ (題名)			
○○学術誌第○巻第○号○頁～○頁 (20○○年)			
(2) 著者名(全員) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ (題名)			
○○学術誌第○巻第○号○頁～○頁 (20○○年)			
2 レフェリー制のない学術誌、総説等			
(1) 著者名(全員) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ (題名)			
○○学術誌第○巻第○号○頁～○頁 (20○○年)			
著書			
(1) 著者名(全員)			
著書名 , ○頁～○頁 (20○○年)			
その他(口頭発表、国際会議での発表)			
(1) 著者名(全員) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ (題名)			
○○学会講演要旨集、○頁～○頁 (20○○年)			

(注)

- (1) 「発表論文」は、1及び2のように記入すること。
- (2) 関連論文(博士論文の基礎となった論文で、レフェリー制の確立した学術雑誌に掲載又は掲載決定されているもの)には、論文番号の前に○印を付けること。
- (3) 論文が未発表のものについては、その公表の方法及び時期の予定を記載すること。
なお、申請時において予定が決まっていない場合は「未定」とすること。
- (4) 「発表論文」等は現在から順に過去にさかのぼって記載すること。
- (5) 著者名の英文での記載は次の例による。(例) Meio, T., Meio, H. and Meio, J.:

(5) 博士論文内容の要旨

博士論文内容の要旨

No. 1

国際文化研究科 国際地域文化専攻（博士後期課程）			
学生番号		氏名	
論文題目（英文の場合は、和訳を付記すること。）			
博士論文要旨（和文2,000字程度又は英文800語程度にまとめること。）			

学生番号		氏名	

(6) 履歴書 (所定の様式)

履 歴 書

(記入例)

ふりがな 氏名	めいおう 名 桜 太 郎 元号〇〇年 〇〇月 〇〇日生	男 女	本籍 (都道府県名のみ記入)	〇 〇 都・道 府・県
現住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話 〇〇〇- (〇〇〇〇) -〇〇〇〇			
区分	年 月	事 項		
学 歴	〇〇年 〇〇月	〇〇県立 〇〇高等学校 卒業		
	〇〇年 〇〇月	〇〇大学 〇〇学部 〇〇学科 入学		
	〇〇年 〇〇月	同 卒業		
	〇〇年 〇〇月	〇〇大学大学院 〇〇研究科 〇〇専攻 入学		
	〇〇年 〇〇月	同 修了		
	〇〇年 〇〇月	〇〇大学大学院 〇〇研究科 〇〇専攻 入学		
	〇〇年 〇〇月	同 修了見込み		
職 歴	〇〇年 〇〇月	〇〇 会社 入社		
	〇〇年 〇〇月	同社 退職		
学会等に おける活動				
賞 罰				
上記のとおり相違ありません。				
〇〇年 〇〇月 〇〇日				
氏名 名 桜 太 郎 印				

(注)

- (1) 本籍は都道府県名のみ記入すること。(外国籍の場合は、本籍欄に国籍を記入すること。)
- (2) 現住所
ア 住民票に記載されている住所を記入すること。
イ 通信上支障のないよう、団地名・宿舍名・番地等も記入すること。
- (3) 氏名は戸籍のとおり記入し、ふりがなを付けること。
- (4) 学歴
ア 高等学校卒業後の学歴について、年次を追って記入すること。
イ 研究科博士後期課程所定の単位を修得して退学した者は、単位修得証明書を添付すること。
- (5) 職歴は、常勤の職について、その勤務先、職名等を、年次を追って記入すること。ただし、非常勤の職であっても、特に教育・研究に関するものについては、記入することが望ましい。
- (6) 賞罰は、学位申請上、特筆すべきと思われるものを記入すること。

(7) 論文題目変更届 (所定の様式)

論文題目変更届

年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長 (博士後期課程) 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻 (博士後期課程)	
学 生 番 号	
氏 名	
研究指導教員	

下記の理由により、論文題目に変更がありましたので提出します。

記

変 更 前 論 文 題 目	
変 更 後 論 文 題 目	
変 更 理 由	

IV 事前審査基準について

事前審査の申請に当たって、次の審査基準を定めている。

事前審査基準

1. 論文が体系的に執筆されているか。
2. 論文が博論として論理的に整理されているか。
3. 論文の中でオリジナル性がしっかりと構築されているか。
4. リポジトリ公開後、学会への貢献が期待できるか。
5. 本提出（10月）までに完成論文として完結できるか。
6. 倫理審査を申請した者は申請内容を全て遵守しているか。
7. 論文としての体裁が『院生指導の手引』を参照し整えられているか。
8. 研究活動上の不正行為防止ハンドブックを遵守しているか。

V 学位申請基準について

1 学位申請基準

学位の申請に当たって、次のような研究科共通の基準を定めている。

研究科共通の学位申請基準

- (1) 博士論文の基礎となった論文（以下、「関連論文」という。）はレフェリー制が確立した学術誌に掲載されているか又は既に掲載決定されていること。
- (2) 関連論文（共著）のうち、少なくとも1編については、学位申請者が筆頭著者であるか又は共同研究の中心的役割を果たしたものであること。
- (3) 関連論文のうち、少なくとも1編については、大学院在学中に行った研究を基に作成されたものであること。
- (4) 関連論文が共著論文の場合は、申請者の分担分と学位論文との関わりを明確にすること。

VI 学位論文の評価基準について

国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）

1. 学位論文のテーマが適切に設定され、研究の意図や問題意識が適切に表現されているか。
2. 十分な知識を習得し、諸課題を多角的に分析し、解決方法を提示する能力が反映されているか。
3. 学位論文は国内外の研究水準に照らし合わせ、新たな知見を含んだオリジナリティのあるかつ学術的貢献のある論文となっているか。
4. 学位論文の研究成果は、学術誌等に公表されているか。
5. 先行研究や関連研究に関する文献等が広く調べられ、理解されているとともに、引用の方法が適正であるか。また、研究倫理上の問題に細心の注意が払われているか。

名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）における
学位授与に関する取扱要項

（令和元年10月11日制定）

（趣旨）

第1条 名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）（以下「研究科」という。）における博士の学位に関する取扱いについては、名桜大学大学院学則、名桜大学学位規則（以下「学位規則」という。）及び名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）規程（以下「研究科規程」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

（事前審査）

第2条 博士（国際地域文化）の学位を申請する者は、学位規則第5条第2項の規定する博士論文の提出に先立ち、事前審査を受けなければならない。

（事前審査の申請資格）

第3条 事前審査を申請することができる者は、研究科規程第11条第3項に規定する要件を満たし、研究指導教員が論文提出資格を有すると判断した者とする。

（事前審査の申請書類等）

第4条 事前審査を申請する者（以下「事前審査申請者」という。）は、研究指導教員の承認を得て次の掲げる書類等を国際文化研究科長（博士後期課程）（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 博士論文事前審査申請書（所定の様式） 1部
- (2) 学位請求論文提出予定稿（A4判横書きとし、和文2,000字程度又は英文800語程度） 4部
- (3) 履歴書 4部
- (4) 研究業績書 4部

（事前審査の申請時期）

第5条 事前審査の申請時期は、原則として博士論文を提出する年度の6月とする。

（事前審査委員会）

第6条 研究科長は、事前審査の申請があったときは、当該論文が博士論文審査に値するか否かを審査するため、事前審査委員会を組織する。

2 事前審査委員会の委員は、事前審査申請者ごとに次に定めるところにより構成する。

- (1) 研究指導教員
- (2) 研究指導補助教員 2名

3 前項の事前審査委員は、研究科長からの事前審査委員候補者の推薦に基づき、博士後期課程委員会において決定する。

4 研究指導教員は、事前審査委員会の業務を統括する。

(事前審査の結果の通知)

第7条 研究科長は、事前審査の結果を当該事前審査申請者に通知する。

(博士論文審査の申請)

第8条 事前審査の結果、博士論文審査の申請に値すると認められた事前審査申請者は、3か月以内に博士論文審査の申請を行わなければならない。

(審査の申請書類等)

第9条 博士論文の審査を申請する者(以下「申請者」という。)は、研究指導教員の承認を得て、次の掲げる書類等を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 博士論文審査申請書(所定の様式) 1部
- (2) 学位請求論文申請書 4部(ただし、博士論文審査委員会に入る構成人数が増える場合は、イ・ウは増加した構成人数分増やすこととする。)
- (3) 学位請求論文本文1編(A4判横書きとし、和文又は英文) 4部
(ただし、博士論文審査委員会に入る構成人数が増える場合は、イ・ウは増加した構成人数分増やすこととする。)
- (4) 学位請求論文の要旨(電子媒体及び紙媒体) 1部

(博士論文の提出時期)

第10条 博士論文の提出時期は、修了予定年度の9月から10月の所定の期間とする。

(審査の付託)

第11条 研究科長は、博士論文の申請があったときは、学位規則第9条に基づき国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程委員会(以下「博士後期課程委員会」という。)に審査を付託する。

(博士論文審査委員会)

第12条 博士後期課程委員会は、前条により審査を付託されたときは、申請者ごとに次の各号に定めるところによる委員(以下「審査委員」という。)で構成する博士論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)を組織する。

- (1) 研究指導教員と研究指導補助教員2名とする。なお、審査委員に上級准教授が入る場合は、研究指導教員と研究指導補助教員2名のほか当該上級准教授とする。
- (2) 必要があるときは、前号の教員のほかに、他研究科の教員等、他大学の大学院又は他機関教員等を加えることができる。
- (3) 審査委員会の委員は、博士の学位を有する者又はそれと同等の研究業績を有する者とする。

2 前項の審査委員は、研究科長からの審査委員候補者の推薦に基づき、博士後期課程委員会において決定する。この場合において、前項第1号及び第2号による本研究科に所属しない教員等については資格審査を行わなければならない。

3 審査委員会に、次に掲げる者をおく。

(1) 主査1名（研究指導教員）

(2) 副査2名（研究指導補助教員2名。ただし、第12条第1項における教員等が審査委員会に入る場合は、副査を3名以上とすることができる。）

4 審査委員主査は、審査委員会の業務を統括する。

（博士論文の最終試験（公開）及び審査員との質疑応答）

第13条 博士論文審査において、審査委員会は、審査委員との質疑応答を含む博士論文の最終試験（公開）を開催すること。

2 審査委員主査は、博士論文の最終発表（公開）の開催日程等を、原則として開催日の1週間前までに申請者に通知するとともに、研究科及び教室等に掲示をもって公示すること。

（博士論文審査等の実施）

第14条 審査委員会は、論文審査及び最終試験を実施する。

2 審査委員主査は、最終試験の実施に関し必要な事項を申請者に通知する。

3 最終試験は、博士論文の内容を中心として関連のある科目についても口頭により行う。

（博士論文審査結果等の審議）

第15条 審査委員会は、論文審査の結果及び最終試験の結果を審議し、学位授与に値するか否かを議決する。

2 論文審査及び最終試験の評価判定は、合格又は不合格とする。

（博士論文審査結果の報告）

第16条 審査委員会は、最終試験終了後から原則として2週間以内に、審査結果を次の掲げる書類により研究科長に報告しなければならない。

(1) 論文審査結果の要旨（別紙様式第1号及びその電子データ）

(2) 論文審査の結果（別紙様式第2号）

(3) 最終試験の結果（別紙様式第3号）

2 研究科長は、審査委員会の報告を博士後期課程委員会に諮り、最終試験の可否を議決するとともにその審議結果を学長に報告する。

（学位授与の判定）

第17条 大学院委員会は、審査委員会による論文審査結果の報告に基づき、申請者に学位を授与すべきか否かを判定する。

2 前項の判定は、大学院委員会の3分の2以上の出席を要し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文（以下「論文の全文」という。）を公表するものとし、公表用の全文を電子データにより研究科長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由があ

る場合には、研究科長の承認を受けて、論文の全文に代えてその内容を要約したものの（以下「論文の要約」という。）を公表することができる。この場合において、本研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供することから、公表用の論文の要約に加えて、論文の全文についても電子データにより研究科長に提出するものとする。

（補則）

第19条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は博士後期課程委員会の議を経て、研究科長が定める。

（改廃）

第20条 この取扱要項の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この要項は、令和元年10月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和元年12月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月25日）

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

論文審査結果の要旨

年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長（博士後期課程） 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻（博士後期課程）

国際文化研究科 国際地域文化専攻（博士後期課程）	
申請者氏名	
研究指導教員	
審査委員（主査）	
審査委員（副査）	
審査委員（副査）	

【要旨】

様式第2号（第16条関係）

名城大学大学院

国際文化研究科長（博士後期課程） 殿

博士論文審査委員会

主査 ○○ ○○

副査 ○○ ○○

副査 ○○ ○○

学位（博士）論文審査の結果報告書

このたび、博士論文審査委員会として、学位論文の審査を終了しましたので、その結果について、下記の通り報告します。

記

学生番号		学生氏名	
国際文化研究科国際地域文化専攻 (博士後期課程)		研究指導教員 ○○○○	研究指導補助教員 ○○○○、○○○○
成績評価	学位論文	合格	不合格
論文題目			
審査要旨			

様式第3号（第16条関係）

名城大学大学院

国際文化研究科長（博士後期課程） 殿

博士論文審査委員会

主査 ○○ ○○

副査 ○○ ○○

副査 ○○ ○○

最終試験の結果報告書

このたび、博士論文審査委員会として、最終試験を終了しましたので、その結果について、下記の通り報告します。

記

学生番号	学生氏名		
国際文化研究科国際地域文化専攻 (博士後期課程)	研究指導教員 ○○○○ 研究指導補助教員 ○○○○、○○○○		
成績評価	最終試験	合格	不合格
論文題目			
結果 要 旨			

授業科目名・単位数・担当教員名

授業科目の概要、シラバス

授業科目名・単位数・担当教員名・授業科目の概要

科目区分	授業科目の名称	単位数	担当教員名	講義等の内容
共通科目	国際地域文化総合演習Ⅰ	2	嘉納英明 高嶺司 小番達 小嶋洋輔 坪井祐司 照屋理 屋良健一郎 クックルマン メーガン	本授業は、研究指導教員及び研究指導補助教員全員が参加し、学生の発表に対して異なる研究分野からの視点を導入することで学生に多様な視点から自らの課題を検討する機会を与え、環太平洋を中心とする地域文化について理解を深めることを目的とする。同時に博士後期課程における研究レベルへの導入的な役割も果たす。すなわち、学生は自らの課題について発表するとともに、異なる研究分野の専門家からのコメントや質問に応えながら、自らの研究の方向性を確認しテーマを深化することになる。教員は、総合演習に参加し、学生を中心とした討論を喚起することで、学生が自らの課題を総合的に把握することを支援する。
共通科目	国際地域文化総合演習Ⅱ	2	嘉納英明 高嶺司 小番達 小嶋洋輔 坪井祐司 照屋理 屋良健一郎 クックルマン メーガン	本授業は、国際地域文化総合演習Ⅰと同様、研究指導教員及び研究指導補助教員全員が参加し、学生の発表に対して異なる研究分野からの視点を導入することで学生に多様な視点から自らの課題を検討する機会を与え、環太平洋を中心とする地域文化について理解を深めることを目的とする。同時に博士後期課程2年次学生が、1年の研究期間を経た後で自らの課題について発表するとともに、異なる研究分野の専門家からのコメントや質問に応えながら、自らの研究テーマのさらなる深化を目指すものである。教員は、総合演習に参加し、学生を中心とした討論を喚起することで、学生が自らの課題を総合的に把握することを支援する。
専門科目	琉球・沖縄文化特論	2	波照間 永吉	琉球語を母語とする奄美・沖縄・宮古・八重山地域は“琉球文化圏”と呼ばれ、歴史的に、日本や中国、東南アジアなど周辺諸国との交流によって、個性的な文化を育んできた。例えば、この地域には、ニライカナイ（海の彼方の万物の淵源の地）という海上他界の観念があるが、同時に、オボツカグラなどの天上他界観もある。さらには地下他界観を有する地域もあり、現実的にはこれらが重層しているといえる。これらの他界観を元に御嶽信仰と呼ばれる固有信仰が発達しているわけであるが、これらの他界観と固有信仰・民俗文化がどのように展開しているかを見定めることは、琉球・沖縄文化と日本および周辺地域の文化との比較研究のために不可欠なことである。本講座では、これら琉球文化圏で創造・享受されてきた文学（首里王府編『おもろさうし』（1531～1623）など）を素材として、この地域の人々が有する他界観・神観念などの民俗文化と想念世界について考えていく。
専門科目	琉球文学特論	2	照屋 理	琉球とは、かつて琉球国があった時代とその地域、琉球文学とは、基本的に琉球国時代に琉球国内で生まれ、育まれた文学を意味する。具体的に挙げると、オモロ（『おもろさうし』）に代表される呪術文学、奄美・沖縄・宮古・八重山地域で歌い継がれている古謡や琉歌に代表される叙事・抒情文学、そして組踊に代表される劇文学等である。 本講では、それらの文学領域の中でも、特に『おもろさうし』以外の呪術文学（奄美のタハブエ、ナガレ歌、沖縄のミセセル、オタカベ、宮古のカンプツ、タービ、八重山のカンプツ、ニガイフツ等）および叙事・抒情文学、そして劇文学に焦点を当てて追究する。なお、受講生には主体性を求める。
専門科目	琉球歴史学特論	2	屋良 健一郎	この講義では前近代の琉球の歴史を、史料を読み解きながら学んでいく。特に日本との外交や文化交流に関わる史料を読むことで、琉球と日本・薩摩との関係がどのような歴史をたどったのかを考察することとする。琉球の歴史を知る上で重要な薩摩の歴史についても積極的に扱う。
専門科目	南島民俗文化特論	2	山里 純一	南島、主に琉球諸島の民俗文化について、まじない、星と風、信仰習俗などを主たるテーマとして取り上げる。南島特有の精神風土に根ざしたまじない習俗について、文献資料の発掘とフィールドワークの成果を活かし、中国・日本との比較も視野に入れながら考察する。また南島の地理的環境がもたらす天文・自然と人々の暮らしとの関係性について、さらに中国・日本などの外来文化が受容され独自の展開を見せる民俗文化についても考察する。
専門科目	日本古典文学特論	2	小番 達	本講義では『平家物語』の成立をめぐる問題を考える。作品の成立を考えるには、いわゆる5W1Hの各要素が対象となるが、ここでは異本本文の創作・編集動機（なぜ）、そして成立過程（どのように）の要素を軸に考えていく。 『平家物語』をはじめとする軍記文学にあつては、膨大な異本（諸本）を有することがその特徴の一つになっている。それらの異本を総体的に捉えることは難しいため、一異本をキーテキストとして考察対象に定め、そのテキストをめぐって、先行する『平家物語』の他の異本本文や他の軍記文学本文、さらに外部文献・先行する文学作品、歴史資料（記録・史書等）、思想関連資料（経典・寺社縁起等）等々への直接的あるいは間接的な受容の様態を具体的に解き明かしていく。
専門科目	日本近代文学特論	2	小嶋 洋輔	日本近現代文学研究に連関する、近接分野の成果を輪読する。そうした近接分野の文学に関する理論を学ぶことは、現代において文学理論を学ぶより、効果的な側面がある。扱うテキストは文学を社会学した、乃至は社会学を文学したとも言えるP・ブルデュール『ディスタクシオン』、『芸術の規則』となる。どちらを中心に置くかは受講者との話し合いによる。
専門科目	中国琉球関係史特論	2	赤嶺 守	環東シナ海における地域間ネットワークといった広域的な問題を意識しながら、琉球の歴史的特質をさぐる。前近代的な課題を授業の対象とする。中琉関係史研究を通して地域研究の多様性、地域研究の動向を把握し、地域研究の課題と研究方法をさぐる。

授業科目名・単位数・担当教員名・授業科目の概要

科目区分	授業科目の名称	単位数	担当教員名	講義等の内容
専門科目	20世紀アメリカ文学特論	2	クックルマン メーガン	This course will focus broadly on 20th Century American Modernism, defined very loosely as 1910-1945. Poetry and fiction will be considered alongside theoretical texts from both the early and later century. In addition to the “high” Modernist writing of Eliot, Williams, and Pound, special attention will be paid to the Harlem Renaissance and the avant-garde texts of Gertrude Stein and Djuna Barnes. The value of reading, studying, and teaching such texts will also be considered throughout, through the lens of Martha Nussbaum’s “The Narrative Imagination.”
専門科目	中南米地域文化特論	2	住江 淳司	ボーダーレスともいわれる現代の国際移動は、それぞれ意図された目的とは別に、国境を越えた文化情報の移動をもたらす。そして思わぬ文化的影響が生じることがある。本特論では、ヒトの移動によって生じる中南米地域のホスト社会における異文化接触について考察する。その際、異文化接触による現象である文化変容が、一つの文化の内部で起こる文化の変化であるのに対して、文化触変は外来の文化要素が受容されたときに起こる文化の変化であることに注目する。そして、このような文化のシステムにどのような変動（文化喪失、文化挿入、同化、異化）が起こるかの事例研究を中心に考察する。
専門科目	東アジア地域文化特論	2	赤嶺 守	本講義は、東アジアにおける国家・政治・文化に関する理解を深めるため、各国・地域が経験してきた国民国家形成および国民国家史の創出に関する比較・検討を行う。本講義は主に中華圏の社会と地域を検討対象とするが、特に台湾や尖閣諸島といった“周縁”的な地域を沖縄との比較の視座から分析することで、周辺からの地域研究とその手法について体得できるようにする。
専門科目	東南アジア地域文化特論	2	坪井 祐司	人文・社会科学の研究の方法論の多くは、欧米社会の分析を前提に発展してきたものである。一方で、アジアには寒帯から熱帯までさまざまな地域があり、社会のあり方は必ずしも一様ではない。授業では、アジアで唯一の熱帯地域である東南アジアの社会をさまざまな角度から検討することで、既存の学問の方法論そのものについて再検討する。地域横断的な視野をもって書かれた論文をいくつか選んでテーマを設定し、それをもとに議論を行う。
専門科目	英語教育特論	2	渡慶次 正則	アジアやヨーロッパ、北米の地域を中心に外国語教育について教育制度、教員養成、教科書、カリキュラム等を比較する。学術論文や、専門書、教科書、公文書のレビューとクラス討議により、諸地域の外国語教育の歴史的かつ文化的な背景から現状、そして今後の外国語教育の展望を理解し、グローバル化の進展に対応するために日本の外国語教育の在り方を探る。 特に本講義では英語教育を中心に検証を行う。小学校英語教育の各国・地域の歴史や現状のみならず、根拠となっている臨界期仮説について理解し、小学校英語教育の必要性について議論を深める。さらに、各国・地域の外国語教員養成制度や教育政策を比較する事により、外国語教育の背景となっている歴史的な背景や文化的な背景を理解する。また、各国・地域の教科書を比較する事により特にコミュニケーション能力の育成に対する相違について認識を深める。加えて、TOEFL iBTなどにより英語能力を各国・地域間で比較しながら、英語が母語話者だけの言語ではない、新たな英語言語モデルについて理解を深める。 新たな視点としては、多言語主義に加えて新たな外国語教育の潮流である複合言語主義（CEFR）について理解し、特定の地域のみならず全世界的な規模で外国語教育を理解し、今後の日本における外国語教育の方向性を提案する事を課題として与える。
専門科目	現代沖縄教育特論	2	嘉納 英明	日本国内の中でも独特の歴史や文化を育んできた沖縄は、教育の世界でもユニークな歩みを刻み込んできた。特に、米国占領下の27年間（1945～1972年）は、米軍政による沖縄文教・外国語学校、琉球大学という高等教育機関の設立、日本本土では実現しなかった教育税制度の創設、公選制教育委員会制度から推薦制・任命制教育委員会制度への移行、地域の集落公民館における就学前教育（幼稚園）から公立幼稚園への制度化等の史的展開をみせた。これらは沖縄の住民の教育保障、教育自治・民主化運動とも連動したものである。各事象に関する一次資料と関係論考の分析を通して、個別具体的に事象のもつ意味を明らかにしながら、現代の沖縄・日本の教育の在り方について考察を深める。
専門科目	アジア太平洋国際関係特論	2	高嶺 司	本特論は、急速な経済成長と科学技術力の進歩を基にグローバル社会における存在感を飛躍的に高めているアジア太平洋地域の国際関係を考察する。具体的には、日本、アメリカ、ロシア、カナダ、中国、韓国、台湾、北朝鮮、オーストラリア、ニュージーランド及びASEAN諸国などによって形成されるダイナミックかつ複雑なアジア太平洋地域の国際関係について、批判的に分析する。特に、現在この地域において顕著な諸問題（外交、安全保障、通商、人権、民主化、環境破壊、貧困、開発、エネルギー、テロリズム等）の詳細なケーススタディーを通して、その背景と要因を的確に把握するための考察を重ねる。さらに、これらアジア太平洋地域の諸問題を、国際関係理論を応用して科学的な分析を試みることにより、論理的な解決方法を検討することを学ぶ。最終的には、受講生が、社会や政府にとって有益かつ実施可能な政策提言を行えるようになることを目標とする。

授業科目名・単位数・担当教員名・授業科目の概要

科目区分	授業科目の名称	単位数	担当教員名	講義等の内容
研究指導科目	特別演習 I	2	右記参照	<p>(概要) 博士論文作成にあたり、環太平洋地域における地域文化に関して研究指導を行う。特別演習 I では、各研究分野における先行研究を調査し、研究テーマの設定および研究計画書の作成を中心に指導する。</p> <p>(1 高嶺 司) アジア太平洋地域の国際関係や政治外交に関する博士論文執筆に向けて、研究テーマを設定し、研究の目的、独創性、学術的貢献、及び具体的な研究方法やタイムラインについて検討する。</p> <p>(2 嘉納 英明) 学校と地域の教育に関する博士論文のテーマに即した研究指導を行う。研究分野、テーマに関する先行研究や学会の研究動向に関する報告及び議論を通して、学生が主体的に研究テーマを設定し、その研究の意義を明らかにし、研究領域や研究方法を確定する。</p> <p>(3 小番 達) 日本中世文学に関する博士論文のテーマに即した研究指導を行う。テーマに関する先行研究を把握した上で問題点を抽出し、研究テーマの設定、研究方法等について具体的に検討する。</p> <p>(4 小嶋 洋輔) 日本近代文学に関する博士論文のテーマに即した研究指導を行う。テーマ設定の妥当性、研究方法の検討、先行研究の整理などについて検討する。博士論文のための作品・事例の分析研究の基本的な方法について検討する。</p> <p>(5 坪井 祐司) 博士論文の作成に向けた研究指導を行う。教員との議論を通じて、研究テーマを設定する。先行研究の探索の方法を習得し、収集を進める。そのうえで、収集した先行研究の読解を通じて研究史を把握し、自らの研究の意義を明確にする。</p> <p>(6 照屋 理) 修士論文作成へ向けての基礎的な準備を進める。主に琉球・沖縄の文化（文学・民俗・言語・歴史等）を通じ、研究テーマを掘り下げることを目標とする。</p>
研究指導科目	特別演習 II	2	右記参照	<p>(概要) 博士論文作成にあたり、「特別演習 I」に引き続き、環太平洋地域における地域文化に関して研究指導を行う。特別演習 II では、国内外の先行研究と現在の研究動向のさらなる検討、研究テーマに沿った文献の収集を継続し、文献の精読及び分析を行い、研究方法に関する指導および中間発表(第1回)に向けた準備と指導を行う。</p> <p>(1 高嶺 司) アジア太平洋地域の国際関係や政治外交に関する博士論文執筆に向けて、先行研究の批判的検討と整理を行い、研究の中心となる理論的（分析）アプローチの構築を試みる。</p> <p>(2 嘉納 英明) 学校と地域の教育に関する博士論文のテーマに即した研究指導を行う。研究テーマを決定するために、国内外の先行研究と現在の研究動向を理解するために文献探索を行う。あわせて、研究テーマの妥当性や研究の意義を検証する。特に、序章の中の「研究史」の作成について集中的に指導する。</p> <p>(3 小番 達) 日本中世文学に関する研究テーマに即して先行研究の検討を引き続き行うとともに関連する他の文学作品や資料等を精読し、作品研究の深化を図る。</p> <p>(4 小嶋 洋輔) 日本近代文学に関する博士論文のテーマに即した研究指導を行う。特別演習 I に引き続き、先行研究の検討が主たる作業となる。また研究テーマ周辺についても幅広い目配りを行えるようにする。</p> <p>(5 坪井 祐司) 博士論文の作成に向けた研究指導を行う。論文テーマに関する研究史を整理するとともに、先行研究をふまえて自らの研究の方法論を決定する。そのうえで、教員との議論を通じて、論文の構成に関して構想を固め、作成のスケジュールを決定する。</p> <p>(6 照屋 理) 修士論文作成へ向けての基礎的な準備を進める。主に琉球・沖縄の文化（文学・民俗・言語・歴史等）を通じ、研究テーマを掘り下げることを目標とする。</p>

授業科目名・単位数・担当教員名・授業科目の概要

科目区分	授業科目の名称	単位数	担当教員名	講義等の内容
研究指導科目	特別演習Ⅲ	2	右記参照	<p>(概要) 博士論文作成にあたり、環太平洋地域における地域文化に関して研究指導を行う。特別演習Ⅲでは、特別演習Ⅰ・Ⅱの成果を踏まえて博士論文の全体構想をまとめ、「学位請求論文作成計画書」の作成を中心に指導する。</p> <p>(1 高嶺 司) アジア太平洋地域の国際関係や政治外交に関する博士論文執筆に向けて、論文全体の構成、フィールド調査やインタビュー調査の検討、収集文献・資料・データの分析と整理を行う。</p> <p>(2 嘉納 英明) 学校と地域の教育に関する博士論文のテーマに即した研究指導を行う。学校と地域の教育に関する博士論文執筆に向けて、研究に必要な1次資料・2次資料の文献探索方法を獲得する。</p> <p>(3 小番 達) 日本中世文学に関する博士論文の全体構想を検討する。作品研究の深化を図り、先行研究の検証や関連作品・資(史)料の読解も継続する。博士論文の構成に従って執筆指導を行う。</p> <p>(4 小嶋 洋輔) 日本近代文学に関する博士論文のテーマに即した研究指導を行う。そのうえで対象作品の範囲の拡大を目指す。研究テーマ周辺の作品についても幅広い目配りを行えるようにする。先行研究の探索と検討を継続して行う。なお、学位論文の構想に基づき、各章・各節の具体的執筆指導を行う。</p> <p>(5 坪井 祐司) 博士論文の作成に向けた研究指導を行う。教員との議論を通じて、研究計画に基づき、論文作成に必要な資料について検討する。そのうえで、必要な資料や文献の所在等について情報を探索し、収集を進めていく。収集を行った資料は、順次読解を進める。</p>
研究指導科目	特別演習Ⅳ	2	右記参照	<p>(概要) 博士論文作成にあたり、環太平洋地域における地域文化に関して研究指導を行う。特別演習Ⅳでは、「学位請求論文作成計画書」の到達状況を確認しながら、論文内容について指導する。また、中間発表(第2回)、学術誌への投稿や学会発表の準備についても指導する。</p> <p>(1 高嶺 司) アジア太平洋地域の国際関係や政治外交に関する博士論文の各章の執筆を行い、執筆内容のレビューをもとに論文全体の構成の再検討と修正を行う。</p> <p>(2 嘉納 英明) 学校と地域の教育に関する博士論文の執筆に向けて、研究史の推敲、国内外で収集した資料の分析・検討などを踏まえ、学位論文の構想を検証する。</p> <p>(3 渡慶次 正則) 収集したデータを先行研究と関連付けながら「調査結果」の章を完成させる。併せて、「文献研究」の章を完成させる。</p> <p>(4 小番 達) 日本中世文学に関する博士論文の構成に従って各章の執筆を行い、その内容について検討する。論文全体の構想を再検討して構成の充実を図る。</p> <p>(5 小嶋 洋輔) 日本近代文学に関する博士論文を支える作品・事例の正確な分析ができるように指導するとともに、博士論文の構想に基づき、各章・各節の執筆が進むよう具体的な指導を行う。</p> <p>(6 坪井 祐司) 博士論文の作成に向けた研究指導を行う。博士論文のための資料の読解、分析を進める。それらの内容を踏まえて、博士論文の構想を再度確認する。構想に基づき、教員との議論を通じて内容を検討しながら、論文の序論の執筆を進めていく。</p>

授業科目名・単位数・担当教員名・授業科目の概要

科目区分	授業科目の名称	単位数	担当教員名	講義等の内容
研究指導科目	特別演習 V	2	右記参照	<p>(概要) 博士論文作成にあたり、環太平洋地域における地域文化に関して研究指導を行う。特別演習 V では、特別演習 IV までの成果を踏まえて、学位請求論文の構成、各章で扱われる問題の提示・展開されるテーマの内容・資料と参考文献等をまとめた「学位請求論文執筆計画書」の作成および「学位請求論文概要」の作成を中心に指導する。</p> <p>(1 波照間 永吉) 琉球・沖縄文学に関する博士論文執筆に向けて、博士論文草稿について、迅速かつ的確なコメントを行い、必要に応じて指示・修正を行い、博士論文完成に導く。博士論文の一部が独立した論文となり得る場合は、積極的に学術誌へ投稿し掲載を促す。必要に応じて、専攻内の他の研究者の指導を仰ぐ。</p> <p>(2 赤嶺 守) 中国・琉球関係史に関する博士論文の執筆に取りかかる。各章における表・グラフの作成を行ない、それと論理の展開における整合性を検討する。</p> <p>(3 高嶺 司) アジア太平洋地域の国際関係や政治外交に関する博士論文の第 2 草稿の執筆を行い、執筆内容のレビューをもとに論文全体の理論的アプローチ、論旨の展開、証拠・引用文献の提示に関する妥当性の確認と修正を行う。</p> <p>(4 嘉納 英明) 学校と地域の教育に関する学位論文の各論の執筆を検討し、推敲を繰り返しながら完成を目指す。</p> <p>(5 渡慶次 正則) 「結論」の章を執筆し、最終的に「博士論文」提出原稿を完成させる。併せて「学位請求論文概要」の提出と「学位請求論文」の提出を行う。</p> <p>(6 小番 達) 日本中世文学に関する博士論文の執筆内容の検討・指導を行い、完成を目指す。</p> <p>(7 小嶋 洋輔) 日本近代文学に関する博士論文の完成を目指して、論文指導を中心に授業を進める。特に、論拠となる資料の的確性や論文の実証性の確認を行う。さらに論理構成などに注意して論文執筆がなされるよう指導を行う。</p> <p>(8 坪井 祐司) 博士論文の作成に向けた研究指導を行う。構想にもとづき、博士論文の各章の執筆を進める。草稿をもとに、教員との議論を行い、内容の修正・改善を進めていく。</p>
研究指導科目	特別演習 VI	2	右記参照	<p>(概要) 博士論文作成にあたり、環太平洋地域における地域文化に関して研究指導を行う。特別演習 VI では、博士論文の完成、審査、口頭発表、公開発表、最終試験に向けて、分析手法、構成、結論の整合性、妥当性について検討、指導する。</p> <p>(1 波照間 永吉) 琉球・沖縄文学に関する博士論文執筆に向けて、指導教員および副指導教員による厳密な検討・指導を行い、博士論文の最終稿の完成に導く。</p> <p>(2 赤嶺 守) 中国・琉球関係史に関する博士論文を完成させる。論文の構成、体系的実証性、獨創性および学術的意義、研究付録の整理等について、最終的な調整・確認をおこなう。</p> <p>(3 高嶺 司) 博士論文の最終稿を継続して執筆するとともに、論文全体のロジック（構成）、獨創性、学術的意義についての最終確認や序論、結論、脚注、参考文献のチェックを行い、書式統一や文章の細部点検と修正を経て博士論文を完成させ提出する。</p> <p>(4 嘉納 英明) 学校と地域の教育に関する学位論文を検討と修正を繰り返しながらまとめていく。</p> <p>(5 渡慶次 正則) 博士論文審査と最終試験の準備を行う。併せて、博士論文原稿全体を再読し、リサーチ・クエスチョンとの整合性、論文の細部や一貫性、結束、体裁などを確認する。</p> <p>(6 小番 達) 日本中世文学に関する博士論文を完成させる。各章の実証性・整合性・妥当性の再検討と論文全体が体系的に構成されているかの点検を行う。</p> <p>(7 小嶋 洋輔) 日本近代文学に関する学位論文の執筆・補訂と指導を行う。</p> <p>(8 坪井 祐司) 博士論文の作成に向けた研究指導を行う。教員との議論を通じて、博士論文の内容の検討と修正を繰り返し、論文の完成へとつなげる。そして、博士論文の口頭試問の準備を進める。</p>

シラバス

科目番号	科目名	国際地域文化総合演習 I		担当教員：嘉納英明、高嶺司、小番達、小嶋洋輔、坪井祐司、照屋理、屋良健一郎、 メーガン クックルマン	
博国地 001	科目名 (英語)	International Culture and Area Studies Comprehensive Seminar I		嘉納英明：kano@meio-u.ac.jp 高嶺司：t.takamine@meio-u.ac.jp 小番達：t.kotsugai@meio-u.ac.jp 小嶋洋輔：y.kojima@meio-u.ac.jp 坪井祐司：y.tsuboi@meio-u.ac.jp 照屋理：m.teruya@meio-u.ac.jp 屋良健一郎：k.yara@meio-u.ac.jp メーガン：m.kuckelman@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	各研究室	各指定時間
1. 授業の概要					
<p>本授業は、本研究科博士後期課程に所属する教員全員が参加し、学生の発表に対して異なる研究分野からの視点を導入することで学生に多様な視点から自らの課題を検討する機会を与え、環太平洋を中心とする地域文化について理解を深めることを目的とする。同時に博士後期課程における研究レベルへの導入的な役割も果たす。すなわち、学生は自らの課題について発表するとともに、異なる研究分野の専門家からのコメントや質問に応えながら、自らの研究の方向性を確認しテーマを深化することになる。教員は、総合演習に参加し、学生を中心とした討論を喚起することで、学生が自らの課題を総合的に把握することを支援する。</p>					
2. 到達目標					
<p>本科目は、環太平洋の地域文化を専攻する学生が、博士後期課程における自らの課題に関して、より総合的、多様かつグローバルな視点から自らの研究を深化することを目的とする。</p>					
3. 授業の計画と内容					
第1週	イントロダクション、科目概要紹介、日程及び担当者の決定等、研究倫理と研究者の責務について				
第2週	学生による課題に関する基礎的な発表、専攻教員全員による質疑応答、コメント等、研究指導教員によるコメント				
第3週	学生による課題に関する基礎的な発表、専攻教員全員による質疑応答、コメント等、研究指導教員によるコメント				
第4週	学生、研究指導教員、研究指導補助教員等による基礎的なリサーチ、方向性の討論、研究の位置付け				
第5週	学生、研究指導教員、研究指導補助教員等による基礎的なリサーチ、方向性の討論、研究の位置付け				
第6週	学生による課題に関する基礎的な発表、専攻教員全員による質疑応答、コメント等、研究指導教員によるコメント				
第7週	学生による課題に関する基礎的な発表、専攻教員全員による質疑応答、コメント等、研究指導教員によるコメント				
第8週	学生、研究指導教員、研究指導補助教員等による基礎的なリサーチ、方向性の討論、研究の位置付け				
第9週	学生、研究指導教員、研究指導補助教員等による基礎的なリサーチ、方向性の討論、研究の位置付け				
第10週	学生による課題に関する中間発表、専攻教員全員による質疑応答・コメント等、研究指導教員によるコメント				
第11週	学生による課題に関する中間発表、専攻教員全員による質疑応答・コメント等、研究指導教員によるコメント				
第12週	学生、研究指導教員、研究指導補助教員等による発展的リサーチ、方向性の討論、研究の位置付け				
第13週	学生、研究指導教員、研究指導補助教員等による発展的リサーチ、方向性の討論、研究の位置付け				
第14週	学生による課題の期末まとめ発表、専攻教員全員による質疑応答・コメント、研究指導教員によるコメント				
第15週	学生による課題の期末まとめ発表、専攻教員全員による質疑応答・コメント、総合演習のまとめ				

4. テキスト
<p>【テキスト】 学生の専門、課題について、指導教員より適宜提示、提案する。</p> <p>【参考文献】 学生の本専門及び課題について、指導教員及び専攻教員より適宜提示、提案する。</p>
5. 準備学習
発表の準備、論点の整理、ハンドアウト、パワーポイント等の準備
6. 成績評価の方法
授業での対応（30点）、基礎的発表（20点）、中間的発表（20点）、期末まとめ（30点）で評価する。 ○生成 AI による情報の偽装を禁止する。学生が生成 AI によって出力された情報を自分の意見や主張として偽装し、それを課題レポートなどに使用することは不正行為とみなす。学生自身の考えや知識の表現としての学術的価値を損なうためである。ただし、教員が指定した条件下や特定の場面での使用を許可する場合もある。
7. 履修の条件
特になし
8. その他
成績評価は、各学生の本指導教員が行う。 講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。

科目番号	科目名	国際地域文化総合演習 II		担当教員：嘉納英明、高嶺司、小番達、小嶋洋輔、坪井祐司、照屋理、屋良健一郎、メーガン クックルマン	
博国地 002	科目名 (英語)	International Culture and Area Studies Comprehensive Seminar II		嘉納英明：kano@meio-u.ac.jp 高嶺司：t.takamine@meio-u.ac.jp 小番達：t.kotsugai@meio-u.ac.jp 小嶋洋輔：y.kojima@meio-u.ac.jp 坪井祐司：y.tsuboi@meio-u.ac.jp 照屋理：m.teruya@meio-u.ac.jp 屋良健一郎：k.yara@meio-u.ac.jp メーガン：m.kuckelman@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	2	前期	2	各研究室	各指定時間
1. 授業の概要					
<p>本授業は、国際地域文化総合演習 I と同様、本研究科博士後期課程に所属する教員全員が参加し、学生の発表に対して異なる研究分野からの視点を導入することで学生に多様な視点から自らの課題を検討する機会を与え、環太平洋を中心とする地域文化について理解を深めることを目的とする。同時に博士後期課程 2 年次学生が、1 年の研究期間を経た後で自らの課題について発表するとともに、異なる研究分野の専門家からのコメントや質問に応えながら、自らの研究テーマのさらなる深化を目指すものである。教員は、総合演習に参加し、学生を中心とした討論を喚起することで、学生が自らの課題を総合的に把握することを支援する。</p>					
2. 到達目標					
<p>本科目は、環太平洋の地域文化を専攻する学生が、総合演習の場で博士後期課程における自らの課題に関して発表・討論を行うことで、より総合的、多様かつグローバルな視点から自らの研究を発展・深化させることを目的とする。</p>					
3. 授業の計画と内容					
<p>第 1 週 イントロダクション、日程及び担当者の決定等、研究倫理と研究者の責務について 第 2 週 学生による発展的発表、専攻教員全員による質疑応答、コメント等、研究指導教員によるコメント 第 3 週 学生による発展的発表、専攻教員全員による質疑応答、コメント等、研究指導教員によるコメント 第 4 週 学生、研究指導教員、研究指導補助教員等による発展的リサーチ、整合性の分析、方向性の討論及び確認 第 5 週 学生、研究指導教員、研究指導補助教員等による発展的リサーチ、整合性の分析、方向性の討論及び確認 第 6 週 学生による課題に関する発表、専攻教員全員による質疑応答、コメント等、研究指導教員によるコメント 第 7 週 学生による課題に関する発表、専攻教員全員による質疑応答、コメント等、研究指導教員によるコメント 第 8 週 学生、研究指導教員、研究指導補助教員等による発展的リサーチ、整合性の分析、方向性の討論及び確認 第 9 週 学生、研究指導教員、研究指導補助教員等による発展的リサーチ、整合性の分析、方向性の討論及び確認 第 10 週 学生による課題に関する中間発表、専攻教員全員による質疑応答・コメント等、研究指導教員によるコメント 第 11 週 学生による課題に関する中間発表、専攻教員全員による質疑応答・コメント等、指導教員によるコメント 第 12 週 学生、研究指導教員、研究指導補助教員等による発展的リサーチ、整合性の分析、方向性の討論及び確認 第 13 週 学生、研究指導教員、研究指導補助教員等による発展的リサーチ、整合性の分析、方向性の討論及び確認 第 14 週 学生による課題の期末まとめ発表、専攻教員全員による質疑応答・コメント等、研究指導教員によるコメント 第 15 週 学生による課題の期末まとめ発表、専攻教員全員による質疑応答・コメント等、総合演習のまとめ</p>					

4. テキスト
<p>【テキスト】 学生の特門、課題について、指導教員より適宜提示、提案する。</p> <p>【参考文献】 学生の特門及び課題について、指導教員及び専攻教員より適宜提示、提案する。</p>
5. 準備学習
発表の準備、論点の整理、ハンドアウト、パワーポイント等の準備
6. 成績評価の方法
授業での対応（30点）、基礎的発表（20点）、中間的発表（20点）、期末まとめ（30点）で評価する。 ○生成 AI による情報の偽装を禁止する。学生が生成 AI によって出力された情報を自分の意見や主張として偽装し、それを課題レポートなどに使用することは不正行為とみなす。学生自身の考えや知識の表現としての学術的価値を損なうためである。ただし、教員が指定した条件下や特定の場面での使用を許可する場合もある。
7. 履修の条件
「国際地域文化総合演習 I」を履修していること。
8. その他
成績評価は、各学生の指導教員が行う。 講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。

科目番号	科目名	琉球・沖縄文化特論		担当教員：波照間 永吉	
博国地 003	科目名 (英語)	Special Lectures on Ryukyuan and Okinawan Cultures		E-mail: e.hateruma@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	227	講義後の1時間程度
1. 授業の概要					
<p>琉球語を母語とする奄美・沖縄・宮古・八重山地域は“琉球文化圏”と呼ばれ、歴史的に、日本や中国、東南アジアなど周辺諸国との交流によって、個性的な文化を育んできた。例えば、この地域には、ニライカナイ（海の彼方の万物の淵源の地）という海上世界の観念があるが、同時に、オボツカグラなどの天上世界観もある。さらには地下世界観を有する地域もあり、現実的にはこれらが重層しているといえる。これらの世界観を元に御嶽信仰と呼ばれる固有信仰が発達しているわけであるが、これらの世界観と固有信仰・民俗文化がどのように展開しているかを見定めることは、琉球・沖縄文化と日本および周辺地域の文化との比較研究のために不可欠なことである。本講座では、これら琉球文化圏で創造・享受されてきた文学（首里王府編『おもろさうし』〈1531～1623〉など）を素材として、この地域の人々が有する世界観・神観念などの民俗文化と想念世界について考えていく。</p>					
2. 到達目標					
<ul style="list-style-type: none"> ・講義で使用する『おもろさうし』や『琉球国由来記』、「(琉球国) 碑文記」など、琉球国時代の文献・金石文資料を読むことをとおして、古琉球以来の沖縄文化の基層にある問題について考える力を養う。 ・祭祀を実際に見学する機会を積極的にもち、琉球・沖縄の祭祀文化の基本的な構造や特徴を理解するとともに、その社会的意味についても考える力をつける。 					
3. 授業の計画と内容					
<p>第1週 講義の進め方、学習方法について説明。本講座に使う資料について説明する。</p> <p>第2週 琉球・沖縄における祭祀と文芸（琉球文化圏の固有信仰に、特に、御嶽、神女組織などについて概説する）。</p> <p>第3週 『おもろさうし』概説</p> <p>第4週 オモロ解読法について①</p> <p>第5週 オモロ解読法について②</p> <p>第6週 『おもろさうし』に現れた固有信仰①(御嶽)</p> <p>第7週 『おもろさうし』に現れた固有信仰② (神)</p> <p>第8週 『おもろさうし』に現れた固有信仰③ (他界観)</p> <p>第9週 『おもろさうし』に現れた固有信仰④ (ヲナリ神・女神)</p> <p>第10週 『おもろさうし』に現れた固有信仰⑤ (ヲナリ神・女神)</p> <p>第11週 『おもろさうし』に現れた固有信仰⑥ (王府の神女組織)</p> <p>第12週 『おもろさうし』の憑霊表現①</p> <p>第13週 『おもろさうし』の中の憑霊表現②</p> <p>第14週 碑文とオモロからみる古琉球の王府祭儀</p> <p>第15週 『おもろさうし』や碑文などからみる古琉球の宗教的世界</p>					
4. テキスト					
<p>【テキスト】</p> <p>外間守善『校注おもろさうし』（2000年・岩波書店）</p> <p>【参考文献】</p> <p>外間守善・波照間永吉『定本おもろさうし』（2002年・角川書店）、外間守善・波照間永吉『定本琉球国由来記』（1997年・角川書店）、外間守善『沖縄の神歌』（1994年・中公文庫）、比嘉康雄『神々の古層』（写真集・全12巻）（1990年～1994年・ニライ社）、比嘉康雄『沖縄 久高島』（1997年・第一書房）、沖縄古語辞典編集委員会編『沖縄古語大辞典』（1995年・角川書店）、外間守善他『南島歌謡大成 I～V』（1980年・角川書店）、玉城政美『南島歌謡論』（1991年・砂子屋書房）、外間守善『南島文学論』（1994年・角川書店）、波照間永吉『南島祭祀歌謡の研究』（1999年・砂子屋書房）、玉城政美『琉球歌謡論』（2010年・砂子屋書房）</p>					

5. 準備学習
毎回の講義に向けて事前準備を欠かさないこと。特に講師（波照間永吉）の既発表論文などによって事前の学習をすること。地域における伝統的祭祀について可能な限り実地に観察する。
6. 成績評価の方法
講義時間における知識習得のレベルおよび期末のレポートで総合的に判断する。講義への取り組み（報告、討論等）など平常の受講態度についても評価する。
7. 履修の条件
特になし。但し、テキストの準備は万全であること。また、事前学習を十全に行うこと。
8. その他
講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。

科目番号	科目名	琉球文学特論		担当教員：照屋 理	
博国地 004	科目名 (英語)	Special Lectures on Ryukyuan Literature		E-mail: m.teruya@meioru.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	508	メールにて 常時対応
1. 授業の概要					
<p>本授業は、<u>講義・演習形式</u>で行う。さて琉球とは、かつて琉球国があった時代とその地域、琉球文学とは、基本的に琉球国時代に琉球国内で生まれ、育まれた文学を意味する。具体的に挙げると、オモロ (『おもろさうし』) に代表される呪術文学、奄美・沖縄・宮古・八重山地域で歌い継がれている古謡や琉歌に代表される叙事・抒情文学、そして組踊に代表される劇文学等である。</p> <p>本講では、それらの文学領域の中でも、特に『おもろさうし』以外の呪術文学 (奄美のタハブエ、ナガレ歌、沖縄のミセセル、オタカベ、宮古のカンプツ、タービ、八重山のカンプツ、ニガイフツ等) および叙事・抒情文学、そして劇文学に焦点を当てて追究する。なお、受講生には主体性を求める。</p>					
2. 到達目標					
<p>いわゆる琉球文化圏で生まれ育まれた口承・筆録文芸作品群について、解釈の手助けとして各種方言辞典や論考等を読みこなし、使いこなす力を身に着けること、および、逐語訳から更に踏み込んで鑑賞できる力を身に着けることを到達目標とする。</p> <p>本授業の到達目標は教養教育科目の DP と関連している。上記の到達目標を達成することで、「豊かな教養」「高い倫理性」を身に付けることができる (知識)。また、「地域社会や国際社会の課題に取り組み探求し続けるための生涯学習力」を身に付けることができる (主体的意欲・態度)。さらに、「自由な発想で課題を発見し、批判的・論理的に思考する力」を身に付けることができる (思考力・判断力)。</p> <p>また、自然科学区分の目標に従い、「自然の物の成り立ちについて理解し、論理的に思考する能力を身につけるとともに、情報化する社会に参画する知識を養う」ことを達成する。</p>					
3. 授業の計画と内容					
<p>第1週 琉球文化圏における口承・筆録文芸概説 (南島祭祀と神歌文化)</p> <p>第2週 口承・筆録文芸研究方法論 (オモロと歌形)</p> <p>第3週 口承・筆録文芸研究方法論 (古謡と歌形)</p> <p>第4週 口承・筆録文芸研究方法論 (オモロとモチーフ)</p> <p>第5週 口承・筆録文芸研究方法論 (古謡とモチーフ)</p> <p>第6週 口承・筆録文芸研究方法論 (オモロと歌唱法)</p> <p>第7週 口承・筆録文芸研究方法論 (古謡と歌唱法)</p> <p>第8週 口承・筆録文芸研究方法論 (表現論)</p> <p>第9週 受講生発表 (オモロと歌形)</p> <p>第10週 受講生発表 (古謡と歌形)</p> <p>第11週 受講生発表 (オモロとモチーフ)</p> <p>第12週 受講生発表 (古謡とモチーフ)</p> <p>第13週 受講生発表 (オモロと歌唱法)</p> <p>第14週 受講生発表 (古謡と歌唱法)</p> <p>第15週 受講生発表 (表現論)</p> <p>第16週 研究各論 (受講生発表) ⑧&レポート提出</p>					
4. テキスト					
適宜指示する。					
5. 準備学習					
参考文献を事前に読むこと。					
6. 成績評価の方法					

レポートと授業への取り組み（報告、討論等）によって評価する。

受講姿勢（50点）、レポート（50点）

*思考力や分析力など特定のスキルの評価を目的とする課題においては、生成AIの使用を禁止する。ただし、教員が指定した条件下や特定の場面での使用を許可する場合もある。

7. 履修の条件

担当教員は特論科目を大学院博士課程において本格的な研究方法等を身につける科目と考えている。受講生には徹底的な事前学習・調査を求める。

8. その他

講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。

科目番号	科目名	琉球歴史学特論		担当教員：屋良健一郎	
博国地 005	科目名 (英語)	Special Lectures on Ryukyu History		k.yara@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	後期	2	402	火4・木5
1. 授業の概要					
この講義では前近代の琉球の歴史を、史料を読み解きながら学んでいく。特に日本との外交や文化交流に関わる史料を読むことで、琉球と日本・薩摩との関係がどのような歴史をたどったのかを考察することとする。琉球の歴史を知る上で重要な薩摩の歴史についても積極的に扱う。					
2. 到達目標					
史料の読解を通して琉球と日本の関係史について理解を深める。					
3. 授業の計画と内容					
第1週 ガイダンス 第2週 琉球と室町幕府 第3週 薩摩島津氏の歴史① 室町時代 第4週 薩摩島津氏の歴史② 戦国時代 第5週 16世紀の東アジア 第6週 琉球と薩摩① 室町時代 第7週 琉球と薩摩② 戦国時代 第8週 琉球と薩摩③ 豊臣政権期 第9週 島津氏の琉球侵攻 第10週 為朝の琉球渡来伝説 第11週 和文学から見た琉球と薩摩の交流 第12週 江戸立 第13週 漂着から見た近世の琉球と日本 第14週 近世琉球の日本文化受容 第15週 まとめ					
4. テキスト					
【テキスト】 特になし。プリントを配布する。 【参考文献】 講義の中で紹介する。					
5. 準備学習					
講義で紹介した論文や史料を読んでおくことが望ましい。					
6. 成績評価の方法					
授業での対応 (50点)、発表 (50点) で評価する。					
7. 履修の条件					
特になし。					
8. その他					
シラバスはクラスの状況、講義の進行状況によって変更することがありますので、あらかじめご理解ください。					

科目番号	科目名	南島民俗文化特論		担当教員：山里 純一	
博国地 006	科目名 (英語)	Special Lectures on Ethnic Cultures of Southern Islands		E-mail: j.yamazato@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	225	講義後の1時間程度
1. 授業の概要					
南島（奄美・沖縄）の民俗文化について、まじない、星と風、信仰習俗などを主たるテーマとして取り上げる。特有の精神風土に根ざしたまじない習俗について、文献史料の発掘とフィールドワークの成果を活かし、中国・日本との比較も視野に入れながら考察する。また南島の地理的環境がもたらす天文・自然と人々の暮らしについて、さらに中国・日本などの外来文化が受容され独自の展開を見せる民俗文化についても見ていく。					
2. 到達目標					
日本本土と違った南島社会の民俗文化の有り様について知識を深める。 固有の文化と外来文化が織りなす南島の民俗文化について理解する。					
3. 授業の計画と内容					
第1週 オリエンテーション - 南島の民俗文化 -					
第2週 呪文と呪歌					
第3週 呪物と様態					
第4週 文字の呪力と呪符木簡					
第5週 沖縄のフーフダ（符札）① 種類と機能					
第6週 沖縄のフーフダ② 起源と変容					
第7週 まじないと民俗① 人生儀礼をめぐるまじない					
第8週 まじないと民俗② 建築儀礼とまじない					
第9週 まじないと民俗③ 自然とまじない					
第10週 星と人々の暮らし① 北斗信仰					
第11週 星と人々の暮らし② 農業と星					
第12週 風の用語と伝承					
第13週 天文知識と風の関係					
第14週 外来の神々と信仰習俗					
第15週 沖縄の習俗と説話					
4. テキスト					
参考文献：山里純一『沖縄のまじない』（ポードーインク、2017）、山里純一『呪符の文化史 - 習俗に見る沖縄の精神文化』（三弥井書店、2004）、山里純一「沖縄における星の信仰」『沖縄民俗研究』34号、窪徳忠『中国文化と南島』（第一書房、1981）、窪徳忠『目でみる沖縄の民俗とそのルーツ』（沖縄出版、1990）、花部英雄『まじないの文化誌』（三弥井書店、2014）					
5. 準備学習					
参考文献に目を通しておく。					
6. 成績評価の方法					
レポートと授業への取り組み（報告、討論等）によって評価する。 レポート（70%） 授業への取り組み（30%）					
7. 履修の条件					
なし					
8. その他					
講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	日本古典文学特論		担当教員：小番 達	
博国地 007	科目名 (英語)	Special Lectures on Classical Japanese literature		Mail:t.kotsugai@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	研 504	火曜日・木曜日 4限
1. 授業の概要					
<p>本講義では『平家物語』の成立をめぐる問題を考える。作品の成立を考えるには、いわゆる5W1Hの各要素が対象となるが、ここでは異本本文の創作・編集動機（なぜ）、そして成立過程（どのように）の要素を基軸に考えていく。『平家物語』をはじめとする軍記文学にあっては、歴大な異本（諸本）を有することがその特徴の一つになっている。それらの異本を総体的に捉えることは難しいため、一異本をキーテキストとして考察対象に定め、そのテキストをめぐって、先行する『平家物語』の他の異本本文や他の軍記文学本文、さらに外部文献—先行する文学作品、歴史資料（記録・史書等）、思想関連資料（経典・寺社縁起等）等々の直接的あるいは間接的な受容の様態を具体的に解き明かしていく。</p>					
2. 到達目標					
<p>『平家物語』の異本本文の成立過程をめぐる考察には、自ずと中世社会の歴史的、思想的、文化的状況の把握、そして『平家物語』の文学としての状況の様相と変容の把握が要請される。こうした中世という時代性と平家物語のもつ文学性についての理解を深める。</p>					
3. 授業の計画と内容					
<p>第1週 ガイダンス（講義の進め方と受講上の留意点、研究倫理等） 第2週 『平家物語』の成立をめぐる研究史概観（1）—1970年代以前 第3週 『平家物語』の成立をめぐる研究史概観（2）—1970～90年代 第4週 『平家物語』の成立をめぐる研究史概観（3）—2000年代～現在 第5週 屋代本の成立について 第6週 覚一本の成立について（1） 第7週 覚一本の成立について（2） 第8週 四部合戦状本の成立について 第9週 源平闘諍録の成立について 第10週 長門本の成立について 第11週 源平盛衰記の成立について 第12週 延慶本の成立について（1） 第13週 延慶本の成立について（2） 第14週 延慶本の成立について（3） 第15週 総括</p>					
4. テキスト					
<p>【テキスト】プリントで配付する。 【参考文献】授業の中で適宜紹介する。</p>					
5. 準備学習					
事前に関連文献・資料を読んでくること。					
6. 成績評価の方法					
<p>授業への取り組み（40点）・期末レポート（60点） なお、成績評価（秀・優・良・可・不可）は、全学の成績評価基準に従う。</p>					
7. 履修の条件					
特になし					
8. その他					
特になし					

科目番号	科目名	日本近代文学特論		担当教員： 小嶋 洋輔	
博国地 008	科目名 (英語)	Special Lectures on Modern Japanese Literature		y.kojima@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	5	研究棟 415	火2・木3
1. 授業の概要					
日本近現代文学研究に連関する、近接分野の成果を輪読する。そうした近接分野の文学に関する理論を学ぶことは、現代において文学理論を学ぶより、効果的な側面がある。扱うテキストは文学を社会学した、乃至は社会学を文学したとも言える P・ブルデュー『ディスタンクシオン』、『芸術の規則』となる。どちらを中心に置くかは受講者との話し合いによる。					
2. 到達目標					
①日本近現代文学研究がどのように広がり得るか、それをブルデューの著作から迫る。 ②最終的にブルデューの理論を用い、どのように日本近代の状況を論じることができるかを試みる。 本講義は国際文化研究科 DP と関連している。					
3. 授業の計画と内容					
第1週 ガイダンス					
第2週 「近代」の「文学」ということ					
第3週 ブルデューとは誰か					
第4週 ブルデュー解説本から①					
第5週 ブルデュー解説本から②					
第6週 『ディスタンクシオン』 or 『芸術の規則』 ①					
第7週 『ディスタンクシオン』 or 『芸術の規則』 ②					
第8週 『ディスタンクシオン』 or 『芸術の規則』 ③					
第9週 『ディスタンクシオン』 or 『芸術の規則』 ④					
第10週 『ディスタンクシオン』 or 『芸術の規則』 ⑤					
第11週 『ディスタンクシオン』 or 『芸術の規則』 はどのように「文学研究」されてきたか①					
第12週 『ディスタンクシオン』 or 『芸術の規則』 はどのように「文学研究」されてきたか②					
第13週 『ディスタンクシオン』 or 『芸術の規則』 はどのように「文学研究」されてきたか③					
第14週 『ディスタンクシオン』 or 『芸術の規則』 はどのように「文学研究」されてきたか④					
※以上の講義は、テキストを講師が解説する講義形式のものである。					
第15週 まとめ 自らの学問分野でブルデューはどのように活用できるか					
4. テキスト					
【テキスト】 指導教員が準備する。					
【参考文献】 『ディスタンクシオン—社会的判断力批判 (1・2)』(藤原書店、1990年、新版2020年) 『芸術の規則 (1・2)』(藤原書店、1995-1996年) ジゼル・サピロ 『文学社会学とは何か』(世界思想社、2017)					
5. 準備学習					
必ずテキストを読んでくること。					
6. 成績評価の方法					
例) 授業での対応 (20点)、ブルデューについてのまとめレポート(30点)、期末まとめ (50点) で評価する。 本授業の成績評価における秀・優・良・可・不可の意味は、全学の成績評価基準に従う。 到達目標と評価方法との対応については、オリエンテーションで解説する。 生成 AI による情報の偽装を禁止する。学生が生成 AI によって出力された情報を自分の意見や主張として偽装し、それを課題レポートなどに使用することは不正行為とみなす。学生自身の考えや知識の表現としての学術的価値を損なうためである。					
7. 履修の条件					
とくになし					
8. その他					
とくになし					

科目番号	科目名	中国琉球関係史特論		担当教員：赤嶺 守	
博国地 009	科目名 (英語)	Special Lectures on the History of Sino-Ryukyu Relations		E-mail: m.akamine@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	226	講義後の1時間程度
1. 授業の概要					
琉球・沖縄の歴史的なターニングポイントは、同時に東アジア社会全体の構造的変動というターニングポイントに重なっている。授業では、そうした東アジア社会の一員としての琉球・沖縄社会における歴史的諸相を詳しく考察する。					
2. 到達目標					
東アジアにおけるコーナーストーンとしての琉球・沖縄の歴史的な位置づけについて理解を深める。					
3. 授業の計画と内容					
第1週 Introduction : 中国琉球関係史研究序論					
第2週 主要中国琉球関係史研究論文・著作の研究評価					
第3週 主要中国琉球関係史研究論文・著作の研究評価					
第4週 主要中国琉球関係史研究論文・著作の研究評価					
第5週 主要中国琉球関係史研究論文・著作の研究評価					
第6週 主要中国琉球関係史研究論文・著作の研究評価					
第7週 基礎一次史料の解析及び引用の手法					
第8週 基礎一次史料の解析及び引用の手法					
第9週 基礎一次史料の解析及び引用の手法					
第10週 基礎一次史料の解析及び引用の手法					
第11週 期末研究論文テーマの設定及び学術意義・独創性の検討					
第12週 期末研究論文テーマの理論構築・展開のプロパーザル・指導					
第13週 期末研究論文テーマの理論構築・展開のプロパーザル・指導					
第14週 期末研究論文テーマの理論構築・展開のプロパーザル・指導					
第15週 期末研究論文の最終討論					
4. テキスト					
参考文献：内容が多岐にわたるので、担当教員が授業の前に必要な文献を適宜紹介する。					
5. 準備学習					
紹介された授業に関わる文献を受講前に一通り目を通しておくこと。					
6. 成績評価の方法					
授業への取り組み（報告、討論等）によって評価する。					
7. 履修の条件					
基礎一次史料については、多くが漢文史料であることから、それを読み込む一定の読解力を有すること。					
8. その他					
講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	class	20世紀アメリカ文学特論			担当教員 : Meghan Kuckelman Beverage E-mail: m.kuckelman@meio-u.ac.jp	
博国地 011	科目名 (英語)	Special Lectures on 20 th Century American Literature				
単位数	受講年次	開講学期	登録人数	学部棟	研究室	オフィスアワー
					404	Tu 1 Tu 4

Class content

This course will focus broadly on 20th Century American Modernism, defined very loosely as 1910-1945. Poetry and fiction will be considered alongside theoretical texts from both the early and later century. In addition to the “high” Modernist writing of Eliot, Williams, and Pound, special attention will be paid to the Harlem Renaissance and the avant-garde texts of Gertrude Stein and Djuna Barnes. The value of reading, studying, and teaching such texts will also be considered throughout, through the lens of Martha Nussbaum’s “The Narrative Imagination.”

Class objectives

- Students will be able to identify and explain the major themes of early 20th century literature.
- Students will be able to articulate connections between form, language, and content across multiple genres.
- Students will be able to incorporate literary theory into their understanding of the literary text work and present that understanding in both spoken and written form.

Class schedule

Class 1: Introductions

Class 2-3: Martha C. Nussbaum, from *Cultivating Humanity*, Ch. 3: “The Narrative Imagination”

Class 4-5: 1922-1923— T.S. Eliot, “Tradition and the Individual Talent” and “The Love Song of J. Alfred Prufrock”; Ezra Pound, *Cantos* 1 and 45; Williams, from *Spring and All*

Class 6-7: The Harlem Renaissance—Alain Locke, “The New Negro”; Langston Hughes, “The Negro Speaks of Rivers,” “Negro,” and “The Colored Soldier”; Claude McKay, “If We Must Die” and “America”; Angelina Weld Grimke, “The Black Finger” and “Tenebris”

Class 8-9: WEB DuBois, “Of the Training of Black Men”; Ralph Ellison, “Battle Royal”

Class 10-11: Susan Bordo, “The Body and the Reproduction of Femininity”; Djuna Barnes, “How It Feels to Be Forcibly Fed”

Class 12: John Steinbeck, “The Chrysanthemums”

Class 13-14: Gertrude Stein, *Tender Buttons*; “Composition as Explanation”; “Miss Furr and Miss Skeene”

Class 15: Writing Conferences

Class 16: Conclusions

Textbook

Texts will be photocopied by the instructor.

Assessment

Participation 30 points

- Students will be expected to offer comments and interpretations of the text; ask questions about literary features, context, and language; and to propose topics and themes for each day’s discussion

Conference Style Presentation 30 points

- Students will each give a 15-minute presentation about any texts from Class 4-14. The presentation should use the major themes and arguments of the theoretical texts to provide an interpretation of the literary texts.

Conference Paper 40 points

- Students will revise the presentation, using the ensuing discussion and comments, into a 2000-word Paper. The paper may include additional secondary research.

Total: 100 points

Note

- This course will be conducted entirely in English, including all reading, writing, and discussion.
- Students who take this course should already be comfortable with written and spoken English communication.

科目番号	科目名	中南米地域文化特論		担当教員：住江 淳司	
博国地 012	科目名 (英語)	Special Lectures on Latin American Culture and Area Studies		E-mail:j.sumie@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	224	火：10:30-12:00 金：13:00-14:30
1. 授業の概要					
<p>中南米地域 (特にブラジル) の歴史と文化について、社会史の観点から考察を深化させる。加えて資料の博搜方法について説明する。</p> <p>また、本講義では、異文化接触による現象である文化変容が、一つの文化の内部で起こる文化の変化であるのに対して、文化触変は外来の文化要素が受容されたときに起こる文化の変化であることに注目する。</p>					
2. 到達目標					
<p>授業の内容に関する質疑応答に応じられたか、又は指摘された問題点について、克服する努力を行ったかを到達目標とする。</p>					
3. 授業の計画と内容					
<p>第1週 社会史の課題と方法 第2週 歴史的思考とその位相 第3週 社会史における集合心性 第4週 「一味神水」と日常態 第5週 歴史人口学 第6週 文化の新しい歴史学 第7週 資本主義の文化 第8週 文化触変とは 第9週 文化変容について 第10週 共生と共棲 第11週 国際文化論 第12週 拒絶と黙殺 第13週 置換について 第14週 同化統合と編入統合 第15週 融合統合と隔離統合</p>					
4. テキスト					
<p>参考文献： 周辺領域への目配りも怠らないように配慮して、進捗状況に応じて適宜、提示する。</p>					
5. 準備学習					
<p>できるだけ多くの関連文献を読破し、当該分野の研究を整理して授業に臨むこと。</p>					
6. 成績評価の方法					
<p>授業中の討議への参加とその取り組み状況 (報告、討論等) (40%) 授業中の発表会の完成度 (60%)</p>					
7. 履修の条件					
<p>中南米地域の地域文化に興味のある学生を優先する。</p>					
8. その他					
<p>講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。</p>					

科目番号	科目名	東アジア地域文化特論		担当教員：赤嶺 守	
博国地 013	科目名 (英語)	Special Lectures on East Asian Culture and Area Studies		E-mail: m.akamine@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	226	講義後の1時間程度
1. 授業の概要					
<p>本講義は、東アジアにおける国家・政治・文化に関する理解を深めるため、各国・地域が経験してきた国民国家形成および国民国家史の創出に関する比較・検討を行う。本講義は主に中華圏の社会と地域を検討対象とするが、特に台湾や尖閣諸島といった“周縁”的な地域を沖縄との比較の視座から分析することで、周辺からの地域研究とその手法について体得できるようにする。</p>					
2. 到達目標					
<p>東アジアにおける国家・地域の比較研究を通じて、当該地域における国民国家形成の個別性と普遍性についての理解を深める。</p>					
3. 授業の計画と内容					
<p>第1週 インTRODクシヨン 第2週 地域研究とアジア (1)：日本のアジア研究とその歴史・戦前 第3週 地域研究とアジア (2)：日本のアジア研究とその歴史・戦後 第4週 地域研究とアジア (3)：日本におけるアジア研究の新動向 第5週 地域研究としての中国 (1)：中華民国史と国民党による国民国家建設 第6週 地域研究としての中国 (2)：中華人民共和国史と共産党による国民国家建設 第7週 地域研究としての中国 (3)：中華民国史と中華人民共和国史の相克 第8週 地域研究としての台湾 (1)：日本統治時代をめぐる研究とその変容 第9週 地域研究としての台湾 (2)：戦後初期政治研究とイデオロギー 第10週 地域研究としての台湾 (3)：中華民国史と台湾史の相克 第11週 地域研究としての台湾 (4)：創られる国民国家論と政治性 第12週 地域研究としての尖閣諸島 (1)：香港住民と香港史 → 尖閣諸島史 第13週 地域研究としての尖閣諸島 (2)：香港研究と两岸関係 → 尖閣諸島研究 第14週 東アジアにおける国民国家建設論の回顧と展望 第15週 まとめ</p>					
4. テキスト					
<p>若林正文『台湾の政治—「中華民国台湾化」の戦後史』(東京大学出版会、2008年) 久保亨・土田哲夫『現代中国の歴史— 两岸三地百年の歩み』(東京大学出版会、2019年) 村田忠禧『日中領土問題の起源』(花伝社、2013年) 林泉忠『「辺境東アジア」のアイデンティティ・ポリティクス—沖縄・台湾・香港』(明石書店、2005年) その他については授業中に提示する。</p>					
5. 準備学習					
<p>事前にテキスト課題を读了し、ディスカッションに備えられるようにすること。</p>					
6. 成績評価の方法					
<p>活動状況【報告・討論等】(40点)、レポート(30点) プレゼンテーション(30点) 上記を総合して評価する。</p>					
7. 履修の条件					
<p>特になし。</p>					
8. その他					
<p>授業内容は状況に応じて変更の可能性はある。</p>					

科目番号	科目名	東南アジア地域文化特論		担当教員：坪井 祐司	
博国地 014	科目名 (英語)	Special Lectures on Southeast Asian Culture and Area Studies		E-mail:y.tsuboi@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	509	火3、木3
1. 授業の概要					
<p>人文・社会科学の研究の方法論の多くは、欧米社会の分析を前提に発展してきたものである。一方で、アジアには寒帯から熱帯までさまざまな地域があり、社会のあり方は必ずしも一様ではない。授業では、アジアで唯一の熱帯地域である東南アジアの社会をさまざまな角度から検討することで、既存の学問の方法論そのものについて再検討する。地域横断的な視野をもって書かれた論文をいくつか選んでテーマを設定し、それをもとに議論を行う。</p>					
2. 到達目標					
<ul style="list-style-type: none"> ・東南アジアという地域について、多角的に理解を深める。 ・授業における議論を通じて、地域研究の方法論に対する理解を深め、自身の研究に活かす。 					
3. 授業の計画と内容					
第1週	イントロダクション 熱帯の自然環境と地域の形成 (1)				
第2週	我々が認識する「地域」はどのように形成されているのか。「東南アジア」という地域概念が成立した過程とともに、自然環境と地域のかかわりからとらえなおす。				
第3週	熱帯の自然環境と地域の形成 (2) 第2週のつづき 環境と人口動態 (1)				
第4週	東南アジアは人口密度の低い小人口の地域である。東南アジアにおける社会や基層文化から、人間と環境の関係を考える。そして、その後の人口増加のプロセスを通じて、両者の相互作用について学ぶ。				
第5週	環境と人口動態 (2) 第4週のつづき 熱帯における農業 (1)				
第6週	農業は、人間と自然とのかかわりの重要な形態の一つである。東南アジアは稲作圏の一部であるとともに、他地域では栽培できない商品作物の産地でもある。農業のあり方を通じて東南アジア地域を考える。				
第7週	熱帯における農業 (2) 第6週のつづき				
第8週	中間討論 東南アジアにおける村落社会 (1)				
第9週	村落は東南アジア研究における主要なテーマの一つであり、調査研究が数多く出されている。主要な研究成果を整理し、地域の特徴としての村落のあり方を考える。また、近年の都市化による変化についても扱う。				
第10週	東南アジアにおける村落社会 (2) 第9週のつづき 文化・宗教の交流 (1)				
第11週	東南アジアは、海を通じて他地域との交流が盛んであり、東西の文化や宗教が行き交った。東南アジアの混成社会を通じて、多文化が共生するとはどのようなことなのかを考える。				
第12週	文化・宗教の交流 (2) 第11週のつづき 政治と植民地・国民国家 (1)				
第13週	東南アジアは、多くの地域で欧米の植民地統治を経験し、そこからの独立を通じて現在の国家が成立した。地域における植民地化と近代的な国家の形成のプロセスをどうとらえるかについて議論する。				
第14週	政治と植民地・国民国家 (2) 第13週のつづき				
第15週	総合討論				
第16週	まとめ				
4. テキスト					

<p>『歴史のなかの熱帯生存圏：温帯パラダイムを超えて（講座 生存基盤論 1）』（2012、京都大学学術出版会） このほかいくつか個別の論文をピックアップする。</p> <p>【参考文献】 これ以外の参考文献については、授業時に指示する。</p>
<p>5. 準備学習</p> <p>テキストは事前に配布するので、それを読み、疑問点や論点をまとめてくること。</p>
<p>6. 成績評価の方法</p> <p>授業における討論への参加（50点）、期末レポート（50点）にて評価する。 成績評価（優・良・可・不可）は、全学の成績評価基準に従うものとする。 到達目標と評価方法との対応については、イントロダクションで解説する。 生成AIについて：生成AIによって出力された情報を自分の意見や主張としてレポートなどに使用することは不正行為とみなす。</p>
<p>7. 履修の条件</p>
<p>8. その他</p> <p>授業の内容および扱うテキストは、参加者の関心等に応じて変更の可能性がある。</p>

科目番号	科目名	英語教育特論		担当教員：渡慶次 正則	
博国地 016	科目名 (英語)	Special Lectures on English Education		E-mail:m.tokeshi@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	512	月の4限、金の4限
1. 授業の概要					
アジア、北米、ヨーロッパの英語教育政策や英語の言語的変種、第2言語習得論、英語教授法などの理解に基づき、日本の英語教育について望ましい方向性をディスカッションを通して探る。					
2. 到達目標					
1) アジア、北米、ヨーロッパの英語教育政策、英語の言語的変種を理解し、日本の英語教育政策を多角的に考えられる。					
2) 第2言語習得論と英語教授法の日本の英語教育政策への影響を理解する。					
3) コミュニケーション能力や小学校英語教育、新大学入試などの現在の日本の英語教育問題を理解し、ビジョンを持つ。					
4) 上の目標の発展として、日本の英語教育への方向性を示唆できる。					
3. 授業の計画と内容					
第1週	オリエンテーション、英語教育に係る諸論争を探る				
第2週	標準英語とアジア英語 (World Englishes, English as a lingua franca など)				
第3週	英語帝国主義とグローバリゼーション				
第4週	アジアの英語教育政策				
第5週	ヨーロッパと米国の言語参照枠の比較 (CEFR と ACTFL)				
第6週	カナダのイマージョンプログラムと Focus on form				
第7週	日本の英語教育史と英語教育政策				
第8週	英語教授法と授業 (Audio-lingual Method と Communicative Language Teaching など)				
第9週	第2言語習得研究と英語教育				
第10週	新大学入試と英検、TOEFL,GTEC				
第11週	日本人の英語コミュニケーション能力と動機付け研究				
第12週	ICT と英語教育				
第13週	小学校英語教育と臨界期仮説				
第14週	学生の発表とディスカッション				
第15週	学生の発表とディスカッション、レポート提出				
4. テキスト					
参考文献：講義で随時、資料を配布する。					
5. 準備学習					
事前に配布された資料を読み、講義でのディスカッション・トピックを考える。					
参考文献					
Common European Framework of Reference (Council of Europe, 2001)					
ACTFL Proficiency Guidelines (2012)					
Approaches and Methods in Language Teaching (Richards & Rogers (2001)					
The Study of Second Language Acquisition (Ellis, 2008)					
Global Englishes in Asian Context (Murata & Jenkins, 2009)					
6. 成績評価の方法					
学生の発表 30点 レポートの提出 (5,000字程度) 70点 合計 100点 ※生成AIによる情報の偽装を禁止する。但し、データ収集・分析、論文執筆において生成AIの使用が必要であれば指導教員と事前に相談する。					
7. 履修の条件					
基本的に英語で講義するので、英語が堪能な学生が望ましい。					
8. その他					
講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	現代沖縄教育特論		担当教員：嘉納 英明	
博国地 017	科目名 (英語)	Special Lectures on Modern Okinawan Education		E-mail:kano@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	510	月曜日 10:30~12:00 火曜日 10:30~12:00
1. 授業の概要					
戦後日本の教育は、社会の成熟とともに、幾多の変遷を遂げてきた。一方、戦後 27 年間、米国の施政権下にあった沖縄の教育は、日本本土とのそれとは異なる歩みをみせた。授業では、特に、沖縄の教育委員会制度や教員養成制度に関わる論点を提示し、沖縄の地域社会における教育諸問題についても理解を深める。なお、昨今の沖縄の教育・福祉をめぐる諸問題（学力問題、平和教育、教科書問題、貧困と格差の問題）についても議論する。					
2. 到達目標					
<ul style="list-style-type: none"> 戦後沖縄の教育史（教育制度を含む）についての基本的な事項を理解することができる。 米国施政権下の沖縄と日本の戦後教育史（教育制度を含む）の比較検討を通して、それぞれの特徴を理解することができる。 					
3. 授業の計画と内容					
第1週 オリエンテーション、教育に係る諸問題を探る 第2週 沖縄教育の概観 第3週 戦後教育改革と教育行政制度改革 第4週 沖縄の公選制教育委員会制度の成立 第5週 教育税制度の創設と運用 第6週 沖縄の教員養成制度－沖縄文教・外国語学校の設立－ 第7週 学生の発表とディスカッション 第8週 米軍基地と子どもの人権 第9週 沖縄の教師と復帰運動 第10週 学校・教師・地域の連携活動～教育隣組・子ども会～ 第11週 沖縄の就学前教育・保育問題 第12週 沖縄の学力問題 第13週 沖縄の平和教育実践 第14週 沖縄の教科書問題 第15週 子どもの貧困と格差					
4. テキスト					
参考文献：以下の文献を参照しつつ、授業内容に応じて、適宜、資料を配布します。 嘉納英明著『戦後沖縄教育の軌跡』那覇出版社、1999年。 嘉納英明著『沖縄の子どもと地域の教育力』エイデル研究所、2015年。 嘉納英明著『子どもの貧困問題と大学の地域貢献』沖縄タイムス社、2017年。					
5. 準備学習					
<ul style="list-style-type: none"> 課題については、事前にまとめ、発表又は提出できるようにする。 					
6. 成績評価の方法					
<ul style="list-style-type: none"> 授業における積極的な姿勢（発言等） 40点 最終レポートの提出 60点 生成 AI による情報の偽装を禁止する。学生が生成 AI によって出力された情報を自分の意見や主張として偽装し、それを課題レポートなどに使用することは不正行為とみなす。学生自身の考えや知識の表現としての学術的価値を損なうためである。ただし、教員が指定した条件下や特定の場面での使用を許可する場合もある。 					
7. 履修の条件					
<ul style="list-style-type: none"> 教育に対して関心のある者の受講を歓迎する。 					
8. その他					
<ul style="list-style-type: none"> 積極的に議論に参加する受講生を歓迎します。 受講生の関心に応じて、シラバス内容の変更もあり得ます。その際は、事前に調整します。 					

科目番号	科目名	アジア太平洋国際関係特論		担当教員：高嶺 司	
博国地 018	科目名 (英語)	Special Lectures on International Relations of the Asia-Pacific		E-mail: t.takamine@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	503	火2限、木5限
1. 授業の概要					
<p>本特論は、急速な経済成長と科学技術力の進歩を基にグローバル社会における存在感を飛躍的に高めているアジア太平洋地域の国際関係を考察する。具体的には、日本、アメリカ、ロシア、中国、韓国、台湾、北朝鮮、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、及びASEAN 諸国などによって形成されるダイナミックかつ複雑なアジア太平洋地域の国際関係について、批判的に分析する。特に、現在この地域において顕著な諸問題（外交、安全保障、通商、人権、民主化、環境破壊、貧困、開発、エネルギー、テロリズム等）の詳細なケーススタディーを通して、その背景と要因を的確に把握するための考察を重ねる。さらに、これらアジア太平洋地域の諸問題を、国際関係理論を応用して科学的な分析を試みることにより、論理的な解決方法を検討することを学ぶ。</p>					
2. 到達目標					
<p>受講生が、アジア太平洋地域の国際情勢を理解し、現代における問題点や課題を的確に把握する能力を身につける。最終的には、社会や政府にとって有益かつ実施可能な政策提言を行えるようになることを目標とする。</p>					
3. 授業の計画と内容					
<p>第1週 国際政治史のなかのアジア太平洋 第2週 分析手段としての国際関係理論 第3週 アジア太平洋国際関係の現状と課題 第4週 日本・沖縄とアジア太平洋 第5週 アメリカとアジア太平洋 第6週 ロシア（旧ソビエト連邦）とアジア太平洋 第7週 中国とアジア太平洋 第8週 台湾とアジア太平洋 第9週 韓国とアジア太平洋 第10週 北朝鮮とアジア太平洋 第11週 オーストラリアとアジア太平洋 第12週 ニュージーランドとアジア太平洋 第13週 カナダとアジア太平洋 第14週 ASEAN 諸国とアジア太平洋 第15週 総括</p>					
4. テキスト					
<p>特にテキストは定めず、必要に応じて参考文献（下記参照）を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Walter Carlsnaes, Thomas Risse and Beth A. Simmons (eds.), <i>Handbook of International Relations</i>, Los Angeles, London: Sage, 2013. ・John Baylis, Steve Smith and Patricia Owens (eds.), <i>The Globalization of World Politics</i>, Oxford: Oxford University Press, 2011. ・Samuel P. Huntington, <i>The Clash of Civilization: and the Remaking of World Order</i>, York, London: Simon and Schuster Paperbacks, 1996. ・高嶺司『日本の対中国関与外交政策』明石書店, 2016年. ・日本国際政治学会編 『東アジア新秩序への道程』日本国際政治学会（有斐閣）, 2009年. 					
5. 準備学習					
事前に配布する参考文献や講義資料に目を通してから受講することが望ましい。					
6. 成績評価の方法					
授業中の議論・討論への貢献度 (50%)		Essay (小論文) (50%)		合計 100%	
7. 履修の条件					
特になし					
8. その他					
講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習 I		担当教員：高嶺 司	
博国地 019	科目名 (英語)	Special Seminar I		E-mail: t.takamine@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	503	演習終了後または予約による
1. 授業の概要					
アジア太平洋地域の国際関係や政治外交に関する博士論文執筆に向けて、研究テーマを設定し、研究の目的、独創性、学術的貢献、及び具体的な研究方法やタイムラインについて検討する。					
2. 到達目標					
研究テーマ、研究目的、独創性、研究方法などを明確にした博士論文プロポーザルを作成することで、博士研究を本格的にスタートさせていくための準備を行う。					
3. 授業の計画と内容					
第1週 ガイダンス：博士論文研究の意義について					
第2週 博士課程院生としての研究姿勢や研究倫理の確認					
第3週 学術的背景と研究テーマの検討					
第4週 学術的背景と研究テーマの検討					
第5週 学術的背景と研究テーマの検討					
第6週 研究の目的、独創性、学術的意義の検討					
第7週 研究の目的、独創性、学術的意義の検討					
第8週 研究の目的、独創性、学術的意義の検討					
第9週 研究の目的、独創性、学術的意義の検討					
第10週 研究方法とタイムラインの検討					
第11週 研究方法とタイムラインの検討					
第12週 研究方法とタイムラインの検討					
第13週 博士論文プロポーザルの作成					
第14週 博士論文プロポーザルの作成					
第15週 博士論文プロポーザルの完成・提出					
4. テキスト					
参考文献：授業の進捗状況に応じて、関連する参考文献や資料を適宜紹介する。					
5. 準備学習					
各課題について事前に整理した上で、批判的な検討をしながら授業に臨むこと。					
6. 成績評価の方法					
課題に対する取り組みと博士論文プロポーザルの完成度によって総合的に評価する。					
7. 履修の条件					
国際政治学や国際関係学関連分野についての興味と知識を有すること。					
8. その他					
授業の進行状況によって授業計画を変更することがある。授業は学生の希望によって、対面またはオンラインで実施する。					

科目番号	科目名	特別演習 I		担当教員：嘉納英明	
博国地 019	科目名 (英語)	Special Seminar I		Email: kano@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	510	講義後の1時間程度
1. 授業の概要					
学校と地域の教育に関する博士論文のテーマに即した研究指導を行う。研究分野、テーマに関する先行研究や学会の研究動向に関する報告及び議論を通して、学生が主体的に研究テーマを設定し、その研究の意義を明らかにし、研究領域や研究方法を確定する。					
2. 到達目標					
特別演習 I では、研究テーマに関する先行研究や関連する周辺領域の研究を網羅的に収集し研究史を整理し、加えて研究テーマの妥当性や研究の意義を検証する。					
3. 授業の計画と内容					
第1週 研究課題の検討 (1)					
第2週 研究課題の検討 (2)					
第3週 研究方法の検討 (1)					
第4週 研究方法の検討 (2)					
第5週 研究課題の検討 (3)					
第6週 研究課題の検討 (4)					
第7週 研究課題の検討 (5)					
第8週 研究課題の検討 (6)					
第9週 研究領域の検討 (1)					
第10週 研究領域の検討 (2)					
第11週 研究領域の検討 (3)					
第12週 先行研究の解説 (1)					
第13週 先行研究の解説 (2)					
第14週 研究史の解説 (1)					
第15週 研究史の解説 (2)					
4. テキスト					
【テキスト】 特になし。					
【参考文献】 学生の研究課題やテーマ及び研究の進捗状況に応じて適宜、提示する。					
5. 準備学習					
毎回の講義に向けて事前準備を欠かさないこと。先行研究・関連研究を精読し、問題となる箇所を整理して授業に臨むこと。学校や地域の教育についても積極的にフィールドワークを行って欲しい。学校や地域の教育研究の場合、学校現場や地域の関連団体・機関とのネットワークづくりは重要である。日々、関係性構築の努力を惜しまないで欲しい。					
6. 成績評価の方法					
研究課題・研究テーマの設定にかかる報告・議論をみて総合的に評価する。 生成 AI による情報の偽装を禁止する。学生が生成 AI によって出力された情報を自分の意見や主張として偽装し、それを課題レポートなどに使用することは不正行為とみなす。学生自身の考えや知識の表現としての学術的価値を損なうためである。ただし、教員が指定した条件下や特定の場面での使用を許可する場合もある。					
7. 履修の条件					
学校や地域の教育、又は日本・沖縄の教育に興味を抱いている学生を優先的に受講させる。					
8. その他					
講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習 I		担当教員：小番 達	
博国地 019	科目名 (英語)	Special Seminar I		E-mail : t.kotsugai@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	研 504	火・木曜日 4 限
1. 授業の概要					
日本中世文学に関する博士論文のテーマに即した研究指導を行う。テーマに関する先行研究を把握した上で問題点を抽出し、研究テーマの設定、研究方法等について具体的に検討する。					
2. 到達目標					
<ul style="list-style-type: none"> ・関連する研究史を網羅的、体系的に収集、整理した上で問題点を抽出し、研究範囲を絞り込む。 ・テーマを確定し、研究の目的・意義・方法の具体化と研究計画の策定を行う。 ・テーマに即した作品研究の基本的方法を検討する。 					
3. 授業の計画と内容					
第1週 ガイダンス (研究意義、研究倫理、発表日程等について)					
第2週 研究文献目録の作成①					
第3週 研究文献目録の作成②					
第4週 先行研究の成果と問題点の把握①					
第5週 先行研究の成果と問題点の把握②					
第6週 先行研究の成果と問題点の把握③					
第7週 先行研究の成果と問題点の把握④					
第8週 テーマ設定と研究構想の策定①					
第9週 テーマ設定と研究構想の策定②					
第10週 テーマ設定と研究構想の策定③					
第11週 テーマ設定と研究構想の策定④					
第12週 テーマに即した作品研究①					
第13週 テーマに即した作品研究②					
第14週 テーマに即した作品研究③					
第15週 作品研究のまとめ (論文化)					
4. テキスト					
参考文献：授業を進める中で課題に関連する文献・資（史）料を適宜紹介する。					
5. 準備学習					
毎回の講義に向けて資料作成等の事前準備を確実に行うこと。					
6. 成績評価の方法					
発表・論文の内容：70 点					
授業への取り組み（課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッション）：30 点					
7. 履修の条件					
古典文学の読解に必要な一定の基礎力を有すること。					
8. その他					
講義の進捗状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習 I		担当教員：小嶋 洋輔	
博国地 019	科目名 (英語)	Special Seminar I		E-mail:y.kojima@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	415	講義前後の一時間程度
1. 授業の概要					
日本近代文学に関する博士論文のテーマに即した研究指導を行う。テーマ設定の妥当性、研究方法の検討、先行研究の整理などについて検討する。博士論文のための作品・事例の分析研究の基本的な方法について検討する。					
2. 到達目標					
<ul style="list-style-type: none"> ・テーマを確定し、学位論文の作成に向けて計画を立案・決定する。 ・研究方法についての認識を確かなものにする。 ・テーマに関する先行研究を洗い出し、研究文献目録を作成する。参考文献の読み込みを始める。 ・テーマに即して作品の解釈研究に取り組む。 本演習は国際文化研究科 DP と関連している。					
3. 授業の計画と内容					
第1週	博士論文作成についての基本的な心構えについて意見の交換を行い、テーマの確定につなげる。				
第2週	研究テーマ追求のための方法論について意見交換を行う。研究方法についての認識を確かにする。				
第3週	研究テーマに関する先行研究の探索について指針の提示を行う。				
第4週	先行研究の探索についてのとりまとめと研究文献一覧の作成について指導する①。				
第5週	先行研究の探索についてのとりまとめと研究文献一覧の作成について指導する②。				
第6週	研究テーマに即した作品・事例研究①				
第7週	研究テーマに即した作品・事例研究②				
第8週	研究テーマに即した作品・事例研究③				
第9週	研究テーマに即した作品・事例研究④				
第10週	研究テーマに即した作品・事例研究⑤				
第11週	研究テーマに即した作品・事例研究⑥				
第12週	研究テーマに即した作品・事例研究⑦				
第13週	作品・事例研究の結果のとりまとめ (論文作成) ①				
第14週	作品・事例研究の結果のとりまとめ (論文作成) ②				
第15週	作品・事例研究の結果のとりまとめ (論文作成) ③				
4. テキスト					
【テキスト】 研究テーマに合わせて変動する。そのため適宜指示する。					
【参考文献】 研究テーマに合わせて変動する。そのため適宜指示する。					
5. 準備学習					
毎回の講義に向けて事前準備を欠かさないこと。特に先行研究論文の読み込みを積極的に行い、テーマに関する研究状況を正確に理解すると共に、自己の方法論の構築に役立てる。					
6. 成績評価の方法					
授業への取り組み (発表・意見交換) と作品・事例研究論文の完成度によって総合的に判断する。 授業への取り組み：40% (リサーチ課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど) 論文：60% 本授業の成績評価における秀・優・良・可・不可の意味は、全学の成績評価基準に従う。 到達目標と評価方法との対応については、オリエンテーションで解説する。 生成 AI による情報の偽装を禁止する。学生が生成 AI によって出力された情報を自分の意見や主張として偽装し、それを課題レポートなどに使用することは不正行為とみなす。学生自身の考えや知識の表現としての学術的価値を損なうためである。					
7. 履修の条件					
特にないが、事前事後学習をしっかりと行うこと。					
8. その他					
講義の進行状況によって授業計画を変更するところがある。					

科目番号	科目名	特別演習 I		担当教員：坪井 祐司	
博国地 019	科目名 (英語)	Special Seminar I		E-mail:y.tsuboi@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	509	火 3、木 2
1. 授業の概要					
博士論文の作成に向けた研究指導を行う。教員との議論を通じて、研究テーマを設定する。先行研究の探索の方法を習得し、収集を進める。そのうえで、収集した先行研究の読解を通じて研究史を把握し、自らの研究の意義を明確にする。					
2. 到達目標					
博士論文の研究テーマを決定する。 テーマに関する研究史を整理し、研究の意義を明確にする。					
3. 授業の計画と内容					
第1週 ガイダンス					
第2週 研究テーマに関する議論					
第3週 文献探索の方法					
第4週 文献リストの作成 (1)					
第5週 文献リストの作成 (2)					
第6週 先行研究についての発表 (1)					
第7週 先行研究についての発表 (2)					
第8週 先行研究についての発表 (3)					
第9週 先行研究についての発表 (4)					
第10週 先行研究についての発表 (5)					
第11週 先行研究についての発表 (6)					
第12週 先行研究についての発表 (7)					
第13週 先行研究についての発表 (8)					
第14週 研究テーマの設定					
第15週 まとめ					
4. テキスト					
参考文献：関連する文献を適宜紹介する。					
5. 準備学習					
毎回の授業は教員との議論を通じて進めていくので、発表資料の準備が求められる。					
6. 成績評価の方法					
<ul style="list-style-type: none"> ・発表の内容：70% ・授業への取り組み：30% <p>成績評価（優・良・可・不可）は、全学の成績評価基準に従うものとする。 到達目標と評価方法との対応については、イントロダクションで解説する。 生成 AI について：生成 AI によって出力された情報を自分の意見や主張としてレポートなどに使用することは不正行為とみなす。</p>					
7. 履修の条件					
8. その他					
講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習 I		担当教員：照屋 理	
	科目名 (英語)	Special Seminar I		E-mail : m.teruya@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	研 508	月・木 2 限
1. 授業の概要					
本科目では、修士論文作成へ向けての基礎的な準備を進める。					
2. 到達目標					
主に琉球・沖縄の文化（文学・民俗・言語・歴史等）を通し、研究テーマを掘り下げることを目標とする。					
3. 授業の計画と内容					
第 1 週 ガイダンス（研究倫理・日程確認等）および研究方法・テーマ（仮）の意義についての確認①					
第 2 週 研究方法およびテーマ（仮）の意義についての確認②					
第 3 週 研究方法およびテーマ（仮）の意義についての確認③					
第 4 週 研究方法およびテーマ（仮）の意義についての確認④					
第 5 週 研究方法およびテーマ（仮）の意義についての確認⑤					
第 6 週 研究テーマ（仮）の先行研究成果および課題の確認①					
第 7 週 研究テーマ（仮）の先行研究成果および課題の確認②					
第 8 週 研究テーマ（仮）の先行研究成果および課題の確認③					
第 9 週 研究テーマ（仮）の先行研究成果および課題の確認④					
第 10 週 研究テーマ（仮）の先行研究成果および課題の確認⑤					
第 11 週 研究テーマの確定および目次（仮）作成					
第 12 週 序章の確認・質疑応答①					
第 13 週 序章の確認・質疑応答②					
第 14 週 序章の確認・質疑応答③					
第 15 週 序章の確認・質疑応答④					
4. テキスト					
特になし					
5. 準備学習					
毎回の資料作成、事前提出を心掛けてほしい。					
6. 成績評価の方法					
受講姿勢		40 点			
レポート		60 点			
合計		100 点満点			
7. 履修の条件					
<ul style="list-style-type: none"> ・授業に主体的に参加し質問・意見を発すること。 ・沖縄関係の科目を履修していることが望ましい。 					
8. その他					

科目番号	科目名	特別演習 II		担当教員：高嶺 司	
博国地 020	科目名 (英語)	Special Seminar II		E-mail: t.takamine@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	後期	2	503	演習終了後または予約による
1. 授業の概要					
アジア太平洋地域の国際関係や政治外交に関する博士論文執筆に向けて、先行研究の批判的検討と整理を行い、研究の中心となる理論的（分析）アプローチの構築を試みる。					
2. 到達目標					
先行研究の批判的検討と理論的（分析）アプローチの構築を行うことで、研究方法の妥当性を確認し、予見される問題点を明らかにする。					
3. 授業の計画と内容					
第1週 先行研究の批判的検討					
第2週 先行研究の批判的検討					
第3週 先行研究の批判的検討					
第4週 先行研究の批判的検討					
第5週 先行研究の批判的検討					
第6週 先行研究の整理					
第7週 先行研究の整理					
第8週 先行研究のまとめ					
第9週 理論的（分析）アプローチの検討					
第10週 理論的（分析）アプローチの検討					
第11週 理論的（分析）アプローチの検討					
第12週 理論的（分析）アプローチの検討					
第13週 理論的（分析）アプローチの構築					
第14週 理論的（分析）アプローチの構築					
第15週 先行研究、理論的アプローチ、研究方法についての妥当性や問題点の確認					
4. テキスト					
参考文献：授業の進捗状況に応じて、関連する参考文献や資料を適宜紹介する。					
5. 準備学習					
各課題について事前に整理した上で、批判的検討を行いながら授業に臨むこと。					
6. 成績評価の方法					
課題に対する取り組みと先行研究の検討及び理論的アプローチの構築に関する完成度によって総合的に評価する。					
7. 履修の条件					
前提科目の「特別演習 I」を履修していること。 国際政治学や国際関係学関連分野についての興味と知識を有すること。					
8. その他					
授業の進行状況によって授業計画を変更することがある。授業は学生の希望によって、対面またはオンラインで実施する。					

科目番号	科目名	特別演習Ⅱ		担当教員：嘉納英明	
博国地 020	科目名 (英語)	Special Seminar		Email: kano@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	後期	2	510	講義後の1時間程度
1. 授業の概要					
学校と地域の教育に関する博士論文のテーマに即した研究指導を行う。研究テーマを決定するために、国内外の先行研究と現在の研究動向を理解するために文献探索を行う。あわせて、研究テーマの妥当性や研究の意義を検証する。特に、序章の中の「研究史」の作成について集中的に指導する。					
2. 到達目標					
研究テーマに相当する先行研究（1次資料も含めて）を収集し、その先行研究を整理し、研究テーマの妥当性を検証しつつ研究史の作成に着手する。					
3. 授業の計画と内容					
第1週	先行研究の批判的検討	報告・討論	(1)		
第2週	先行研究の批判的検討	報告・討論	(2)		
第3週	先行研究の批判的検討	報告・討論	(3)		
第4週	先行研究の批判的検討	報告・討論	(4)		
第5週	先行研究の批判的検討	報告・討論	(5)		
第6週	先行研究の批判的検討	報告・討論	(6)		
第7週	先行研究の批判的検討	報告・討論	(7)		
第8週	関連研究の解説				
第9週	関連する先行研究の解説 (1)				
第10週	関連する先行研究の解説 (2)				
第11週	関連する先行研究の解説 (3)				
第12週	研究史の作成 (1)				
第13週	研究史の作成 (2)				
第14週	研究史の作成 (3)				
第15週	研究テーマと研究方法の再検討				
4. テキスト					
【テキスト】 特になし。					
【参考文献】 学生の研究課題やテーマ及び研究の進捗状況に応じて適宜、提示する。					
5. 準備学習					
毎回の講義に向けて事前準備を欠かさないこと。授業での議論を踏まえて、多くの先行研究・関連周辺研究を精読し、まとめておくこと。学校や地域の教育についても積極的にフィールドワークを行って欲しい。学校や地域の教育研究の場合、学校現場や地域の関連団体・機関とのネットワークづくりは重要である。日々、関係性構築の努力を惜しまないで欲しい。					
6. 成績評価の方法					
1次資料を含む先行研究等の収集と理解、加えて研究テーマに応じた問題点の整理についての報告と議論をみて、総合的に評価する。					
○生成 AI による情報の偽装を禁止する。学生が生成 AI によって出力された情報を自分の意見や主張として偽装し、それを課題レポートなどに使用することは不正行為とみなす。学生自身の考えや知識の表現としての学術的価値を損なうためである。ただし、教員が指定した条件下や特定の場面での使用を許可する場合もある。					
7. 履修の条件					
学校と地域の教育、又は日本・沖縄の教育に興味を抱いている学生を優先的に受講させる。					
8. その他					
講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習Ⅱ		担当教員：小番 達	
博国地 x x x	科目名 (英語)	Special SeminarⅡ		E-mail	: t.kotsugai@meio- u.ac.jp
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	後期	2	研 504	火・木曜日 4 限
1. 授業の概要					
日本中世文学に関する研究テーマに即して先行研究の検討を引き続き行うとともに関連する他の文学作品や資料等を精読し、作品研究の深化を図る。					
2. 到達目標					
<ul style="list-style-type: none"> ・研究史の把握と問題点の抽出を進める。 ・上代や中古、中世の文学作品や歴史資料、思想関連資料等の精読を進める。 ・研究テーマに関わる作品研究の深化を実現する。 					
3. 授業の計画と内容					
第1週 「特別演習Ⅰ」の成果と課題の確認、本授業の取り組みの確認					
第2週 テーマに関わる作品研究①					
第3週 テーマに関わる作品研究②					
第4週 テーマに関わる作品研究③					
第5週 テーマに関わる作品研究④					
第6週 作品研究①～④に関する先行研究の検討①					
第7週 作品研究①～④に関する先行研究の検討②					
第8週 テーマに関わる作品研究⑤					
第9週 テーマに関わる作品研究⑥					
第10週 テーマに関わる作品研究⑦					
第11週 テーマに関わる作品研究⑧					
第12週 作品研究⑤～⑧に関する先行研究の検討①					
第13週 作品研究⑤～⑧に関する先行研究の検討②					
第14週 作品研究のまとめ (論文化) ①					
第15週 作品研究のまとめ (論文化) ②					
4. テキスト					
参考文献：授業を進める中で課題に関連する文献・資料を適宜紹介する。					
5. 準備学習					
毎回の講義に向けて資料作成等の事前準備を確実にを行うこと。関連する文学作品や資(史)料を積極的に読み進めること。					
6. 成績評価の方法					
発表・論文の内容：70点					
授業への取り組み(課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッション)：30点					
7. 履修の条件					
「特別演習Ⅰ」を履修した者					
8. その他					
講義の進捗状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習Ⅱ		担当教員：小嶋洋輔	
博国地 020	科目名 (英語)	Special Seminar II		E-mail:y.kojima@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	後期	2	415	講義前後の一時間程度
1. 授業の概要					
日本近代文学に関する博士論文のテーマに即した研究指導を行う。特別演習Ⅰに引き続いて、先行研究の検討が主たる作業となる。また研究テーマ周辺についても幅広い目配りを行えるようにする。					
2. 到達目標					
<ul style="list-style-type: none"> ・先行研究論文の読み込みを進める。 ・研究テーマに関わる作品および事例分析の精度を上げる。 ・日本近代文学のみならず言語学・哲学・社会学・民俗学・宗教学的領域についても文献の読み込みを進める。 本演習は国際文化研究科 DP と関連している。					
3. 授業の計画と内容					
第1週 前学期の成果の確認と今学期の目標について確認する。					
第2週 テーマに即した作品・事例研究①					
第3週 テーマに即した作品・事例研究②					
第4週 テーマに即した作品・事例研究③					
第5週 作品研究①～③に関する先行研究の検討①					
第6週 作品研究①～③に関する先行研究の検討②					
第7週 テーマに即した作品・事例研究④					
第8週 テーマに即した作品・事例研究⑤					
第9週 テーマに即した作品・事例研究⑥					
第10週 テーマに即した作品・事例研究⑦					
第11週 作品研究④～⑦に関する先行研究の検討①					
第12週 作品研究④～⑦に関する先行研究の検討②					
第13週 作品研究の結果のとりまとめ (論文作成) ① (草稿検討)					
第14週 作品研究の結果のとりまとめ (論文完成) ② (草稿検討と完成)					
第15週 研究計画一年次のとりまとめ。達成と課題の検討					
4. テキスト					
【テキスト】 研究テーマに合わせて変動する。そのため適宜指示する。					
【参考文献】 研究テーマに合わせて変動する。そのため適宜指示する。					
5. 準備学習					
毎回の講義に向けて事前準備を欠かさないこと。特に先行研究論文の読み込みを積極的に行い、テーマに関する研究状況を正確に理解すると共に、自己の方法論の構築に役立てる。					
6. 成績評価の方法					
授業への取り組み (発表・意見交換) と作品・事例研究論文の完成度によって総合的に判断する。					
授業への取り組み：40% (リサーチ課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど)					
論文：60%					
本授業の成績評価における秀・優・良・可・不可の意味は、全学の成績評価基準に従う。					
到達目標と評価方法との対応については、オリエンテーションで解説する。					
生成 AI による情報の偽装を禁止する。学生が生成 AI によって出力された情報を自分の意見や主張として偽装し、それを課題レポートなどに使用することは不正行為とみなす。学生自身の考えや知識の表現としての学術的価値を損なうためである。					
7. 履修の条件					
特にないが、事前事後学習をしっかりと行うこと。					
8. その他					
講義の進行状況によって授業計画を変更するところがある。					

科目番号	科目名	特別演習Ⅱ		担当教員：坪井 祐司	
博国地 020	科目名 (英語)	Special Seminar II		E-mail:y.tsuboi@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	後期	2	509	火3、木2
1. 授業の概要					
博士論文の作成に向けた研究指導を行う。論文テーマに関する研究史を整理するとともに、先行研究をふまえて自らの研究の方法論を決定する。そのうえで、教員との議論を通じて、論文の構成に関して構想を固め、作成のスケジュールを決定する。					
2. 到達目標					
博士論文について、研究の方法論を決定する。 論文の構成を決定する。					
3. 授業の計画と内容					
第1週 ガイダンス					
第2週 研究史の整理 (1)					
第3週 研究史の整理 (2)					
第4週 研究史の整理 (3)					
第5週 研究史の整理 (4)					
第6週 研究史の整理 (5)					
第7週 方法論の検討 (1)					
第8週 方法論の検討 (2)					
第9週 方法論の検討 (3)					
第10週 方法論の検討 (4)					
第11週 論文の構成の検討 (1)					
第12週 論文の構成の検討 (2)					
第13週 論文の構成の検討 (3)					
第14週 論文執筆のスケジュールの検討					
第15週 まとめ					
4. テキスト					
参考文献：関連する文献を適宜紹介する。					
5. 準備学習					
毎回の授業は教員との議論を通じて進めていくので、発表資料の準備が求められる。					
6. 成績評価の方法					
<ul style="list-style-type: none"> ・発表の内容：70% ・授業への取り組み：30% <p>成績評価（優・良・可・不可）は、全学の成績評価基準に従うものとする。</p> <p>到達目標と評価方法との対応については、イントロダクションで解説する。</p> <p>生成 AI について：生成 AI によって出力された情報を自分の意見や主張としてレポートなどに使用することは不正行為とみなす。</p>					
7. 履修の条件					
8. その他					
講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習 II		担当教員：照屋 理	
	科目名 (英語)	Special Seminar II		E-mail : m.teruya@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	後期	2	研 508	月・木 2 限
1. 授業の概要					
本科目では、修士論文作成へ向けての基礎的な準備を進める。					
2. 到達目標					
主に琉球・沖縄の文化（文学・民俗・言語・歴史等）を通し、研究テーマを掘り下げることが目標とする。					
3. 授業の計画と内容					
第1週	ガイダンス（研究倫理・日程確認等）および研究方法・テーマの意義・目次についての再確認				
第2週	第1章（先行研究のまとめ）の確認・質疑応答①				
第3週	第1章（先行研究のまとめ）の確認・質疑応答②				
第4週	第1章（先行研究のまとめ）の確認・質疑応答③				
第5週	第1章（先行研究のまとめ）の確認・質疑応答④				
第6週	第1章（先行研究のまとめ）の確認・質疑応答⑤				
第7週	第2章（先行研究課題の指摘・解決方法の提示）の確認・質疑応答①				
第8週	第2章（先行研究課題の指摘・解決方法の提示）の確認・質疑応答②				
第9週	第2章（先行研究課題の指摘・解決方法の提示）の確認・質疑応答③				
第10週	第2章（先行研究課題の指摘・解決方法の提示）の確認・質疑応答④				
第11週	第2章（先行研究課題の指摘・解決方法の提示）の確認・質疑応答⑤				
第12週	第3章（新しく作成したデータの提示・検証）の確認・質疑応答①				
第13週	第3章（新しく作成したデータの提示・検証）の確認・質疑応答②				
第14週	第3章（新しく作成したデータの提示・検証）の確認・質疑応答③				
第15週	第3章（新しく作成したデータの提示・検証）の確認・質疑応答④				
4. テキスト					
特になし					
5. 準備学習					
毎回の資料作成、事前提出を心掛けてほしい。					
6. 成績評価の方法					
受講姿勢	40 点				
レポート	60 点				
合計	100 点満点				
7. 履修の条件					
授業に主体的に参加し質問・意見を発すること。 沖縄関係の科目を履修していることが望ましい。					
8. その他					

科目番号	科目名	特別演習 III		担当教員：高嶺 司	
博国地 021	科目名 (英語)	Special Seminar III		E-mail: t.takamine@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	2	前期	2	503	演習終了後または予約による
1. 授業の概要					
アジア太平洋地域の国際関係や政治外交に関する博士論文執筆に向けて、論文全体の構成、フィールド調査やインタビュー調査の検討、収集文献・資料・データの分析と整理を行う。					
2. 到達目標					
博士論文全体を構成し、フィールド調査やインタビュー調査の検討を行い、収集文献・資料・データの分析と整理することで、論文執筆に向けた準備をする。					
3. 授業の計画と内容					
第1週 博士論文全体の構成の検討					
第2週 博士論文全体の構成の検討					
第3週 博士論文全体の構成の検討					
第4週 博士論文の各章題、各節題の検討					
第5週 博士論文の各章題、各節題の草案の完成					
第6週 フィールド調査やインタビュー調査の検討					
第7週 フィールド調査やインタビュー調査の検討					
第8週 フィールド調査やインタビュー調査の検討					
第9週 収集文献・資料・データの分析と整理					
第10週 収集文献・資料・データの分析と整理					
第11週 収集文献・資料・データの分析と整理					
第12週 収集文献・資料・データの分析と整理					
第13週 収集文献・資料・データの分析と整理					
第14週 収集文献・資料・データの分析と整理					
第15週 収集文献・資料・データの分析と整理					
4. テキスト					
参考文献：授業の進捗状況に応じて、関連する参考文献や資料を適宜紹介する。					
5. 準備学習					
各課題について事前に整理した上で、批判的な検討をしながら授業に臨むこと。					
6. 成績評価の方法					
課題に対する取り組みと博士論文全体の構成、フィールド調査やインタビュー調査の検討、収集文献・資料・データの分析に関する完成度によって総合的に評価する。					
7. 履修の条件					
前提科目の「特別演習 I, II」を履修していること。 国際政治学や国際関係学関連分野についての興味と知識を有すること。					
8. その他					
授業の進行状況によって授業計画を変更することがある。授業は学生の希望によって、対面またはオンラインで実施する。					

科目番号	科目名	特別演習Ⅲ		担当教員：嘉納英明	
博国地 021	科目名 (英語)	Special SeminarⅢ		Email: kano@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	2	前期	2	510	講義後の1時間程度
1. 授業の概要					
学校と地域の教育に関する博士論文のテーマに即した研究指導を行う。学校と地域の教育に関する博士論文執筆に向けて、研究に必要な1次資料・2次資料の文献探索方法を獲得する。					
2. 到達目標					
研究テーマに関連した1次資料・2次資料それに視覚的資料を、学生独自の視点で収集できるように指導する。					
3. 授業の計画と内容					
第1週	1次資料・2次資料の探索方法の指導 (1)				
第2週	1次資料・2次資料の探索方法の指導 (2)				
第3週	文献リストの作成 (1)				
第4週	文献リストの作成 (2)				
第5週	文献リストの作成 (3)				
第6週	文献リストの作成 (4)				
第7週	文献リストの作成 (5)				
第8週	資料の読解と分析 (1)				
第9週	資料の読解と分析 (2)				
第10週	資料の読解と分析 (3)				
第11週	資料の読解と分析 (4)				
第12週	資料の読解と分析 (5)				
第13週	資料の読解と分析 (6)				
第14週	資料の読解と分析結果の整理 (1)				
第15週	資料の読解と分析結果の整理 (2)				
4. テキスト					
【テキスト】 特になし。					
【参考文献】 学生の研究課題やテーマ及び研究の進捗状況に応じて適宜、提示する。					
5. 準備学習					
収集した資料については、内容を事前に精読しかつ整理して授業に臨むこと。学校や地域の教育についても積極的にフィールドワークを行って欲しい。					
6. 成績評価の方法					
収集した資料の状況と整理具合を評価し、資料の読解・分析状況も評価対象とする。					
○生成 AI による情報の偽装を禁止する。学生が生成 AI によって出力された情報を自分の意見や主張として偽装し、それを課題レポートなどに使用することは不正行為とみなす。学生自身の考えや知識の表現としての学術的価値を損なうためである。ただし、教員が指定した条件下や特定の場面での使用を許可する場合もある。					
7. 履修の条件					
学校と地域の教育、又は日本・沖縄の教育に興味を抱いている学生を優先的に受講させる。					
8. その他					
講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習Ⅲ		担当教員：小番 達	
博国地 021	科目名 (英語)	Special SeminarⅢ		E-mail : t.kotsugai@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	2	前期	2	研 504	火・木曜日 4限
1. 授業の概要					
日本中世文学に関する博士論文の全体構想を検討する。作品研究の深化を図り、先行研究の検証や関連作品・資料(史)料の読解も継続する。博士論文の構成に従って執筆指導を行う。					
2. 到達目標					
<ul style="list-style-type: none"> ・博士論文の構想を策定し、執筆を進める。 ・研究テーマに関わる作品研究の深化を実現する。 ・研究史の把握と問題点の抽出を進める。 ・関連する文学作品や歴史資料、思想関連資料等の精読を進める。 					
3. 授業の計画と内容					
第1週 「特別演習Ⅱ」の成果と課題の確認、本授業の取り組みの確認					
第2週 博士論文の全体構想の検討①					
第3週 博士論文の全体構想の検討②					
第4週 博士論文の全体構想の検討③					
第5週 テーマに関わる作品研究①					
第6週 テーマに関わる作品研究②					
第7週 テーマに関わる作品研究③					
第8週 作品研究①～③に関する先行研究の検討					
第9週 テーマに関わる作品研究④					
第10週 テーマに関わる作品研究⑤					
第11週 作品研究④・⑤に関する先行研究の検討					
第12週 作品研究のまとめ(論文化)①					
第13週 作品研究のまとめ(論文化)②					
第14週 博士論文の執筆内容の検討と論文構成の検証①					
第15週 博士論文の執筆内容の検討と論文構成の検証②					
4. テキスト					
参考文献：授業を進める中で課題に関連する文献・資料を適宜紹介する。					
5. 準備学習					
毎回の講義に向けて資料作成等の事前準備を確実にを行うこと。関連する文学作品や資料(史)料を積極的に読み進めること。					
6. 成績評価の方法					
発表・論文の内容：70点					
授業への取り組み(課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッション)：30点					
7. 履修の条件					
「特別演習Ⅱ」を履修した者					
8. その他					
講義の進捗状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習Ⅲ		担当教員：小嶋 洋輔	
博国地 021	科目名（英語）	Special SeminarⅢ		Email: y.kojima@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	2	前期	2	415	講義前後の一時間程度
1. 授業の概要					
日本近代文学に関する博士論文のテーマに即した研究指導を行う。そのうえで対象作品の範囲の拡大を目指す。研究テーマ周辺の作品についても幅広い目配りを行えるようにする。先行研究の探索と検討を継続して行う。なお、学位論文の構想に基づき、各章・各節の具体的執筆指導を行う。					
2. 到達目標					
<ul style="list-style-type: none"> ・先行研究論文の読み込みと検討を進める。 ・研究テーマに関わる作品分析を行い、必要に応じて対象を拡大する。 ・関連分野についても文献の読み込みを進める。 ・学位論文の構想を完成し執筆を進める。 本演習は、国際文化研究科 DP と関連している。					
3. 授業の計画と内容					
第1週 前学年度の成果の確認と今年度および今学期の目標について確認する。					
第2週 学位論文の全体構成の検討					
第3週 テーマに即した作品・事例研究①					
第4週 テーマに即した作品・事例研究②					
第5週 作品研究①～②に関する先行研究の検討①					
第6週 作品研究①～②に関する先行研究の検討②					
第7週 テーマに即した作品・事例研究③					
第8週 テーマに即した作品・事例研究④					
第9週 テーマに即した作品・事例研究⑤					
第10週 作品・事例研究③～⑤に関する先行研究の検討①					
第11週 作品・事例研究③～⑤に関する先行研究の検討②					
第12週 作品・事例研究の結果のとりまとめ（論文作成）①（草稿検討）					
第13週 作品・事例研究の結果のとりまとめ（論文完成）②（草稿検討と完成）					
第14週 博士論文の進捗状況の報告と検討。全体構成の検討①					
第15週 博士論文の進捗状況の報告と検討。全体構成の検討②					
4. テキスト					
【テキスト】 研究テーマに合わせて変動する。そのため適宜指示する。					
【参考文献】 研究テーマに合わせて変動する。そのため適宜指示する。					
5. 準備学習					
毎回の講義に向けて事前準備を欠かさないこと。特に先行研究論文の読み込みを積極的に行い、テーマに関する研究状況を正確に理解するとともに、自己の方法論の構築に役立てる。兎に角「書く」。					
6. 成績評価の方法					
授業への取り組み（発表・意見交換）と作品・事例研究論文の完成度によって総合的に判断する。 授業への取り組み：40%（リサーチ課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど） 論文：60% 本授業の成績評価における秀・優・良・可・不可の意味は、全学の成績評価基準に従う。 到達目標と評価方法との対応については、オリエンテーションで解説する。 生成 AI による情報の偽装を禁止する。学生が生成 AI によって出力された情報を自分の意見や主張として偽装し、それを課題レポートなどに使用することは不正行為とみなす。学生自身の考えや知識の表現としての学術的価値を損なうためである。					
7. 履修の条件					
特にないが、事前事後学習をしっかりと行うこと。					
8. その他					
講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習Ⅲ		担当教員：坪井 祐司	
博国地 021	科目名 (英語)	Special SeminarⅢ		E-mail:y.tsuboi@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	2	前期	2	509	火 3、木 2
1. 授業の概要					
博士論文の作成に向けた研究指導を行う。教員との議論を通じて、研究計画に基づき、論文作成に必要な資料について検討する。そのうえで、必要な資料や文献の所在等について情報を探索し、収集を進めていく。収集を行った資料は、順次読解を進める。					
2. 到達目標					
研究テーマに関連した資料について把握し、収集の計画を立てる。 論文執筆に必要な資料を収集する。					
3. 授業の計画と内容					
第1週 ガイダンス 第2週 論文に必要な資料の検討 第3週 資料リストの作成 (1) 第4週 資料リストの作成 (2) 第5週 資料収集計画の立案 第6週 資料の収集 (1) 第7週 資料の収集 (2) 第8週 資料の収集 (3) 第9週 資料の読解と分析 (1) 第10週 資料の読解と分析 (2) 第11週 資料の読解と分析 (3) 第12週 資料の読解と分析 (4) 第13週 資料の読解と分析 (5) 第14週 資料の読解と分析結果の整理 第15週 まとめ					
4. テキスト					
参考文献：関連する文献を適宜紹介する。					
5. 準備学習					
毎回の授業は教員との議論を通じて進めていくので、発表資料の準備が求められる。					
6. 成績評価の方法					
<ul style="list-style-type: none"> ・発表の内容：70% ・授業への取り組み：30% <p>成績評価（優・良・可・不可）は、全学の成績評価基準に従うものとする。 到達目標と評価方法との対応については、イントロダクションで解説する。 生成 AI について：生成 AI によって出力された情報を自分の意見や主張としてレポートなどに使用することは不正行為とみなす。</p>					
7. 履修の条件					
8. その他					
講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習 IV		担当教員：高嶺 司	
博国地 022	科目名 (英語)	Special Seminar IV		E-mail: t.takamine@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	2	後期	2	503	演習終了後または予約による
1. 授業の概要					
アジア太平洋地域の国際関係や政治外交に関する博士論文の各章の執筆を行い、執筆内容のレビューをもとに論文全体の構成の再検討と修正を行う。					
2. 到達目標					
各章の執筆を進めつつ、執筆内容のレビューをもとに論文全体の構成を完成させる。					
3. 授業の計画と内容					
第1週	各章の執筆と指導				
第2週	各章の執筆と指導				
第3週	各章の執筆と指導				
第4週	各章の執筆と指導				
第5週	各章の執筆と指導				
第6週	各章の執筆と指導				
第7週	各章の執筆と指導				
第8週	各章の執筆と指導				
第9週	各章の執筆と指導				
第10週	各章の執筆と指導				
第11週	各章の執筆と指導				
第12週	各章の執筆と指導				
第13週	各章の執筆と指導				
第14週	論文全体の構成の再検討				
第15週	論文全体の構成の再検討と (必要に応じて) 修正				
4. テキスト					
参考文献：授業の進捗状況に応じて、関連する参考文献や資料を適宜紹介する。					
5. 準備学習					
各章の執筆を進捗させつつ、内容についての批判的な検討をしながら授業に臨むこと。					
6. 成績評価の方法					
各章執筆の進捗状況と論文構成の再検討・修正に関する完成度によって総合的に評価する。					
7. 履修の条件					
前提科目の「特別演習 I, II, III」を履修していること。 国際政治学や国際関係学関連分野についての興味と知識を有すること。					
8. その他					
授業の進行状況によって授業計画を変更することがある。授業は学生の希望によって、対面またはオンラインで実施する。					

科目番号	科目名	特別演習Ⅳ		担当教員：嘉納英明	
博国地 022	科目名 (英語)	Special SeminarⅣ		Email: kano@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	2	後期	2	510	講義後の1時間程度
1. 授業の概要					
学校と地域の教育に関する博士論文の執筆に向けて、研究史の推敲、国内外で収集した資料の分析・検討などを踏まえ、学位論文の構想を検証する。					
2. 到達目標					
学位論文の草稿の完成を目指して準備を進める。					
3. 授業の計画と内容					
第1週 論文の全体的な構想とその検証 (1)					
第2週 論文の全体的な構想とその検証 (2)					
第3週 論文の全体的な構想とその検証 (3)					
第4週 論文の各論の構想とその検証 (1)					
第5週 論文の各論の構想とその検証 (2)					
第6週 論文の各論の構想とその検証 (3)					
第7週 論文の各論の構想とその検証 (4)					
第8週 論文の各論の構想とその検証 (5)					
第9週 論文の各論の構想とその検証 (6)					
第10週 論文の各論の構想とその検証 (7)					
第11週 論文の各論の構想とその検証 (8)					
第12週 論文の各論の構想とその検証 (9)					
第13週 論文の各論の構想とその検証 (10)					
第14週 論文の各論の構想とその検証 (11)					
第15週 論文の全体的な構想と各論の構想との整合性の検証					
4. テキスト					
【テキスト】 特になし。					
【参考文献】 学生の研究課題やテーマ及び研究の進捗状況に応じて適宜、提示する。					
5. 準備学習					
収集した資料については、内容を把握し、熟考して授業に臨むこと。学校や地域の教育についても積極的にフィールドワークを行って欲しい。					
6. 成績評価の方法					
収集した資料の状況と整理及び資料の読解・分析の進捗状況によって判断する。					
○生成 AI による情報の偽装を禁止する。学生が生成 AI によって出力された情報を自分の意見や主張として偽装し、それを課題レポートなどに使用することは不正行為とみなす。学生自身の考えや知識の表現としての学術的価値を損なうためである。ただし、教員が指定した条件下や特定の場面での使用を許可する場合もある。					
7. 履修の条件					
学校と地域の教育、又は日本・沖縄の教育に興味を抱いている学生を優先的に受講させる。					
8. その他					
講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習 IV		担当教員：渡慶次正則	
博国地 022	科目名 (英語)	Special Seminar IV		m.tokeshi@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	2	後期	2	512	講義後 1 時間程度
1. 授業の概要					
収集したデータを先行研究と関連付けながら「調査結果」の章を完成させる。併せて、「文献研究」の章を完成させる。					
2. 到達目標					
<ul style="list-style-type: none"> ・収集したデータをリサーチ・クエスチョンと対照しながら分析する。 ・「調査結果」の章を完成させる。 ・「文献研究」の章を完成させる。 					
3. 授業の計画と内容					
第 1 週	登録、講義のオリエンテーション、進捗状況の確認				
第 2 週	「調査結果」原稿提出と演習内討論				
第 3 週	「調査結果」原稿提出と演習内討論				
第 4 週	「調査結果」原稿提出と演習内討論				
第 5 週	「調査結果」原稿提出と演習内討論				
第 6 週	「調査結果」原稿提出と演習内討論				
第 7 週	「調査結果」完成草稿提出				
第 8 週	「文献研究」原稿提出と演習内討論				
第 9 週	「文献研究」原稿提出と演習内討論				
第 10 週	「文献研究」原稿提出と演習内討論				
第 11 週	「文献研究」原稿提出と演習内討論				
第 12 週	「文献研究」原稿提出と演習内討論				
第 13 週	「文献研究」原稿提出と演習内討論				
第 14 週	「文献研究」完成草稿提出、「学位請求論文執筆計画書」の演習内提出 (指導教員へ)				
第 15 週	演習 IV のまとめ、今後の調査計画の確認				
4. テキスト					
【参考文献】					
Ellis, R. (2004). <i>The study of second language acquisition (2nd)</i> . Hong Kong: Oxford University Press.					
Bachman, L.F. (1990). <i>Fundamental considerations in language testing</i> . Oxford: Oxford University Press.					
Richards, J., & Rogers, T.S. (2014). <i>Approaches and methods in language teaching (3rd ed.)</i> . Cambridge: Cambridge University Press.					
5. 準備学習					
演習の 2 日前までに関連文献のレジユメを提出する。					
6. 成績評価の方法					
	「調査結果」章の草稿提出	50 点			
	「文献研究」章の草稿提出	50 点			
	合計	100 点			
※生成 AI による情報の偽装を禁止する。但し、データ収集・分析、論文執筆において生成 AI の使用が必要であれば指導教員と事前に相談する。					
7. 履修の条件					
特になし					
8. その他:					
研究成果の一部を査読付きの学会誌に学術論文として投稿する。					

科目番号	科目名	特別演習Ⅳ		担当教員：小番 達	
博国地 022	科目名 (英語)	Special SeminarⅣ		E-mail : t.kotsugai@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	2	後期	2	研 504	火・木曜日 4限
1. 授業の概要					
日本中世文学に関する博士論文の構成に従って各章の執筆を行い、その内容について検討する。論文全体の構想を再検討して構成の充実を図る。					
2. 到達目標					
<ul style="list-style-type: none"> 論文の構想、計画に基づき、確実に執筆を進める。 全体の構想を常に意識しながら執筆する (必要に応じて構成を修正する)。 					
3. 授業の計画と内容					
第1週 「特別演習Ⅲ」の課題の確認と執筆計画の確認・再検討					
第2週 各章の執筆と検討・指導①					
第3週 各章の執筆と検討・指導②					
第4週 各章の執筆と検討・指導③					
第5週 各章の執筆と検討・指導④					
第6週 各章の執筆と検討・指導⑤					
第7週 各章の執筆と検討・指導⑥					
第8週 論文全体の構成の再検討①					
第9週 各章の執筆と検討・指導⑦					
第10週 各章の執筆と検討・指導⑧					
第11週 各章の執筆と検討・指導⑨					
第12週 各章の執筆と検討・指導⑩					
第13週 各章の執筆と検討・指導⑪					
第14週 各章の執筆と検討・指導⑫					
第15週 論文全体の構成の再検討②					
4. テキスト					
参考文献：授業を進める中で課題に関連する文献・資料を適宜紹介する。					
5. 準備学習					
論文の執筆を計画的に進めること。検討を要する箇所については関連する先行論文や資(史)料を提示できるように準備しておくこと。					
6. 成績評価の方法					
計画に従った論文の執筆状況と執筆内容の再検証・修正の妥当性によって総合的に判断する。					
7. 履修の条件					
「特別演習Ⅲ」を履修した者。					
8. その他					
講義の進捗状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習IV		担当教員：小嶋 洋輔	
博国地 022	科目名 (英語)	Special Seminar IV		E-mail: ykojima@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	2	後期	2	415	講義前後の一時間程度
1. 授業の概要					
日本近代文学に関する博士論文を支える作品・事例の正確な分析ができるように指導するとともに、博士論文の構想に基づき、各章・各節の執筆が進むよう具体的な指導を行う。					
2. 到達目標					
<ul style="list-style-type: none"> ・研究テーマに関わる作品・事例分析の精密化を実現し、対象を拡大する。 ・博士論文の構想に基づいて論文の執筆を進める。 ・個々の論文の有機的なつながりに留意して執筆することができる。 本演習は国際文化研究科 DP と関連している。					
3. 授業の計画と内容					
第1週 博士論文の全体構成の検討を行い、論文各章の執筆計画を検討・確認する。					
第2週 博士論文草稿の検討と指導①					
第3週 博士論文草稿の検討と指導②					
第4週 博士論文草稿の検討と指導③					
第5週 博士論文草稿の検討と指導④					
第6週 博士論文草稿の検討と指導⑤					
第7週 博士論文草稿の検討と指導⑥					
第8週 博士論文草稿の検討と指導⑦					
第9週 博士論文草稿の検討と指導⑧					
第10週 博士論文草稿の検討と指導⑨					
第11週 博士論文草稿の検討と指導⑩					
第12週 博士論文草稿の検討と指導⑪					
第13週 博士論文草稿の検討と指導⑫					
第14週 学位論文の進捗状況の確認。全体構成の検討①					
第15週 学位論文の進捗状況の確認。全体構成の検討②。博士課程二年次の総括。					
4. テキスト					
【テキスト】 研究テーマに合わせて変動する。そのため適宜指示する。					
【参考文献】 研究テーマに合わせて変動する。そのため適宜指示する。					
5. 準備学習					
毎回の講義に向けて事前準備を欠かさないこと。特に先行研究論文の読み込みを積極的に行い、テーマに関する研究状況を正確に理解するとともに、自己の方法論の構築に役立てる。兎に角「書く」。					
6. 成績評価の方法					
授業への取り組み（発表・意見交換）と作品・事例研究論文の完成度によって総合的に判断する。 授業への取り組み：40%（リサーチ課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど） 論文：60% 本授業の成績評価における秀・優・良・可・不可の意味は、全学の成績評価基準に従う。 到達目標と評価方法との対応については、オリエンテーションで解説する。 生成 AI による情報の偽装を禁止する。学生が生成 AI によって出力された情報を自分の意見や主張として偽装し、それを課題レポートなどに使用することは不正行為とみなす。学生自身の考えや知識の表現としての学術的価値を損なうためである。					
7. 履修の条件					
特にないが、事前事後学習をしっかりと行うこと。					
8. その他					
講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習IV		担当教員：坪井 祐司	
博国地 022	科目名 (英語)	Special Seminar IV		E-mail:y.tsuboi@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	2	後期	2	509	火3、木2
1. 授業の概要					
博士論文の作成に向けた研究指導を行う。博士論文のための資料の読解、分析を進める。それらの内容を踏まえて、博士論文の構想を再度確認する。構想に基づき、教員との議論を通じて内容を検討しながら、論文の序論の執筆を進めていく。					
2. 到達目標					
博士論文に必要な資料の読解を行う。 論文の序章の草稿を作成する。					
3. 授業の計画と内容					
第1週 ガイダンス					
第2週 資料の読解と分析 (1)					
第3週 資料の読解と分析 (2)					
第4週 資料の読解と分析 (3)					
第5週 資料の読解と分析 (4)					
第6週 資料の読解と分析 (5)					
第7週 論文の構想をたてる (1)					
第8週 論文の構想をたてる (2)					
第9週 序章の執筆と検討 (1)					
第10週 序章の執筆と検討 (2)					
第11週 序章の執筆と検討 (3)					
第12週 序章の執筆と検討 (4)					
第13週 序章の執筆と検討 (5)					
第14週 序章の執筆と検討 (6)					
第15週 まとめ					
4. テキスト					
参考文献：関連する文献を適宜紹介する。					
5. 準備学習					
毎回の授業は教員との議論を通じて進めていくので、発表資料の準備が求められる。					
6. 成績評価の方法					
<ul style="list-style-type: none"> ・発表の内容：70% ・授業への取り組み：30% <p>成績評価（優・良・可・不可）は、全学の成績評価基準に従うものとする。 到達目標と評価方法との対応については、イントロダクションで解説する。</p> <p>生成AIについて：生成AIによって出力された情報を自分の意見や主張としてレポートなどに使用することは不正行為とみなす。</p>					
7. 履修の条件					
8. その他					
講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習V		担当教員：波照間 永吉	
博国地 023	科目名 (英語)	Special Seminar V		E-mail:e.hateruma@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	3	前期	2	227	講義後の1時間程度
1. 授業の概要					
琉球・沖縄文学に関する博士論文の完成を目指して、論文指導を中心に授業を進める。特に、論拠となる資料の的確性、論文の実証性、論理構成などに注意して論文執筆がなされるよう指導を行う。					
2. 到達目標					
<ul style="list-style-type: none"> 論文各章・節の資料が的確なものであること。 実証的な論述で、論理の構成に矛盾がなく、妥当な結論となっている論文の制作。 博士論文全体の草稿が出来上がっているようにする。 					
3. 授業の計画と内容					
第1週 前学期の成果の確認と論文の全体構想および今学期の目標について確認する。					
第2週 博士論文の執筆と検討。提出資料の妥当性、論文の実証性、論理構成と結論の妥当性の検討①					
第3週 博士論文の執筆と検討。提出資料の妥当性、論文の実証性、論理構成と結論の妥当性の検討②					
第4週 博士論文の執筆と検討。提出資料の妥当性、論文の実証性、論理構成と結論の妥当性の検討③					
第5週 博士論文の執筆と検討。提出資料の妥当性、論文の実証性、論理構成と結論の妥当性の検討④					
第6週 博士論文の執筆と検討。提出資料の妥当性、論文の実証性、論理構成と結論の妥当性の検討⑤					
第7週 博士論文の執筆と検討。提出資料の妥当性、論文の実証性、論理構成と結論の妥当性の検討⑥					
第8週 博士論文の執筆と検討。提出資料の妥当性、論文の実証性、論理構成と結論の妥当性の検討⑦					
第9週 博士論文の執筆と検討。提出資料の妥当性、論文の実証性、論理構成と結論の妥当性の検討⑧					
第10週 博士論文の執筆と検討。提出資料の妥当性、論文の実証性、論理構成と結論の妥当性の検討⑨					
第11週 博士論文の執筆と検討。提出資料の妥当性、論文の実証性、論理構成と結論の妥当性の検討⑩					
第12週 博士論文の執筆と検討。提出資料の妥当性、論文の実証性、論理構成と結論の妥当性の検討⑪					
第13週 博士論文の執筆と検討。提出資料の妥当性、論文の実証性、論理構成と結論の妥当性の検討⑫					
第14週 博士論文全体の構成の検討。資料編の整理①					
第15週 博士論文全体の構成の検討。資料編の整理②					
4. テキスト					
【テキスト】					
外間守善『校注おもろさうし』(2000年・岩波書店)、外間守善・波照間永吉『定本おもろさうし』(2002年・角川書店)、外間守善・波照間永吉『定本琉球国由来記』(1997年・角川書店)、外間守善他『南島歌謡大成 I～V』(1980年・角川書店)					
【参考文献】					
沖縄古語辞典編集委員会編『沖縄古語大辞典』(1995年・角川書店)、玉城政美『南島歌謡論』(1991年・砂子屋書房)、外間守善『南島文学論』(1994年・角川書店)、波照間永吉『南島祭祀歌謡の研究』(1999年・砂子屋書房) 玉城政美『琉球歌謡論』(2010年・砂子屋書房)					
波照間永吉編『鎌倉芳太郎資料集 ノート篇Ⅱ 民俗・宗教』(2006年)					
※その他、必要に応じて適宜参考文献の提示を行う。					
5. 準備学習					
毎回の報告に向けて原稿の執筆を精力的に行うこと。原稿の検討に向けて、作品の分析と先行研究の検討については十分な準備を行うこと。					
6. 成績評価の方法					
授業への取り組み(発表・意見交換)と博士論文各章・節の原稿の完成度によって評価する。					
授業への取り組み：20% (リサーチ課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど)					
論文：80%					
7. 履修の条件					
特になし。但し、指導を受けるべき論文の準備が十分に行われていること。					
8. その他					
講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習V		担当教員：赤嶺 守	
博国地 023	科目名 (英語)	Special Seminar V		E-mail:m.akamine@meioru.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	3	前期	2	226	講義後の1時間程度
1. 授業の概要					
中国・琉球関係史に関する博士論文の執筆に取りかかる。各章における表・グラフの作成を行ない、それと論理の展開における整合性を検討する。					
2. 到達目標					
実証性の高い表・グラフの作成を行ない、内容の充足を図る。					
3. 授業の計画と内容					
第1週	各章における表・グラフの作成及び論理の展開における整合性の確認				
第2週	各章における表・グラフの作成及び論理の展開における整合性の確認				
第3週	各章における表・グラフの作成及び論理の展開における整合性の確認				
第4週	各章における表・グラフの作成及び論理の展開における整合性の確認				
第5週	各章における表・グラフの作成及び論理の展開における整合性の確認				
第6週	各章における表・グラフの作成及び論理の展開における整合性の確認				
第7週	各章における表・グラフの作成及び論理の展開における整合性の確認				
第8週	各章における表・グラフの作成及び論理の展開における整合性の確認				
第9週	各章における表・グラフの作成及び論理の展開における整合性の確認				
第10週	各章における表・グラフの作成及び論理の展開における整合性の確認				
第11週	各章における表・グラフの作成及び論理の展開における整合性の確認				
第12週	各章における表・グラフの作成及び論理の展開における整合性の確認				
第13週	研究課題全体の最終検討、指導				
第14週	研究課題全体の最終検討、指導				
第15週	研究課題全体の最終検討、指導				
4. テキスト					
参考文献：授業を進める中で、課題に関連する参考資料を適宜提示する。					
5. 準備学習					
事前に、受講者は各章における表・グラフの作成を行い論理の展開における整合性について整理しておくこと。					
6. 成績評価の方法					
研究課題に対する取り組みの深化の程度をみて総合的に評価する。					
7. 履修の条件					
特になし。					
8. その他					
表やグラフの作成については、入力情報にミスがないか入念なチェックを試みること。 講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習 V		担当教員：高嶺 司	
博国地 023	科目名 (英語)	Special Seminar V		E-mail: t.takamine@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	3	前期	2	503	演習終了後または予約による
1. 授業の概要					
アジア太平洋地域の国際関係や政治外交に関する博士論文の第2草稿の執筆を行い、執筆内容のレビューをもとに論文全体の理論的アプローチ、論旨の展開、証拠・引用文献の提示に関する妥当性の確認と修正を行う。					
2. 到達目標					
各章の第2草稿の執筆を進めつつ、執筆内容のレビューをもとに論文全体の理論的アプローチ、論旨の展開、証拠・引用文献の提示の質的向上をはかり完成に近づける。					
3. 授業の計画と内容					
第1週 各章の第2草稿の執筆と指導					
第2週 各章の第2草稿の執筆と指導					
第3週 各章の第2草稿の執筆と指導					
第4週 各章の第2草稿の執筆と指導					
第5週 各章の第2草稿の執筆と指導					
第6週 各章の第2草稿の執筆と指導					
第7週 各章の第2草稿の執筆と指導					
第8週 各章の第2草稿の執筆と指導					
第9週 理論的アプローチ、論旨の展開、証拠・引用文献の提示に関する妥当性の確認					
第10週 理論的アプローチ、論旨の展開、証拠・引用文献の提示に関する妥当性の確認					
第11週 理論的アプローチ、論旨の展開、証拠・引用文献の提示に関する妥当性の確認と（必要に応じて）修正					
第12週 各章の最終稿の執筆と指導					
第13週 各章の最終稿の執筆と指導					
第14週 各章の最終稿の執筆と指導					
第15週 各章の最終稿の執筆と指導					
4. テキスト					
参考文献：授業の進捗状況に応じて、関連する参考文献や資料を適宜紹介する。					
5. 準備学習					
各章の執筆を進捗させつつ、内容についての批判的な検討と修正を試みながら授業に臨むこと。					
6. 成績評価の方法					
各章執筆の進捗状況と理論的アプローチ、論旨の展開、証拠・引用文献の提示に関する妥当性の確認と修正に関する完成度によって総合的に評価する。					
7. 履修の条件					
前提科目の「特別演 I, II, III, IV」を履修していること。 国際政治学や国際関係学関連分野についての興味と知識を有すること。					
8. その他					
授業の進行状況によって授業計画を変更することがある。授業は学生の希望によって、対面またはオンラインで実施する。					

科目番号	科目名	特別演習V		担当教員：嘉納英明	
博国地 023	科目名 (英語)	Special SeminarV		Email: kano@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	3	前期	2	510	講義後の1時間程度
1. 授業の概要					
学校と地域の教育に関する学位論文の各論の執筆を検討し、推敲を繰り返しながら完成を目指す。					
2. 到達目標					
学位論文の各論の執筆を継続し、完成を目指す。					
3. 授業の計画と内容					
第1週	各論の執筆指導 (1)				
第2週	各論の執筆指導 (2)				
第3週	各論の執筆指導 (3)				
第4週	各論の執筆指導 (4)				
第5週	各論の執筆指導 (5)				
第6週	各論の執筆指導 (6)				
第7週	各論の執筆指導 (7)				
第8週	各論の検討と修正 (1)				
第9週	各論の検討と修正 (2)				
第10週	各論の検討と修正 (3)				
第11週	各論の検討と修正 (4)				
第12週	各論の検討と修正 (5)				
第13週	各論の検討と修正 (6)				
第14週	各論の検討と修正 (7)				
第15週	各論の検討と修正 (8)				
4. テキスト					
【テキスト】 特になし。					
【参考文献】 学生の研究課題やテーマ及び研究の進捗状況に応じて適宜、提示する。					
5. 準備学習					
毎回、執筆した原稿、又は修正原稿を準備して授業に臨むこと。					
6. 成績評価の方法					
学位論文の構想と執筆計画に照らし合わせて、執筆の進捗状況及びその整合性を評価する。 ○生成 AI による情報の偽装を禁止する。学生が生成 AI によって出力された情報を自分の意見や主張として偽装し、それを課題レポートなどに使用することは不正行為とみなす。学生自身の考えや知識の表現としての学術的価値を損なうためである。ただし、教員が指定した条件下や特定の場面での使用を許可する場合もある。					
7. 履修の条件					
学校と地域の教育、又は日本・沖縄の教育に興味を抱いている学生を優先的に受講させる。					
8. その他					
講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習 V		担当教員：渡慶次正則	
博国地 023	科目名 (英語)	Special Seminar V		m.tokeshi@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	3	前期	2	512	講義後 1 時間程度
1. 授業の概要					
「結論」の章を執筆し、最終的に「博士論文」提出原稿を完成させる。併せて「学位請求論文概要」の提出と「学位請求論文」の提出を行う。					
2. 到達目標					
<ul style="list-style-type: none"> ・「序章」「文献研究」「調査方法」「調査結果」の章を再読し、「結論」の章を完成させる ・「学位請求論文概要」を提出する ・目次や引用文献、謝辞などを加えて、博士論文の体裁を整え、最終原稿を提出する。 ・「学位請求論文」の提出を行う。 					
3. 授業の計画と内容					
第 1 週	登録、講義のオリエンテーション、「学位請求論文執筆計画書」の最終確認				
第 2 週	「調査方法」章の再読と演習内討論、「学位請求論文執筆計画書」の提出 (担当事務部署へ)				
第 3 週	「文献研究」章の再読と演習内討論				
第 4 週	「調査結果」章の再読と演習内討論				
第 5 週	「結論」章の原稿提出と演習内討論				
第 6 週	「結論」章の原稿提出と演習内討論				
第 7 週	「結論」章の最終原稿の提出				
第 8 週	「博士論文」全体の再読と演習内討論				
第 9 週	「博士論文」全体の再読と演習内討論				
第 10 週	「学位請求論文概要」の原稿提出、「博士論文」全体の再読と演習内討論				
第 11 週	「学位請求論文概要」の原稿提出と「博士論文」全体の再読と演習内討論				
第 12 週	「学位請求論文概要」の提出 (担当事務部署へ)				
第 13 週	「目次」「表紙」「謝辞」「引用 (参考) 文献」 Bibliography 原稿の提出				
第 14 週	「学位請求論文」最終原稿の提出 (指導教員へ)、「博士論文本審査」に係る書類提出の確認				
第 15 週	演習 V のまとめ、今後の調査計画の確認				
4. テキスト					
【参考文献】					
Ellis, R. (2004). <i>The study of second language acquisition (2nd)</i> . Hong Kong: Oxford University Press.					
Bachman, L.F. (1990). <i>Fundamental considerations in language testing</i> . Oxford: Oxford University Press.					
Richards, J., & Rogers, T.S. (2014). <i>Approaches and methods in language teaching (3rd ed.)</i> . Cambridge: Cambridge University Press.					
5. 準備学習					
演習の 2 日前までに関連文献のレジユメを提出する。					
6. 成績評価の方法					
「学位請求論文」最終原稿の提出		100 点			
合計		100 点			
※生成 AI による情報の偽装を禁止する。但し、データ収集・分析、論文執筆において生成 AI の使用が必要であれば指導教員と事前に相談する。					
7. 履修の条件					
特になし					
8. その他					
基本的に博士課程の研究を最優先にし、博士課程に相応しい研究活動を行い、自立した研究者を志すこと。					

科目番号	科目名	特別演習V		担当教員：小番 達	
博国地 023	科目名 (英語)	Special Seminar V		E-mail : t.kotsugai@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	3	前期	2	研 504	火・木曜日 4限
1. 授業の概要					
日本中世文学に関する博士論文の執筆内容の検討・指導を行い、完成を目指す。					
2. 到達目標					
論文の実証性、論理展開の整合性や結論の妥当性の備わった内容となっている。					
3. 授業の計画と内容					
第1週 「特別演習IV」の成果と課題の確認、本学期の計画の確認					
第2週 各章の執筆と検討・指導①					
第3週 各章の執筆と検討・指導②					
第4週 各章の執筆と検討・指導③					
第5週 各章の執筆と検討・指導④					
第6週 各章の執筆と検討・指導⑤					
第7週 論文全体の構成の再検討①					
第8週 各章の執筆と検討・指導⑥					
第9週 各章の執筆と検討・指導⑦					
第10週 各章の執筆と検討・指導⑧					
第11週 各章の執筆と検討・指導⑨					
第12週 各章の執筆と検討・指導⑩					
第13週 各章の執筆と検討・指導⑪					
第14週 論文全体の構成の再検討②					
第15週 文献目録の確認・整理					
4. テキスト					
参考文献：授業を進める中で課題に関連する文献・資料を適宜紹介する。					
5. 準備学習					
論文の執筆を計画的に進めること。検討を要する箇所については関連する先行論文や資(史)料等を提示できるよう準備しておくこと。					
6. 成績評価の方法					
計画に従った論文の執筆状況と各章の完成度によって判断する。					
7. 履修の条件					
特になし。					
8. その他					
講義の進捗状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習V		担当教員：小嶋 洋輔	
博国地 023	科目名 (英語)	Special Seminar V		E-mail:y.kojima@meior-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	3	前期	2	415	講義前後の1時間程度
1. 授業の概要					
日本近代文学に関する博士論文の完成を目指して、論文指導を中心に授業を進める。特に、論拠となる資料的的確性や論文の実証性の確認を行う。さらに論理構成などに注意して論文執筆がなされるよう指導を行う。					
2. 到達目標					
<ul style="list-style-type: none"> 論文各章・節の資料が的確なものとなっている。 実証的な論述で、論理の構成に矛盾がなく、妥当な結論となっている論文の制作。 博士論文全体の草稿の完成。 本演習は国際文化研究科 DP と関連している。					
3. 授業の計画と内容					
第1週 前学期の成果の確認と論文の全体構想および今学期の目標について確認する。					
第2週 博士論文の執筆と検討①					
第3週 博士論文の執筆と検討②					
第4週 博士論文の執筆と検討③					
第5週 博士論文の執筆と検討④					
第6週 博士論文の執筆と検討⑤					
第7週 博士論文の執筆と検討⑥					
第8週 博士論文の執筆と検討⑦					
第9週 博士論文の執筆と検討⑧					
第10週 博士論文の執筆と検討⑨					
第11週 博士論文の執筆と検討⑩					
第12週 博士論文の執筆と検討⑪					
第13週 博士論文の執筆と検討⑫					
第14週 博士論文全体の構成の検討①					
第15週 博士論文全体の構成の検討②					
4. テキスト					
【テキスト】 研究テーマに合わせて変動する。そのため適宜指示する。					
【参考文献】 研究テーマに合わせて変動する。そのため適宜指示する。					
5. 準備学習					
毎回の報告に向けて原稿の執筆を精力的に行うこと。原稿の検討に向けて、作品の分析と先行研究の検討については十分な準備を行うこと。					
6. 成績評価の方法					
授業への取り組み（発表・意見交換）と作品・事例研究論文の完成度によって総合的に判断する。					
授業への取り組み：40%（リサーチ課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど）					
論文：60%					
本授業の成績評価における秀・優・良・可・不可の意味は、全学の成績評価基準に従う。					
到達目標と評価方法との対応については、オリエンテーションで解説する。					
生成 AI による情報の偽装を禁止する。学生が生成 AI によって出力された情報を自分の意見や主張として偽装し、それを課題レポートなどに使用することは不正行為とみなす。学生自身の考えや知識の表現としての学術的価値を損なうためである。					
7. 履修の条件					
特になし。					
8. その他					
講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習 V		担当教員：坪井 祐司	
博国地 023	科目名 (英語)	Special Seminar V		E-mail:y.tsuboi@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	3	前期	2	509	火 3、木 2
1. 授業の概要					
博士論文の作成に向けた研究指導を行う。構想にもとづき、博士論文の各章の執筆を進める。草稿をもとに、教員との議論を行い、内容の修正・改善を進めていく。					
2. 到達目標					
博士論文の各章の執筆を進める。					
3. 授業の計画と内容					
第1週 ガイダンス					
第2週 第一章の執筆と検討 (1)					
第3週 第一章の執筆と検討 (2)					
第4週 第一章の執筆と検討 (3)					
第5週 第二章の執筆と検討 (1)					
第6週 第二章の執筆と検討 (2)					
第7週 第二章の執筆と検討 (3)					
第8週 第三章の執筆と検討 (1)					
第9週 第三章の執筆と検討 (2)					
第10週 第三章の執筆と検討 (3)					
第11週 第四章の執筆と検討 (1)					
第12週 第四章の執筆と検討 (2)					
第13週 第四章の執筆と検討 (3)					
第14週 論文全体の構成の再検討					
第15週 まとめ					
4. テキスト					
参考文献：関連する文献を適宜紹介する。					
5. 準備学習					
毎回の授業は教員との議論を通じて進めていくので、発表資料の準備が求められる。					
6. 成績評価の方法					
<ul style="list-style-type: none"> ・発表の内容：70% ・授業への取り組み：30% <p>成績評価（優・良・可・不可）は、全学の成績評価基準に従うものとする。</p> <p>到達目標と評価方法との対応については、イントロダクションで解説する。</p> <p>生成 AI について：生成 AI によって出力された情報を自分の意見や主張としてレポートなどに使用することは不正行為とみなす。</p>					
7. 履修の条件					
8. その他					
講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習VI		担当教員：波照間 永吉	
博国地 024	科目名 (英語)	Special Seminar VI		E-mail:e.hateruma@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	3	後期	2	227	講義後の1時間程度
1. 授業の概要					
琉球・沖縄文学に関する博士論文の完成をめざし、その完成度を高めるように取り組む。論文各章が有機的に関連し、緊密な論述関係が構築されているかを点検する。また、微細な誤謬もないよう、精査する。					
2. 到達目標					
<ul style="list-style-type: none"> ・博士論文の全体構想に基づいて論文各章を完成する。 ・論文の各章・節間の関係に留意し、緊密な論述関係をチェックし、論文の完成度を高める。 ・参考文献一覧・資料編の作成などを完了する。 					
3. 授業の計画と内容					
第1週	これまでで書き上げてきた原稿を論文の全体構想に従って点検する。				
第2週	論文各章・節の検討。論文各章・各節の関係に着目した叙述の修正①				
第3週	論文各章・節の検討。論文各章・各節の関係に着目した叙述の修正②				
第4週	論文各章・節の検討。論文各章・各節の関係に着目した叙述の修正③				
第5週	論文各章・節の検討。論文各章・各節の関係に着目した叙述の修正④				
第6週	論文各章・節の検討。論文各章・各節の関係に着目した叙述の修正⑤				
第7週	論文各章・節の検討。論文各章・各節の関係に着目した叙述の修正⑥				
第8週	論文各章・節の検討。論文各章・各節の関係に着目した叙述の修正⑦				
第9週	博士論文の修筆指導。微細な修正部分の検討①				
第10週	博士論文の修筆指導。微細な修正部分の検討②				
第11週	博士論文の修筆指導。微細な修正部分の検討③				
第12週	博士論文の修筆指導。微細な修正部分の検討④				
第13週	博士論文の修筆指導。微細な修正部分の検討⑤				
第14週	博士論文の最終的修筆指導①				
第15週	博士論文の最終的修筆指導②				
4. テキスト					
特に指示しない。必要に応じて適宜、参考文献を提示する。					
5. 準備学習					
授業への取り組み（発表・意見交換）と博士論文各章・節の原稿の完成度によって評価する。その比率は前者 20%、後者 80%の割合とする。					
6. 成績評価の方法					
授業への取り組み（発表・意見交換）と博士論文全体の完成度によって評価する。					
授業への取り組み：20%（リサーチ課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど）					
論文：80%					
7. 履修の条件					
特にない。但し、指導を受けるべき論文の準備が十分に行われていること。					
8. その他					
講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習VI		担当教員：赤嶺 守	
博国地 024	科目名 (英語)	Special Seminar VI		E-mail:m.akamine@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	3	後期	2	226	講義後の1時間程度
1. 授業の概要					
中国・琉球関係史に関する博士論文を完成させる。論文の構成、体系的実証性、独創性および学術的意義、研究付録の整理等について、最終的な調整・確認をおこなう。					
2. 到達目標					
独創的な実証性の高い学術的意義を有する論文に仕上げる。					
3. 授業の計画と内容					
第1週	論文各章における体系的実証性の最終確認				
第2週	論文各章における体系的実証性の最終確認				
第3週	論文各章における体系的実証性の最終確認				
第4週	論文各章における体系的実証性の最終確認				
第5週	論文各章における体系的実証性の最終確認				
第6週	論文全体の構成及び独創性・学術的意義の最終確認				
第7週	論文全体の構成及び独創性・学術的意義の最終確認				
第8週	論文全体の構成及び独創性・学術的意義の最終確認				
第9週	結論の最終検討・確認				
第10週	研究付録の整理・確認				
第11週	研究付録の整理・確認				
第12週	参考文献の確認及び注釈の最終確認				
第13週	参考文献の確認及び注釈の最終確認				
第14週	博士論文全体の最終調整・校正				
第15週	博士論文全体の最終調整・校正				
4. テキスト					
参考文献：授業を進める中で、課題に関連する参考資料を適宜提示する。					
5. 準備学習					
各章における論文構成、体系的実証性、独創性および学術的意義の確認を事前に済ましておくこと。					
6. 成績評価の方法					
研究課題に対する取り組みの深化の程度をみて総合的に評価する。					
7. 履修の条件					
特になし。					
8. その他					
博士論文執筆の最終段階であることから、慎重且つ綿密なチェックにより論文の完成度を高めること。講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習 VI		担当教員：高嶺 司	
博国地 024	科目名 (英語)	Special Seminar VI		E-mail: t.takamine@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	3	後期	2	503	演習終了後または予約による
1. 授業の概要					
博士論文の最終稿を継続して執筆するとともに、論文全体のロジック（構成）、独創性、学術的意義についての最終確認や序論、結論、脚注、参考文献のチェックを行い、書式統一や文章の細部点検と修正を経て博士論文を完成させ提出する。					
2. 到達目標					
博士論文を完成させる。					
3. 授業の計画と内容					
第1週 各章の最終稿の執筆と指導					
第2週 各章の最終稿の執筆と指導					
第3週 各章の最終稿の執筆と指導					
第4週 各章の最終稿の執筆と指導					
第5週 論文全体のロジック（構成）、独創性、学術的意義についての最終確認					
第6週 論文全体のロジック（構成）、独創性、学術的意義についての最終確認					
第7週 序論の最終確認と修正					
第8週 結論の最終確認と修正					
第9週 図表、グラフ、付録、ページ番号等の最終確認と修正					
第10週 脚注又は文末脚注の最終確認と修正					
第11週 参考文献リストの最終確認と完成					
第12週 論文全体の書式統一					
第13週 論文全体の書式統一と文章の細部点検と修正					
第14週 論文全体の書式統一と文章の細部点検と修正					
第15週 博士論文の完成そして提出					
4. テキスト					
参考文献：授業の進捗状況に応じて、関連する参考文献や資料を適宜紹介する。					
5. 準備学習					
博士論文最終稿の執筆を進捗させつつ、文章、脚注、参考文献、図表、グラフ等の書式統一と修正に留意しながら授業に臨むこと。					
6. 成績評価の方法					
課題に対する取り組みと博士論文の完成度によって総合的に評価する。					
7. 履修の条件					
前提科目の「特別演 I, II, III, IV, V」を履修していること。 国際政治学や国際関係学関連分野についての興味と知識を有すること。					
8. その他					
授業の進行状況によって授業計画を変更することがある。授業は学生の希望によって、対面またはオンラインで実施する。					

科目番号	科目名	特別演習VI		担当教員：嘉納英明	
博国地 024	科目名 (英語)	Special SeminarVI		Email: kano@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	3	後期	2	5 1 0	講義後の1時間程度
1. 授業の概要					
学校と地域の教育に関する学位論文を検討と修正を繰り返しながらまとめていく。					
2. 到達目標					
学位論文の完成を目指す。口頭発表の準備に向けて指導する。					
3. 授業の計画と内容					
第1週	各論の再検討と修正 (1)				
第2週	各論の再検討と修正 (2)				
第3週	各論の再検討と修正 (3)				
第4週	各論の再検討と修正 (4)				
第5週	各論の再検討と修正 (5)				
第6週	各論の再検討と修正 (6)				
第7週	各論の再検討と修正 (7)				
第8週	各論の再検討と修正 (8)				
第9週	各論の再検討と修正 (9)				
第10週	各論の再検討と修正 (10)				
第11週	全体の整合性・論証性の検討 (1)				
第12週	全体の整合性・論証性の検討 (2)				
第13週	全体の整合性・論証性の検討 (3)				
第14週	全体の整合性・論証性の検討 (4)				
第15週	全体の整合性・論証性の検討 (5)				
4. テキスト					
【テキスト】 特になし。					
【参考文献】 学生の研究課題やテーマ及び研究の進捗状況に応じて適宜、提示する。					
5. 準備学習					
毎回、執筆した原稿、又は修正原稿を準備して授業に臨むこと。					
6. 成績評価の方法					
学位論文の構想と執筆計画に照らし合わせて、執筆の進捗状況及びその完成度を評価する。 ○生成 AI による情報の偽装を禁止する。学生が生成 AI によって出力された情報を自分の意見や主張として偽装し、それを課題レポートなどに使用することは不正行為とみなす。学生自身の考えや知識の表現としての学術的価値を損なうためである。ただし、教員が指定した条件下や特定の場面での使用を許可する場合もある。					
7. 履修の条件					
学校と地域の教育、又は日本・沖縄の教育に興味を抱いている学生を優先的に受講させる。					
8. その他					
講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習 VI		担当教員：渡慶次正則	
博国地 024	科目名 (英語)	Special Seminar VI		m.tokeshi@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	3	後期	2	512	講義後 1 時間程度
1. 授業の概要					
博士論文審査と最終試験の準備を行う。併せて、博士論文原稿全体を再読し、リサーチ・クエスチョンとの整合性、論文の細部や一貫性、結束、体裁などを確認する。					
2. 到達目標					
<ul style="list-style-type: none"> ・博士論文審査と最終試験の準備を行う。 ・博士論文審査委員の査読や最終試験の結果を再検討し、博士論文の最終的な修正を行う。 ・博士論文の出版等や卒業要件等を最終確認する。 					
3. 授業の計画と内容					
第1週	登録、講義のオリエンテーション				
第2週	論文全体の論理的整合性、結束、体裁、細部の確認、博士論文審査と最終試験の準備				
第3週	論文全体の論理的整合性、結束、体裁、細部の確認、博士論文審査と最終試験の準備				
第4週	論文全体の論理的整合性、結束、体裁、細部の確認、博士論文審査と最終試験の準備				
第5週	論文全体の論理的整合性、結束、体裁、細部の確認、博士論文審査と最終試験の準備				
第6週	論文全体の論理的整合性、結束、体裁、細部の確認、博士論文審査と最終試験の準備				
第7週	論文全体の論理的整合性、結束、体裁、細部の確認、博士論文審査と最終試験の準備				
第8週	論文全体の論理的整合性、結束、体裁、細部の確認、博士論文審査と最終試験の準備				
第9週	論文全体の論理的整合性、結束、体裁、細部の確認、博士論文審査と最終試験の準備				
第10週	論文全体の論理的整合性、結束、体裁、細部の確認、博士論文審査と最終試験の準備				
第11週	論文全体の論理的整合性、結束、体裁、細部の確認、博士論文審査と最終試験の準備				
第12週	論文全体の論理的整合性、結束、体裁、細部の確認、博士論文審査と最終試験の準備				
第13週	論文全体の論理的整合性、結束、体裁、細部の確認、博士論文審査と最終試験の準備				
第14週	最終試験を受ける。博士論文審査。				
第15週	博士論文出版の準備確認と卒業要件の確認				
4. テキスト					
【参考文献】					
Ellis, R. (2004). <i>The study of second language acquisition (2nd)</i> . Hong Kong: Oxford University Press.					
Bachman, L.F. (1990). <i>Fundamental considerations in language testing</i> . Oxford: Oxford University Press.					
Richards, J., & Rogers, T.S. (2014). <i>Approaches and methods in language teaching (3rd ed.)</i> . Cambridge: Cambridge University Press.					
5. 準備学習					
演習の2日前までに関連文献のレジюмеを提出する。					
6. 成績評価の方法					
論文全体の論理的整合性、一貫性、体裁、細部の確認、博士論文審査と最終試験の準備				100点	
合計				100点	
※生成 AI による情報の偽装を禁止する。但し、データ収集・分析、論文執筆において生成 AI の使用が必要であれば指導教員と事前に相談する。					
7. 履修の条件					
特になし					
8. その他					
基本的に博士課程の研究を最優先にし、博士課程に相応しい研究活動を行い、自立した研究者を志すこと。					

科目番号	科目名	特別演習VI		担当教員：小番 達	
博国地 x x x	科目名 (英語)	Special SeminarVI		E-mail	: t.kotsugai@meio-u.ac.jp
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	3	後期	2	研 504	火・木曜日 4 限
1. 授業の概要					
日本中世文学に関する博士論文を完成させる。各章の実証性・整合性・妥当性の再検討と論文全体が体系的に構成されているかの点検を行う。					
2. 到達目標					
博士論文を完成させる。					
3. 授業の計画と内容					
第1週 各章の再検討と修正①					
第2週 各章の再検討と修正②					
第3週 各章の再検討と修正③					
第4週 各章の再検討と修正④					
第5週 各章の再検討と修正⑤					
第6週 各章の再検討と修正⑥					
第7週 論文全体の構成の点検①					
第8週 論文全体の構成の点検②					
第9週 論文全体の構成の点検③					
第10週 結論の最終確認					
第11週 本文の校正①					
第12週 本文の校正②					
第13週 本文の校正③					
第14週 脚注・文献目録の最終確認					
第15週 博士論文全体の最終確認					
4. テキスト					
参考文献：授業を進める中で課題に関連する文献・資料を適宜紹介する。					
5. 準備学習					
再検討が必要な箇所については確実に検討・修正して授業に臨むこと。					
6. 成績評価の方法					
課題に対する取り組みと博士論文の完成度によって評価する。					
7. 履修の条件					
特になし。					
8. その他					
講義の進捗状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習VI		担当教員：小嶋 洋輔	
博国地 024	科目名 (英語)	Special Seminar VI		E-mail:y.kojima@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	3	後期	2	415	講義前後の1時間程度
1. 授業の概要					
日本近代文学に関する学位論文の執筆・補訂と指導					
2. 到達目標					
学位論文を完成させる。 本演習は国際文化研究科 DP と関連している。					
3. 授業の計画と内容					
第1週 各章の再検討と補訂①					
第2週 各章の再検討と補訂②					
第3週 各章の再検討と補訂③					
第4週 各章の再検討と補訂④					
第5週 各章の再検討と補訂⑤					
第6週 各章の再検討と補訂⑥					
第7週 各章の再検討と補訂⑦					
第8週 各章の再検討と補訂⑧					
第9週 各章の再検討と補訂⑨					
第10週 各章の再検討と補訂⑩					
第11週 各章の再検討と補訂⑪					
第12週 最終的な総点検①					
第13週 最終的な総点検②					
第14週 最終的な総点検③					
第15週 学位論文の完成と総括					
4. テキスト					
【テキスト】 研究テーマに合わせて変動する。そのため適宜指示する。					
【参考文献】 研究テーマに合わせて変動する。そのため適宜指示する。					
5. 準備学習					
各章を再検討し補訂したものを必ず用意して授業に臨むこと。					
6. 成績評価の方法					
進捗状況 (10%) 学位論文の完成度 (90%) 本授業の成績評価における秀・優・良・可・不可の意味は、全学の成績評価基準に従う。 到達目標と評価方法との対応については、オリエンテーションで解説する。 生成 AI による情報の偽装を禁止する。学生が生成 AI によって出力された情報を自分の意見や主張として偽装し、それを課題レポートなどに使用することは不正行為とみなす。学生自身の考えや知識の表現としての学術的価値を損なうためである。					
7. 履修の条件					
特になし。					
8. その他					
講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。					

科目番号	科目名	特別演習VI		担当教員：坪井 祐司	
博国地 024	科目名 (英語)	Special SeminarVI		E-mail:y.tsuboi@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	3	後期	2	509	火 3、木 2
1. 授業の概要					
博士論文の作成に向けた研究指導を行う。教員との議論を通じて、博士論文の内容の検討と修正を繰り返し、論文の完成へとつなげる。そして、博士論文の口頭試問の準備を進める。					
2. 到達目標					
博士論文を完成させる。 論文の口頭試問の準備を行う。					
3. 授業の計画と内容					
第1週 ガイダンス					
第2週 各章の再検討と修正 (1)					
第3週 各章の再検討と修正 (2)					
第4週 各章の再検討と修正 (3)					
第5週 各章の再検討と修正 (4)					
第6週 各章の再検討と修正 (5)					
第7週 各章の再検討と修正 (6)					
第8週 結論の執筆と検討 (1)					
第9週 結論の執筆と検討 (2)					
第10週 結論の執筆と検討 (3)					
第11週 論文全体の再検討と修正 (1)					
第12週 論文全体の再検討と修正 (2)					
第13週 論文全体の再検討と修正 (3)					
第14週 口頭試問の準備 (1)					
第15週 口頭試問の準備 (2)					
4. テキスト					
参考文献：関連する文献を適宜紹介する。					
5. 準備学習					
毎回の授業は教員との議論を通じて進めていくので、発表資料の準備が求められる。					
6. 成績評価の方法					
<ul style="list-style-type: none"> ・発表の内容：70% ・授業への取り組み：30% <p>成績評価（優・良・可・不可）は、全学の成績評価基準に従うものとする。</p> <p>到達目標と評価方法との対応については、イントロダクションで解説する。</p> <p>生成 AI について：生成 AI によって出力された情報を自分の意見や主張としてレポートなどに使用することは不正行為とみなす。</p>					
7. 履修の条件					
8. その他					
講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。					

-
-
- ・ 研究者としての責務
 - ・ 履修モデル
 - ・ 学生相談
 - ・ 名桜大学大学院教員名簿
(博士後期課程)
 - ・ 建物配置図
-
-

(2) 研究者としての責務(研究活動における不正防止)

大学院生は研究者であり、研究を行う者としての責務を負う。研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。(詳細は、「公立大学法人名桜大学における研究者行動規範」を参照)

(1) 責任ある研究活動(公立大学法人名桜大学「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」参照)

- ・常に正直、誠実に判断し、行動すること
- ・自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めること
- ・科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払うこと
- ・研究者の責務を果たすこと
- ・研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。
- ・研究結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努めること
- ・研究の実施、研究成果の公表にあたっては、社会に理解される適切な手段と方法を選択すること

(2) 研究活動における不正行為(公立大学法人名桜大学「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」参照)

研究活動における不正行為とは、研究者倫理に反し、研究活動の本質ならびに成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、研究者コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいう。

項目	内容	
特定不正行為	捏造	存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
	改ざん	研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ・研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
	盗用	他の研究に携わる者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該者の了解又は適切な表示無く流用すること
研究費の不正使用	実態とは異なる謝金・給与の請求、物品購入の架空請求、不当な旅費の請求、その他関係法令、規則等に違反して研究費を使用すること。	
不適切なオーサiership	「著者」の要件(下記)を全て満たさない者に対し、「著者」としてのオーサiershipが付与される行為、及び「著者」の要件を全て満たす者に対し、「著者」としてのオーサiershipが付与されない行為。 ① 研究の企画・構想、若しくは調査・実験の遂行に本質的な貢献、又は実験・観測データの取得や解析、又は理論的解釈やモデル構築など、当該研究に対する実質的な寄与をなしていること。 ② 論文を執筆したり、論文の重要な箇所に関する意見を表明して論文の完成に寄与していること。 ③ 論文の最終版を承認し、論文の内容について説明できること。	
二重投稿	印刷物あるいは電子媒体を問わず、既に出版された、ないしは、他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為。	

(3) 研究費の不正使用(公立大学法人名桜大学「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」参照)

実態の伴わない偽りの書類を作成し、実績があったものとして不正に研究費を支出する行為をいう。虚偽請求、私的流用等が当たる。学生は気づかないうちに研究費の不正使用に関与してしまう可能性もあるため、気になった場合には速やかに相談すること。

(相談先：地域連携研究推進課 地域連携研究推進係：0980-51-1107)。

項目	事例
カラ(架空)謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・研究協力者に支払う謝金について、実際より多い作業時間を出勤表に記入して大学に請求し不正に研究費を支出させた。 ・研究室の維持・運営に必要な経費に充てるため、学生に実態を伴わない謝金を支出し、これを研究者に返還させ当該経費に使用した。

カラ（架空）出張及び出張費の水増し請求	<ul style="list-style-type: none"> ・他の機関から旅費の支給を受けたにもかかわらず、大学に同じ旅行の旅費を請求し、二重に旅費を受領した。 ・格安航空券を購入したにもかかわらず、業者に正規運賃の見積書及び請求書の作成を依頼して外国旅費を水増し請求し、学生等の学会出席等に使用した。 ・出張を取りやめたにもかかわらず、偽りの出張報告書を提出して、不正に旅費を受領し、他の研究目的の出張に流用した。 ・航空運賃と宿泊料のパック商品を利用したにもかかわらず、正規運賃の旅費を請求した。
カラ(架空)発注及び書類の書き換え	<ul style="list-style-type: none"> ・研究資金が余ったため架空の発注を行い、支払われた研究資金を業者に預け金として管理させ、翌年度以降に物品等を納品させた。 ・研究資金が余ったため、4月に納品された物品の納品書を業者に3月の日付で提出させ、旧年度の予算で支払った。 ・研究費が足りなくなったため、実際は3月に納品された物品の納品書を業者に翌年度の日付で提出させ、翌年度の予算で支払った。 ・業者に取り引実態と異なる虚偽の書類を作成させ補助金を支払わせ、支払われた代金を業者に預け金として管理させ、目的外の費用に充当した。

(4) データの取り扱い（「公立大学法人名桜大学における研究資料等の保存等に関する内規」p.72 参照）

研究資料等（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。資料等の保存・開示は、研究者本人が責任を負うとされており、修了後もその説明責任を負うこととなる。「研究資料等」とは、研究のために収集または生成した資料、情報及び試料のうち、外部に発表した研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を説明するために必要となるものをいう。

また、研究データの保存については、匿名化しパスワードを設定すること、電子機器（PCなど）の取り扱い時にはデータのコピーが機器に残されていないことを確認すること、電子データのやりとりは学生と研究指導教員間に限定すること、原則的にデータは院生室および研究指導教員の研究室から持ち出してはいけないことを遵守する。

(5) 研究倫理教育研修およびコンプライアンス教育研修の受講

学生は本学で定められた研究倫理教育研修およびコンプライアンス教育研修を受講しなければならない。研究倫理教育研修・コンプライアンス教育研修については、毎年受講し、理解度テストを受け、誓約書を地域連携研究推進課に提出する。研究倫理教育（eL CoRE）については3年毎に1回受講し、修了書を地域連携研究推進課に提出する。

【本学窓口】 地域連携研究推進課（本館5階）

【URL】 <https://www.meio-u.ac.jp/research/prevention/rinrikyoiku/>

種別	方法	主催	受講期間	提出すべき書類
研究倫理教育研修・コンプライアンス教育研修	オンデマンド	名桜大学環太平洋地域文化研究所	1回/年	・理解度テスト ・誓約書
研究倫理教育（eL CoRE）	e-learning	日本学術振興会 JSPS	1回/3年	・修了書

(6) 名桜大学生成 AI に関する利用指針【学生用】

名桜大学生成AIに関する利用指針【学生用】

2023 年12月21日
名桜大学全学教務委員会

本指針は、生成AIの教育現場での利用に関するものです。生成AIの利用に際しては、この指針を十分理解し、適切に活用してください。

◎本指針における“生成AI”の定義

生成AIとは、「人工物であるデータから表現を学習し、それを使って、元のデータに似ているが同じではない、テキスト、画像、動画、音声、構造等を含む新しい人工物を生成する AI技術」を指すものとします。

1. はじめに

学習の過程での思考力向上は極めて重要です。生成AIを過度に頼ることで、教育効果が損なわれる可能性があります。一方で、知識や技能の獲得においては、生成AIは学生の自主的な学習能力の向上を促進する可能性があります。したがって、生成AIの仕組みや出力内容の正確性について理解し、その活用を適切に行うことが求められます。生成AIはあくまで補助的に利用し、生成AIによる出力については、必ず自身で事実確認・推敲・完成させることが重要です。

2. 授業における利用

本学では、カリキュラム・ポリシーにおいてICT活用力を掲げ、また今後の社会において一般的になり得る技術であることから、生成AIを一律に禁止せず、その活用の可能性を探ります。しかし、授業の特性に応じて生成AI利用の注意事項が異なるため、その可否は担当教員の判断に委ねます。担当教員はレポートや試験などにおける生成AIの利用について学生に予め周知し、シラバスにも掲載してください。

3. 不正行為

本学がディプロマ・ポリシーとして掲げる、生涯学習力・解決力・表現力は、学生本人による自立した主体的な学びを前提としています。学位論文やレポートの作成において、生成 AI を不適切に使用した場合^{*1} には、学業上の不正行為^{*2} とみなされることがあります。

生成AIを用いた際には、生成AIの名称、使用箇所、使用方法を明記すること。

*1「生成AIの不適切な使用例」、*2「名桜大学試験等不正行為取扱要項」もあわせて確認してください。

4. 誤謬（誤情報）と信憑性

生成AIの出力には、虚偽やバイアス（偏った情報）が含まれる可能性があります。出力内容の信頼性を常に確認し、適宜修正することが重要です。

5. 法的リスク

生成AIの出力には、著作権や意匠権等の法的問題が結びつく可能性があります。利用する際には、これらの法的リスクを常に意識してください。

6. 情報セキュリティ

生成AIへの入力情報が、他者の学習データとして用いられる可能性が考えられます。機密性の高い情報や個人情報の入力は絶対に避けてください。

7. 今後の指針の見直し

生成AIは進化の途上にあり、これに伴い本指針もその都度変更される可能性があります。上記の指針を参照し、授業や研究活動での生成AIの利用を適切に行ってください。

1. 生成AIが生成した文章の提出

生成AIが生成した文章を、自分の作文・レポート・論文の課題としてそのまま提出する行為。

2. 翻訳の代行

外国語の学習成果を評価する課題において、生成AIによる翻訳を自分の成果としてそのまま提出する行為。

3. 出典の不正使用・誤用

実際には参照していないにも関わらず、生成AIが生成した情報を正当な研究や出典として引用する行為。

4. 問題解決の代行

計算力や問題解決能力を評価する課題において、生成AIを用いて解答を得て提出する行為。

5. 実験データの捏造・偽装

実験において、生成AIで生成した実験データを実際の実験結果として提出する行為。

6. プログラミングの代行

プログラミング能力を評価する課題において、生成AIに生成させたプログラムやコードを自作としてそのまま提出する行為。

7. アイディアやデザインの盗用・模倣

生成AIを利用して他者のアイディアやデザインを模倣し、それを自分のオリジナルな案として提出する行為。

8. 芸術作品の生成

生成AIによって生成された芸術作品や音楽を、自分の創作物として提出する行為。

(留意点)

生成AIを利活用することが有効と想定される場面としては、例えば、ブレインストーミング、論点の洗い出し、情報収集、文章校正、翻訳やプログラミングの補助等の学生による主体的な学びの補助・支援などが考えられます。「名桜大学生成AIに関する利用指針」をよく理解し、適切な範囲を超えて使用しないよう十分注意してください。

- (7) 研究倫理および不正防止にかかわる学内規程等 (<https://www.meio-u.ac.jp/research/>参照)
下記については、各自で確認をし、公正な研究活動を行うように努める。
- ・公立大学法人名桜大学「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」
 - ・公立大学法人名桜大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針
 - ・公立大学法人名桜大学における研究者行動規範
 - ・公立大学法人名桜大学における研究活動等の不正防止に関する規程
 - ・公立大学法人名桜大学における公的研究費に関する不正防止計画
 - ・名桜大学研究活動等不正防止対策推進体制図
 - ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）
 - ・公立大学法人名桜大学における研究資料等の保存等に関する内規
 - ・名桜大学生成 AI に関する利用指針【学生用】
(生成 AI の不適切な使用例)

3. 博士後期課程の履修について

3.1 履修方法について

国際文化研究科（博士後期課程）の修了要件では、博士後期課程に3年以上在学し、共通科目（必須）の2科目4単位以上、専門科目（選択科目）から2科目4単位以上、研究指導科目（必須）の6科目12単位、合計10科目20単位以上修得、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することが求められる。

そのため、研究指導教員は、必要単位修得に向けて計画的に履修指導を行わなければならない。

履修指導モデルは、以下の通りである。博士論文の執筆を進める上で、1年次前学期において共通科目1科目2単位及び研究指導科目1科目2単位に加え、専門科目（選択科目）2科目4単位を履修することを推奨するが、専門科目（選択科目）については、2年次前学期及び3年次前学期においても履修は可能である（専門科目<選択科目>は、原則として、「前学期」のみの開講である）。

研究指導教員は、院生が履修登録を行う際に、必ず当該院生の履修登録カードに押印あるいはサインすること。

【参考】国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）履修モデル

履修モデル1

研究分野・・・沖縄(琉球)・アジア研究

・グローバル化が進展する21世紀において、沖縄（琉球）の地域および文化の研究を環太平洋の枠組みの中で行う。

科目 区分	授業科目の名称	修得単位数		
		1年次	2年次	3年次
共通 科目	国際地域文化総合演習Ⅰ	2		
	国際地域文化総合演習Ⅱ		2	
	小計（2科目）	4		
科 専 目 門	琉球・沖縄文化特論	2		
	南島民俗文化特論	2		
	小計（2科目）	4		
研 究 指 導 科 目	特別演習Ⅰ	2		
	特別演習Ⅱ	2		
	特別演習Ⅲ		2	
	特別演習Ⅳ		2	
	特別演習Ⅴ			2
	特別演習Ⅵ			2
	小計（6科目）	12		
修得単位数合計		20		

履修モデル2

研究分野・・・沖縄(琉球)・アジア研究

・グローバル化が進展する21世紀において、中国・琉球関係史を通して、地域及び文化の研究を環太平洋の枠組みの中で行う。

科目区分	授業科目の名称	修得単位数		
		1年次	2年次	3年次
共通科目	国際地域文化総合演習Ⅰ	2		
	国際地域文化総合演習Ⅱ		2	
	小計(2科目)	4		
専門科目	中国琉球関係史特論	2		
	東アジア地域文化特論	2		
	小計(2科目)	4		
研究指導科目	特別演習Ⅰ	2		
	特別演習Ⅱ	2		
	特別演習Ⅲ		2	
	特別演習Ⅳ		2	
	特別演習Ⅴ			2
	特別演習Ⅵ			2
	小計(6科目)	12		
修得単位数合計		20		

履修モデル3

研究分野・・・南北アメリカ研究

・高度の外国語運用能力を駆使し、南北アメリカ研究(ハワイを含む)を環太平洋の枠組みの中で行う。

科目区分	授業科目の名称	修得単位数		
		1年次	2年次	3年次
共通科目	国際地域文化総合演習Ⅰ	2		
	国際地域文化総合演習Ⅱ		2	
	小計(2科目)	4		
専門科目	20世紀アメリカ文学特論	2		
	中南米地域文化特論	2		
	小計(2科目)	4		
研究指導科目	特別演習Ⅰ	2		
	特別演習Ⅱ	2		
	特別演習Ⅲ		2	
	特別演習Ⅳ		2	
	特別演習Ⅴ			2
	特別演習Ⅵ			2
	小計(6科目)	12		
修得単位数合計		20		

学生相談

(1) 相談窓口

学生に対する修学支援は、個々の学生の研究指導を担当する教員が行い、入学から修了するまできめ細やかな履修指導を行う。また、教員のオフィスアワーや電子メールを利用した修学相談も実施している。

(2) カウンセリング

学生相談室にてカウンセラーが、皆さんの不安や悩みなどの相談に応じる。

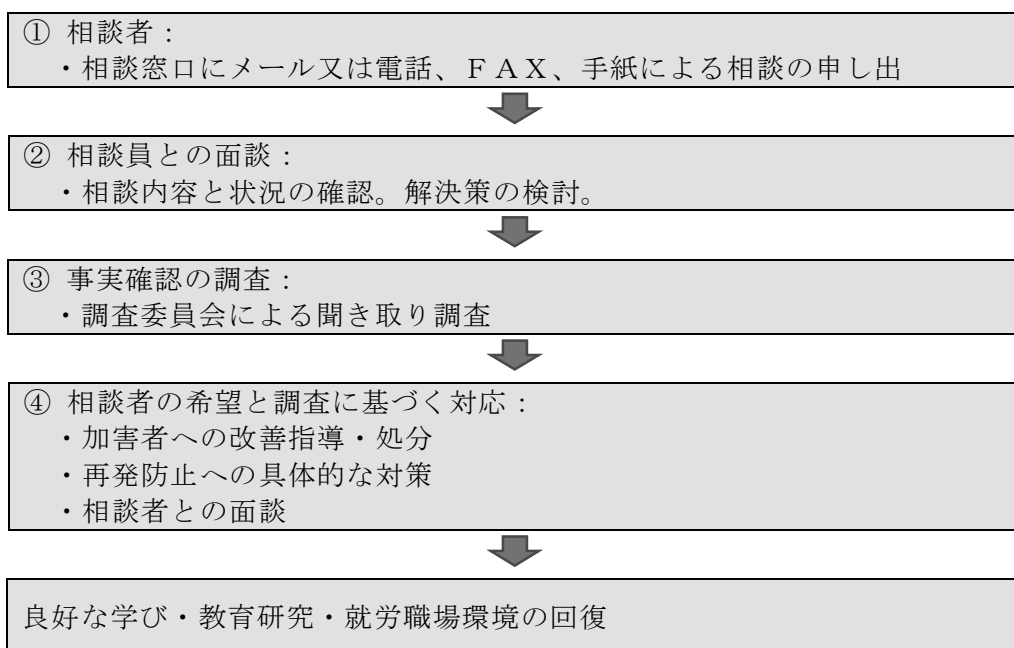
(3) ハラスメント被害について

アカデミックハラスメント、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、など、世の中には様々なハラスメントが存在する。誰もが知らぬ間にハラスメントの加害者又は被害者になる可能性がある。本学では、「ハラスメントのないキャンパスに向けて」積極的に取り組んでいる。一人で悩まずに、学内の相談窓口を活用すること。

【相談窓口】

・メール相談	(総務課) soumu@meio-u.ac.jp
・電話相談	(総務課) 0980-51-1100 (学生課) 0980-51-1057 (学生相談室・保健センター) 0980-51-1066
・FAX相談	(総務課) 0980-52-4640 (学生課) 0980-51-1124
・手紙相談	〒905-8585 名護市為又 1220-1 公立大学法人名桜大学「総務課長」宛て(親展)

(4) ハラスメント相談・問題解決の流れ

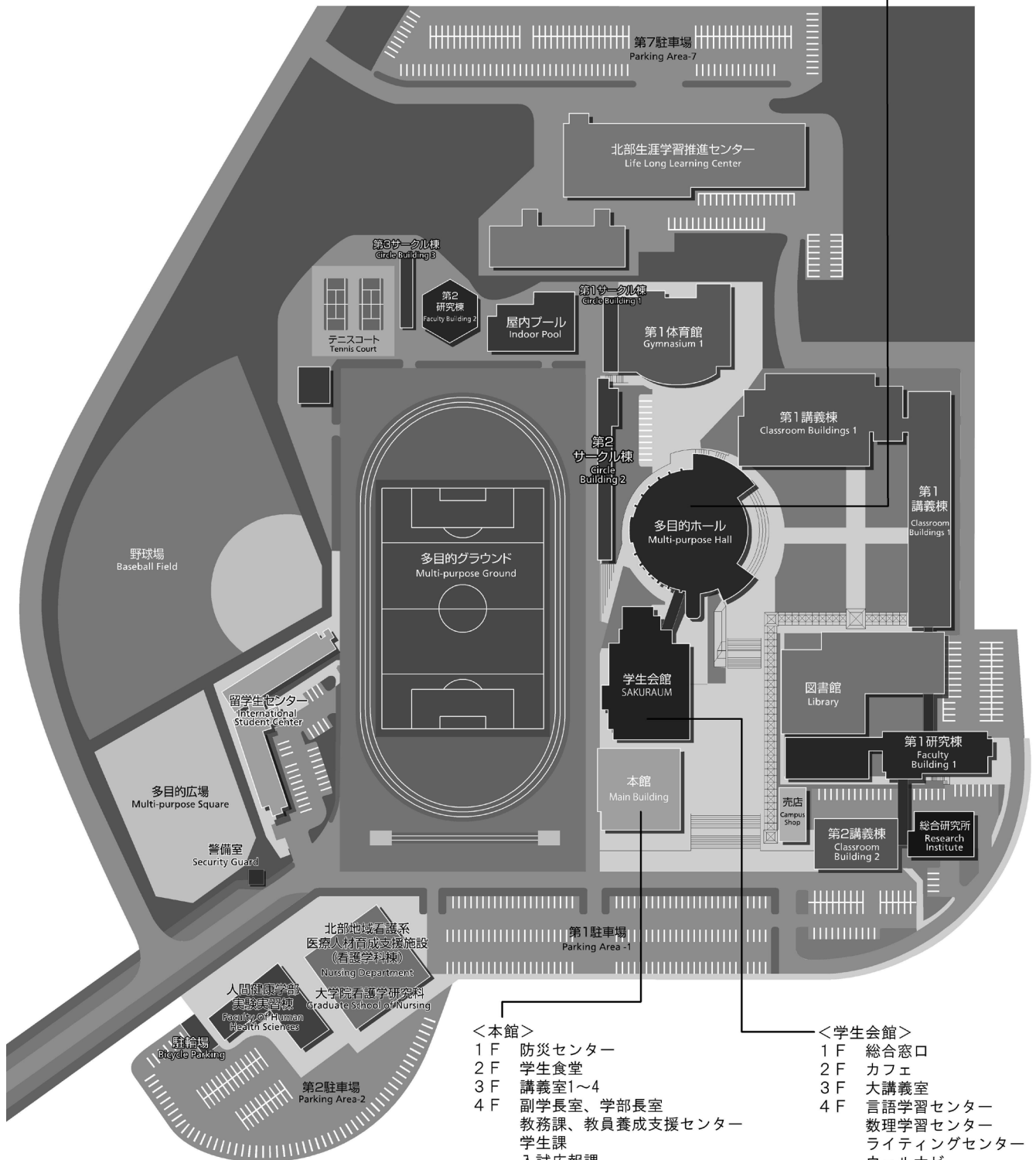


名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程） 教員名簿

職名	氏名	主な担当科目	研究室	備考
教授	かのう ひであき 嘉納 英明	現代沖縄教育特論	研510	
教授	たかみ ねつかさ 高嶺 司	アジア太平洋国際関係特論	研503	研究科長
教授	こつが いとおる 小番 達	日本古典文学特論	研504	
教授	こじま ようすけ 小嶋 洋輔	日本近代文学特論	研415	
教授	てる やまこと 照屋 理	琉球文学特論	研508	
教授	つぼい ゆうじ 坪井 祐司	東南アジア地域文化特論	研509	
教授	やら けんいちろう 屋良 健一郎	琉球歴史学特論	研402	
上級准教授	めーがん くっくるまん メーガン クックルマン	20世紀アメリカ文学特論	研404	

名城大学 建物配置図

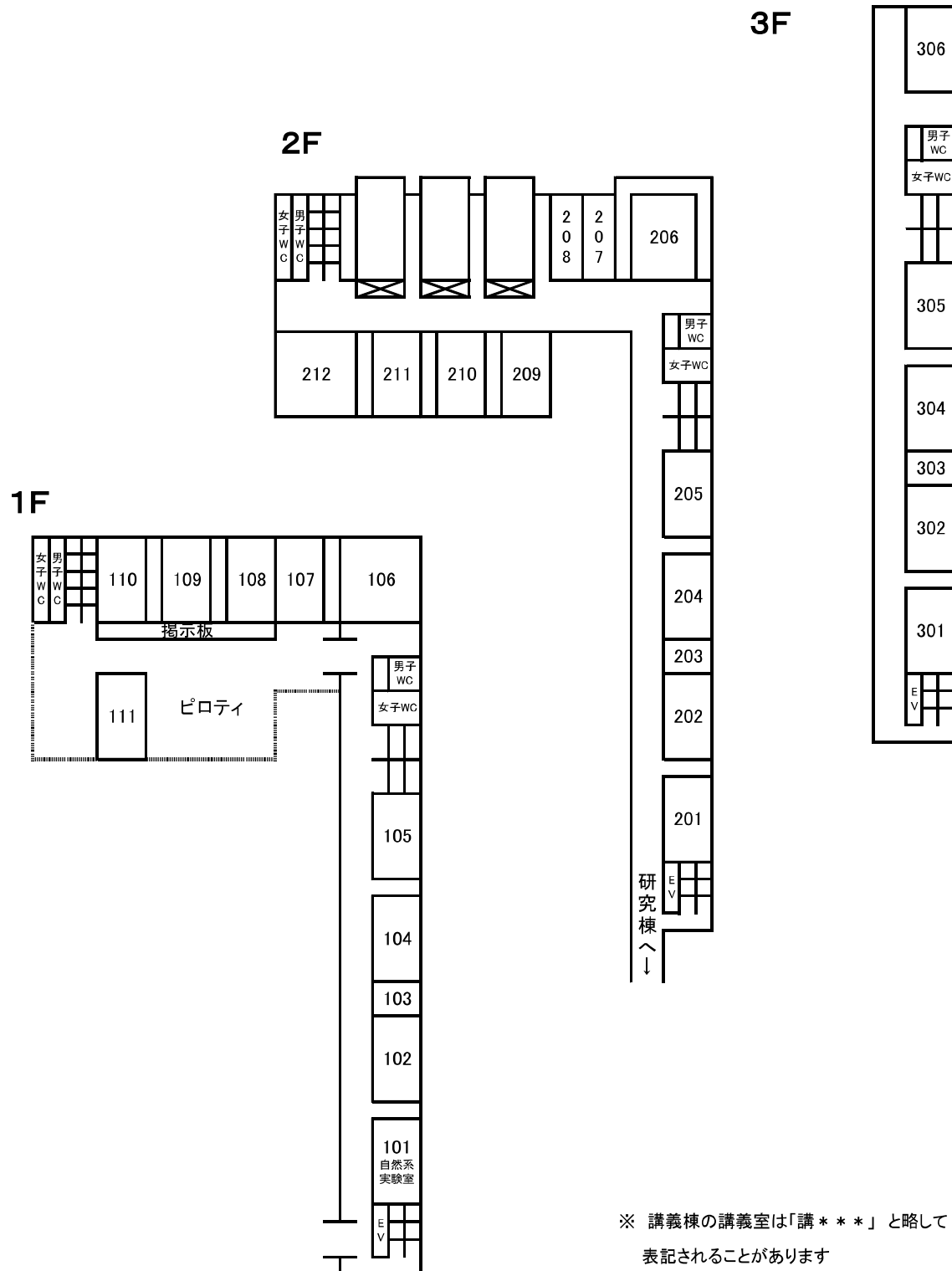
- <多目的ホール>
 1 F 保健センター
 学生相談室
 2 F 大学祭実行委員会
 名城大学学習支援教室ぴゅあ



- <本館>
 1 F 防災センター
 2 F 学生食堂
 3 F 講義室1~4
 4 F 副学長室、学部長室
 教務課、教員養成支援センター
 学生課
 入試広報課
 非常勤講師控室
 5 F 理事長室、学長室
 総務課
 企画課
 地域連携研究推進課
 会計課
 施設課

- <学生会館>
 1 F 総合窓口
 2 F カフェ
 3 F 大講義室
 4 F 言語学習センター
 数学学習センター
 ライティングセンター
 ウェルナビ
 5 F キャリア支援課
 国際交流センター
 教員養成講座運営室
 学生会館運営室
 6 F スカイホール

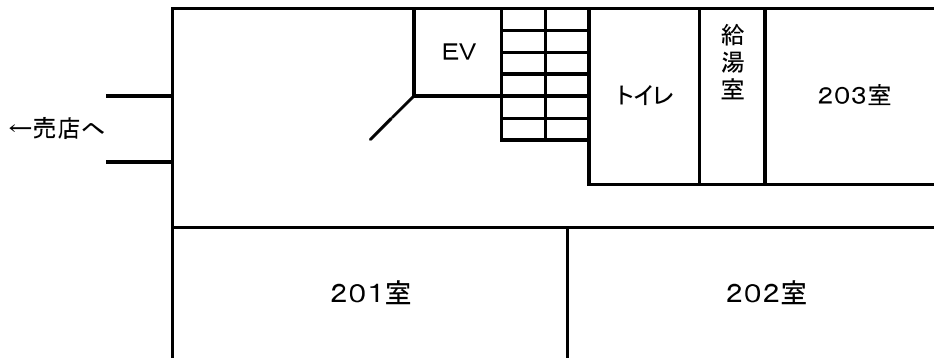
第1講義棟



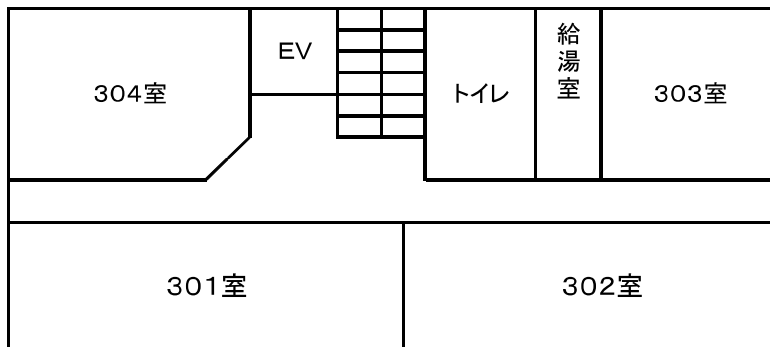
※ 講義棟の講義室は「講***」と略して表記されることがあります

第2講義棟

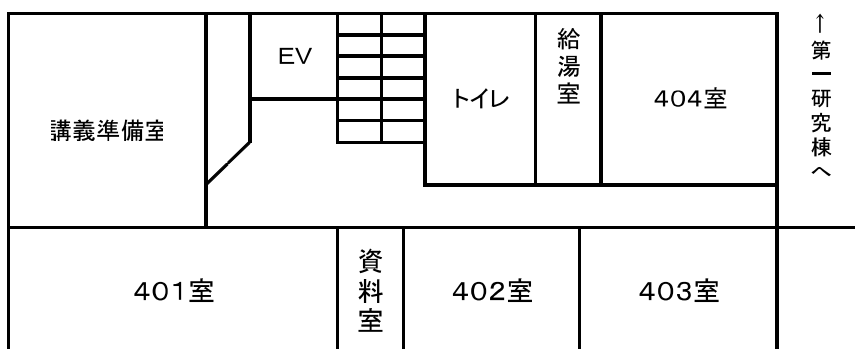
2F



3F

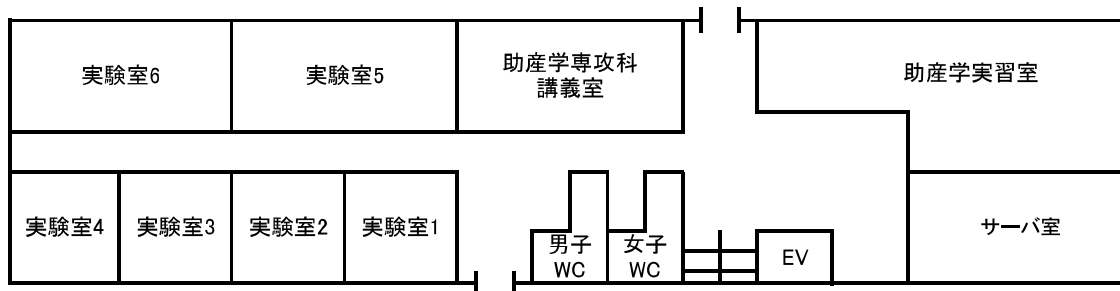


4F

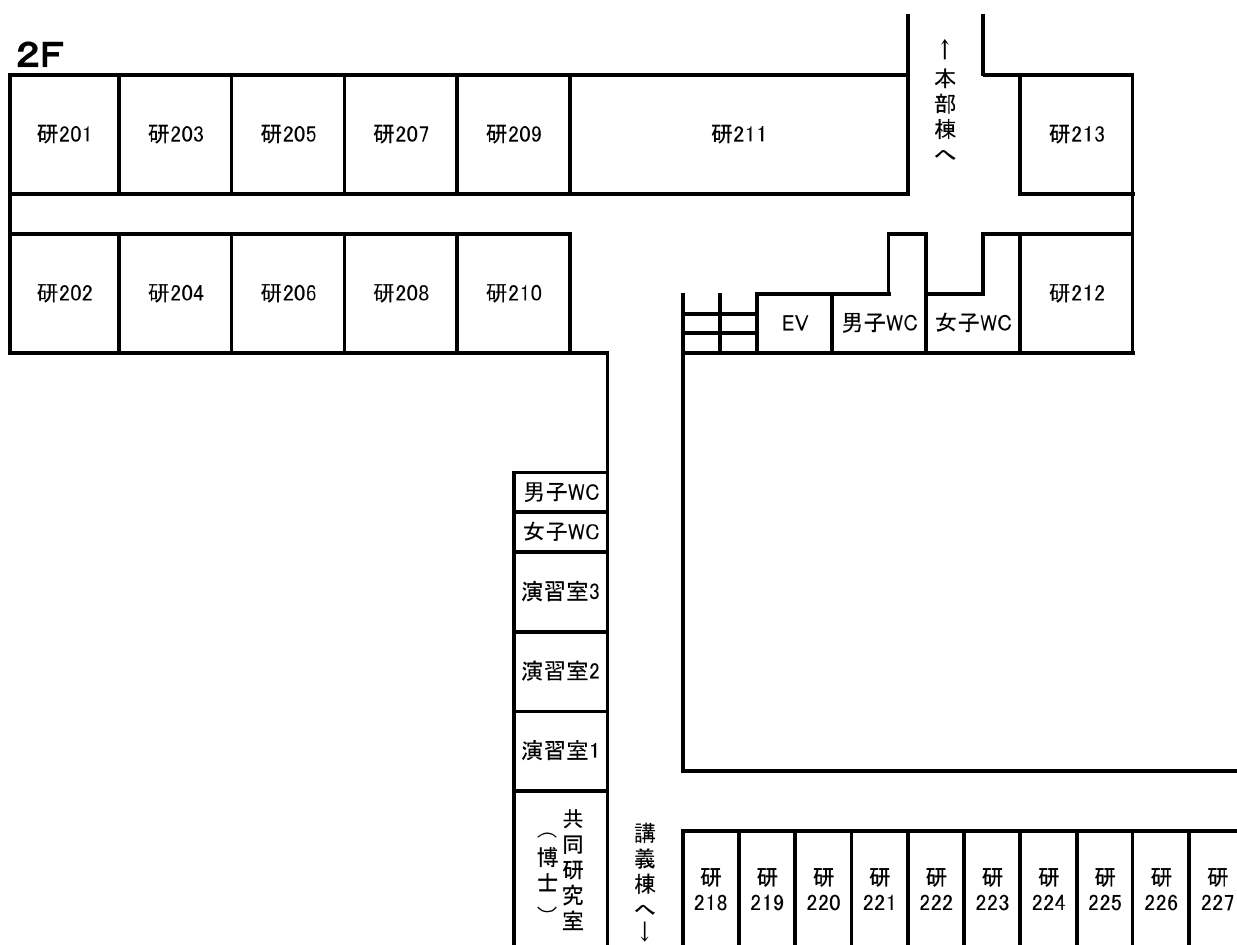


第1研究棟

1F(実験室・専攻科)



2F



※ 教員の研究室は「研***」以外に「人研***」「看護***」等あり、
 「人研***」は人間健康学部実験・実習棟に、「看護***」は看護学科棟にあります

3F

研301	研303	研305	研307	研309	研311			研313	研315	
研302	研304	研306	研308	研310	研312		EV	男子WC	女子WC	研314

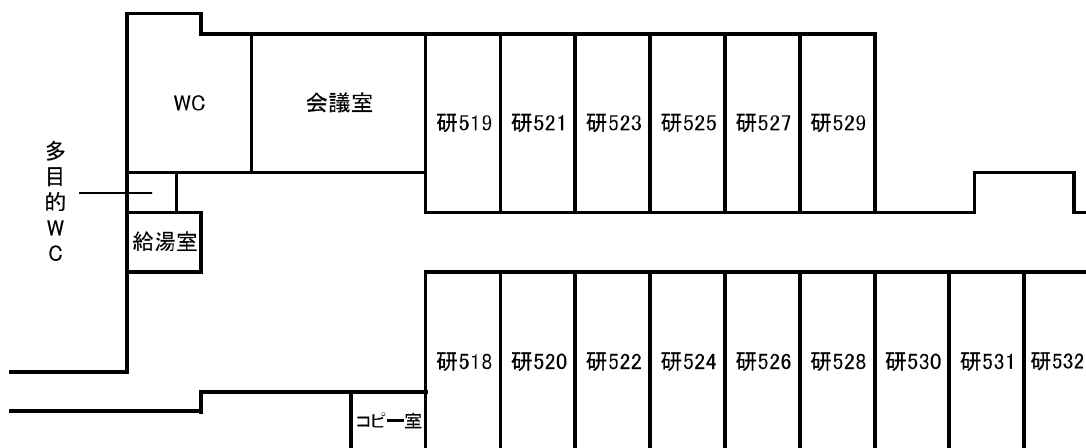
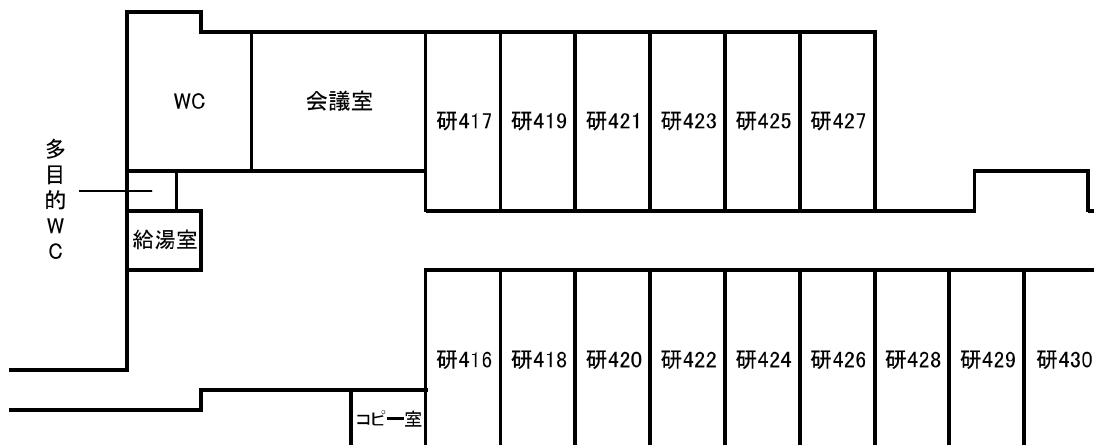
4F

研401	研403	研405	研407	研409	研411			研413	研415	
研402	研404	研406	研408	研410	研412		EV	男子WC	女子WC	研414

5F

研501	研503	研505	研507	研509	研511	研513	研517	研515	研516	
研502	研504	研506	研508	研510	研512		EV	男子WC	女子WC	研514

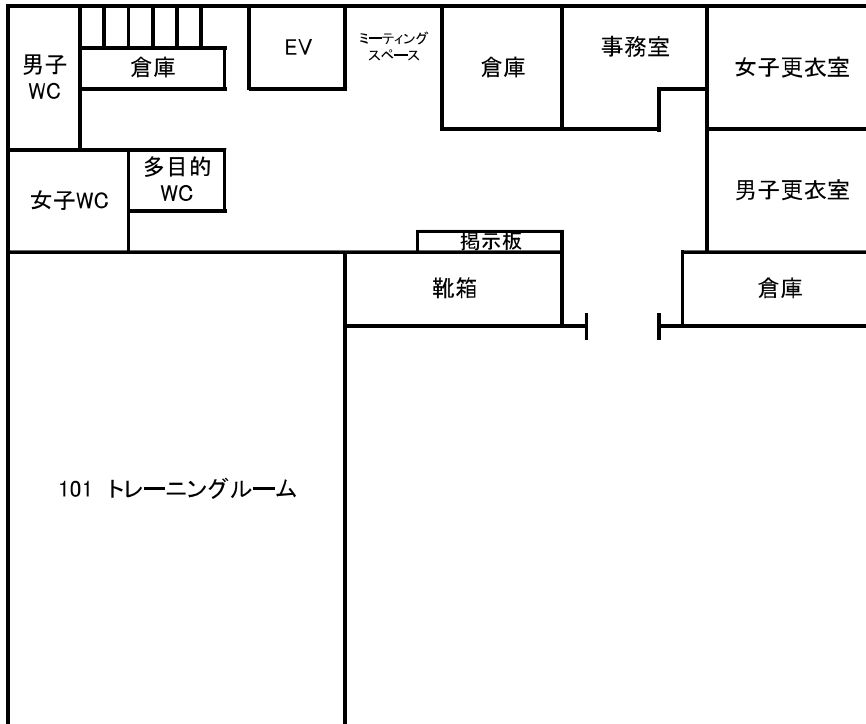
※ 教員の研究室は「研***」以外に「人研***」「看研***」等あり、
「人研***」は人間健康学部実験・実習棟に、「看研***」は看護学科棟にあります



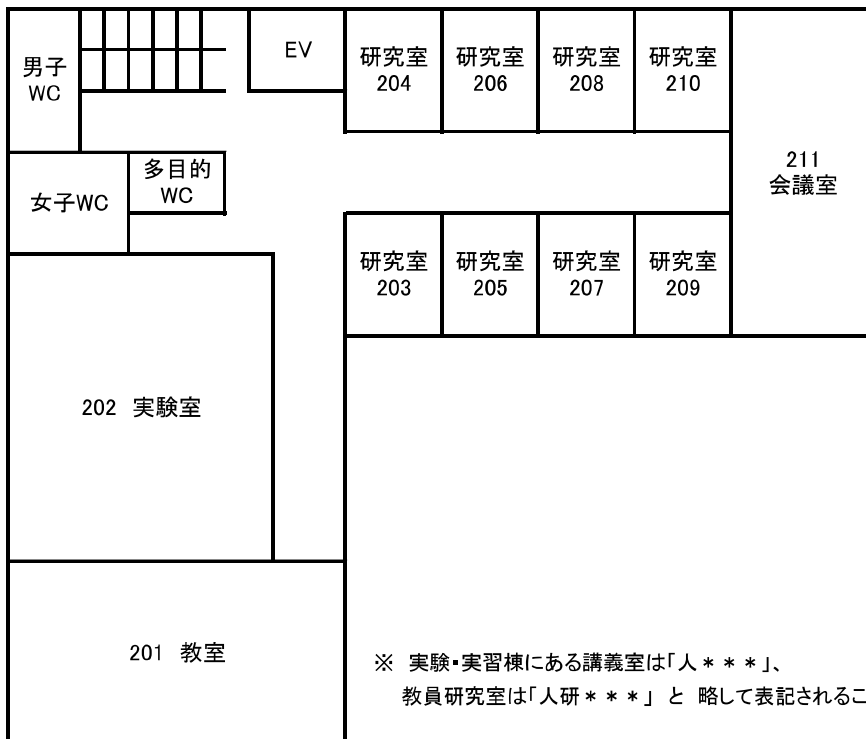
※ 教員の研究室は「研***」以外に「人研***」「看研***」等あり、
「人研***」は人間健康学部実験・実習棟に、「看研***」は看護学科棟にあります

人間健康学部 実験・実習棟

1F

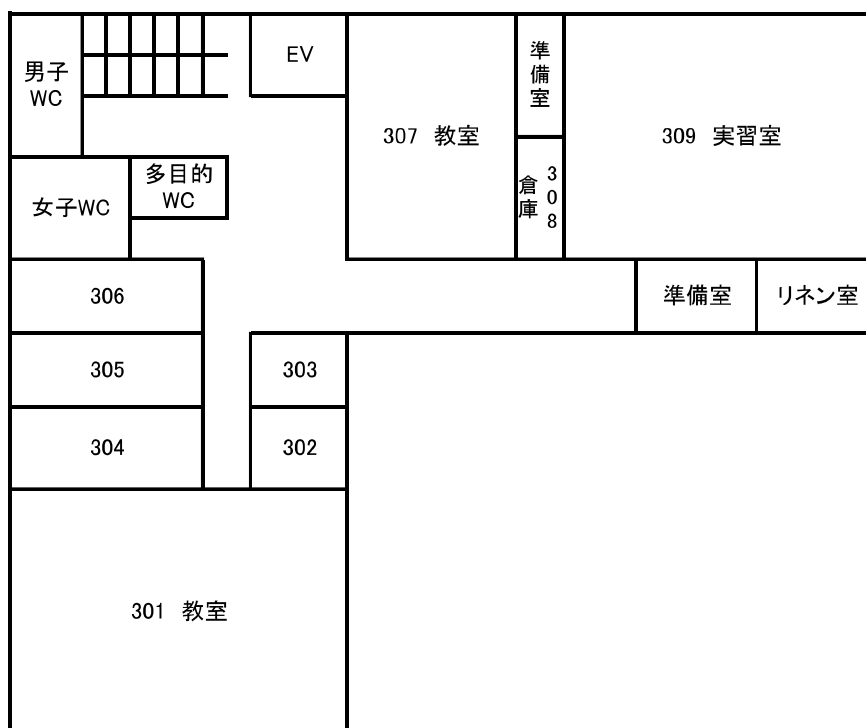


2F

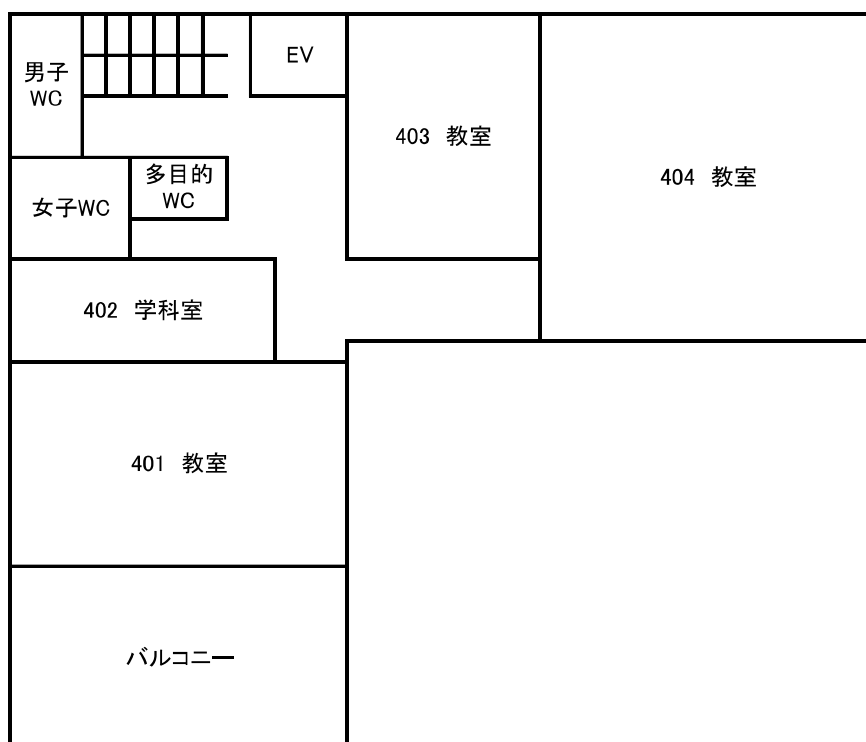


※ 実験・実習棟にある講義室は「人***」、
教員研究室は「人研***」と略して表記されることがあります

3F

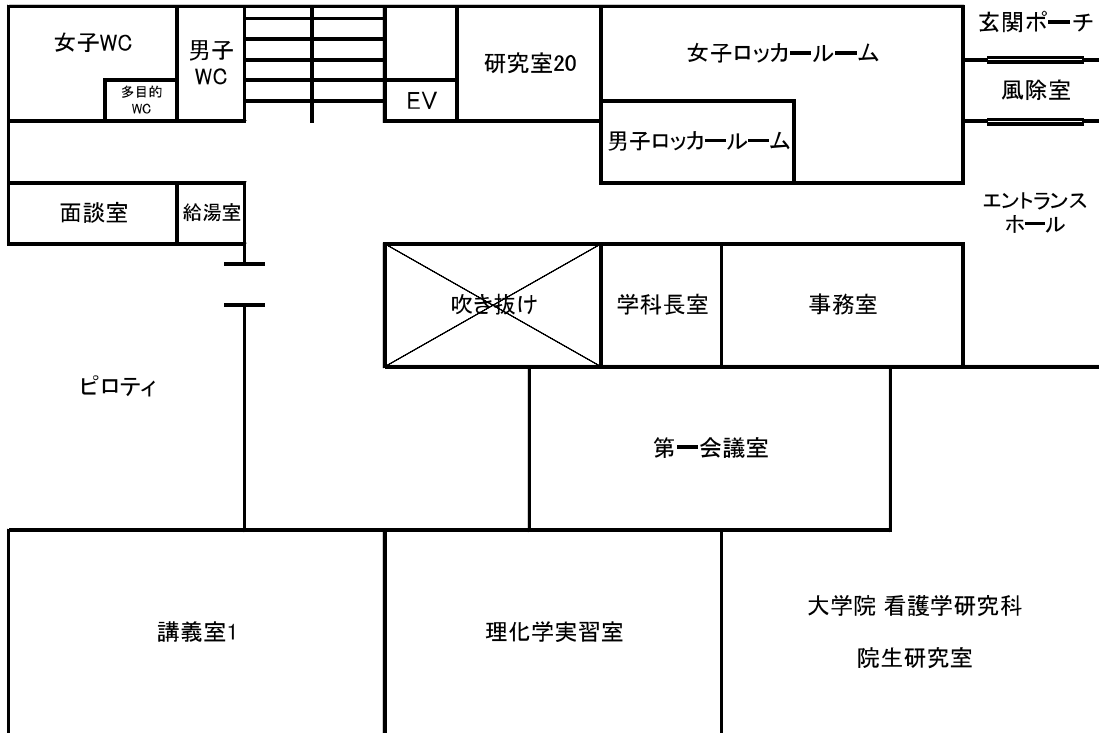


4F

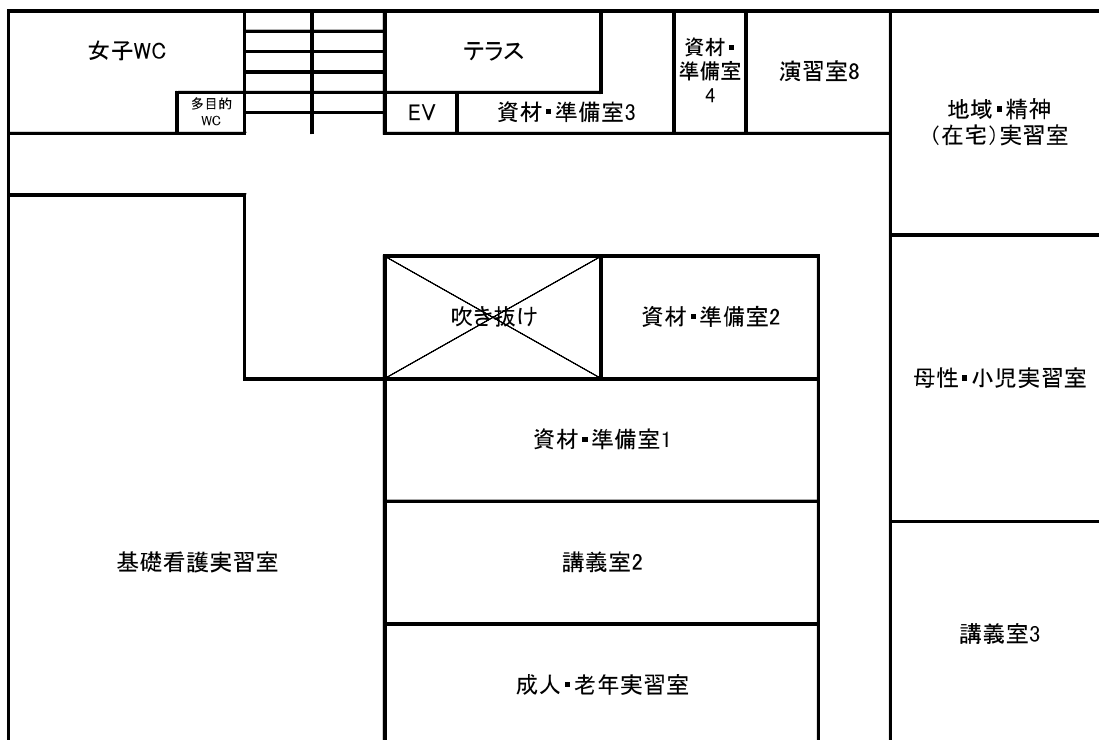


北部地域看護系人材育成支援施設(看護学科棟)

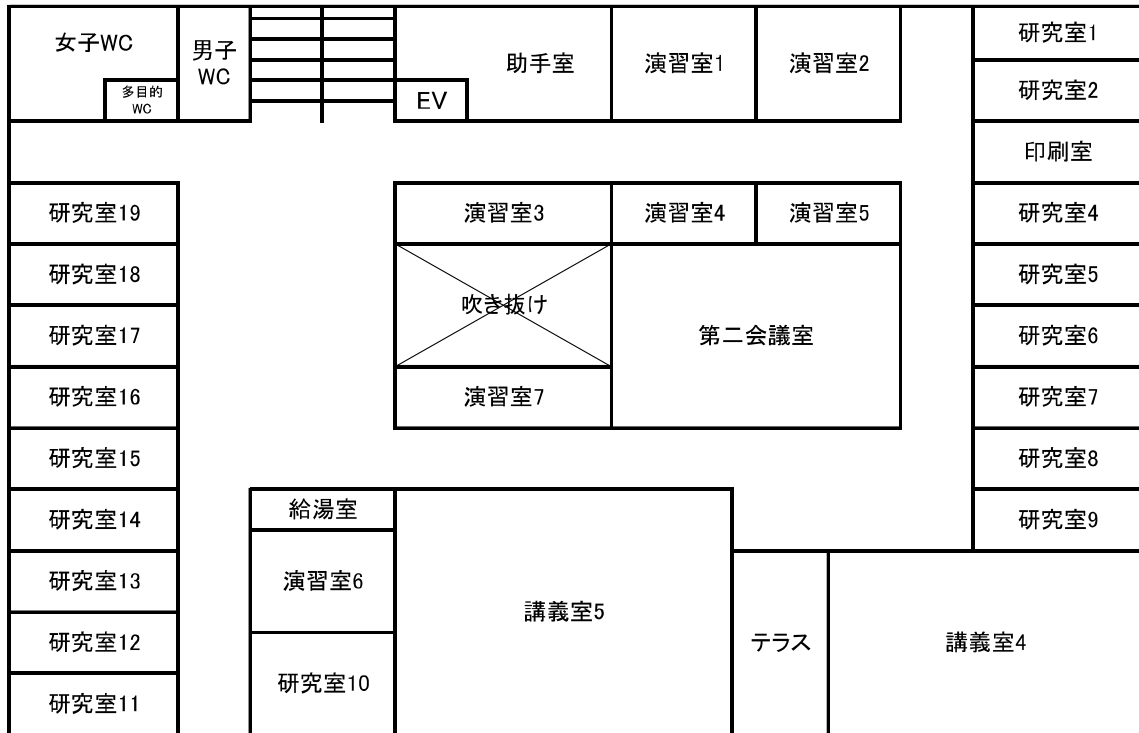
1F



2F



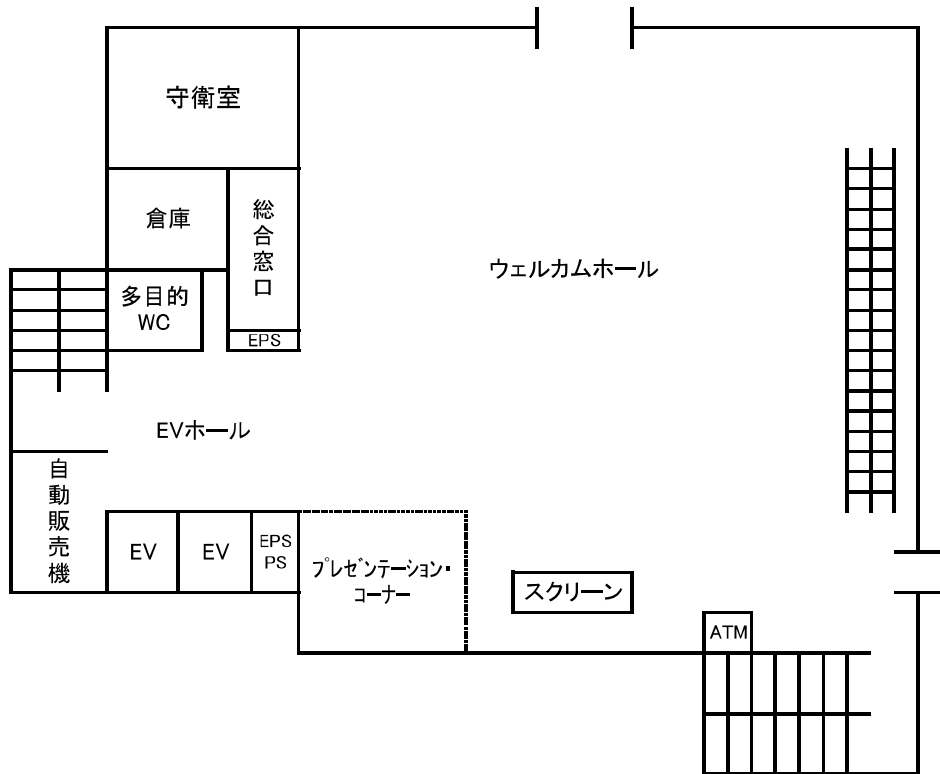
3F



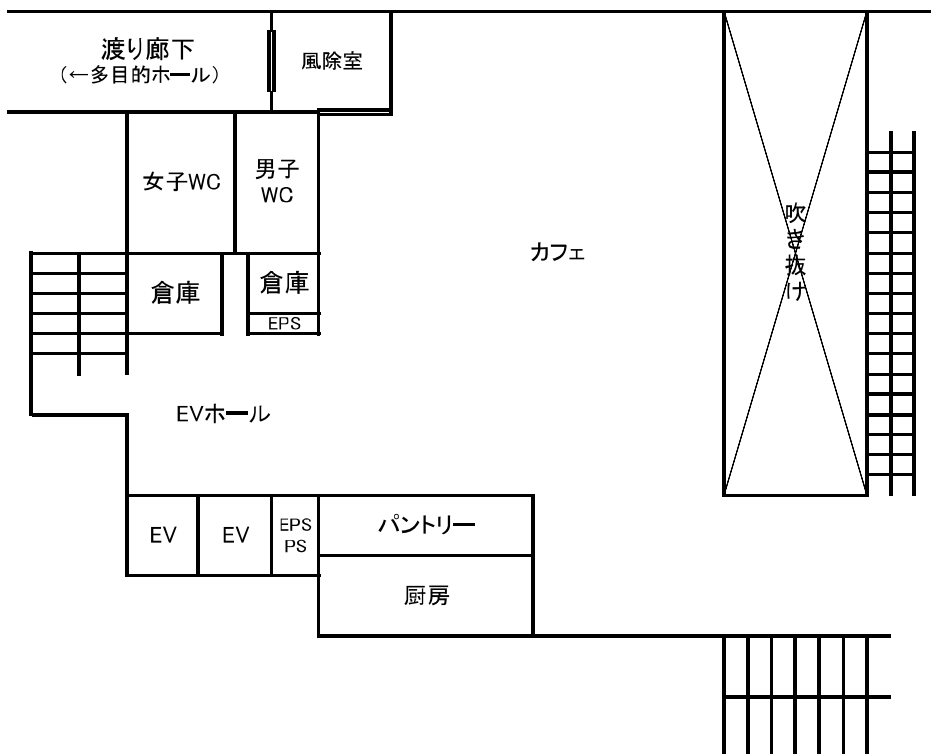
※ 看護学科棟にある教員研究室は「看研***」と略して表記されることがあります

学生会館 SAKURAUUM

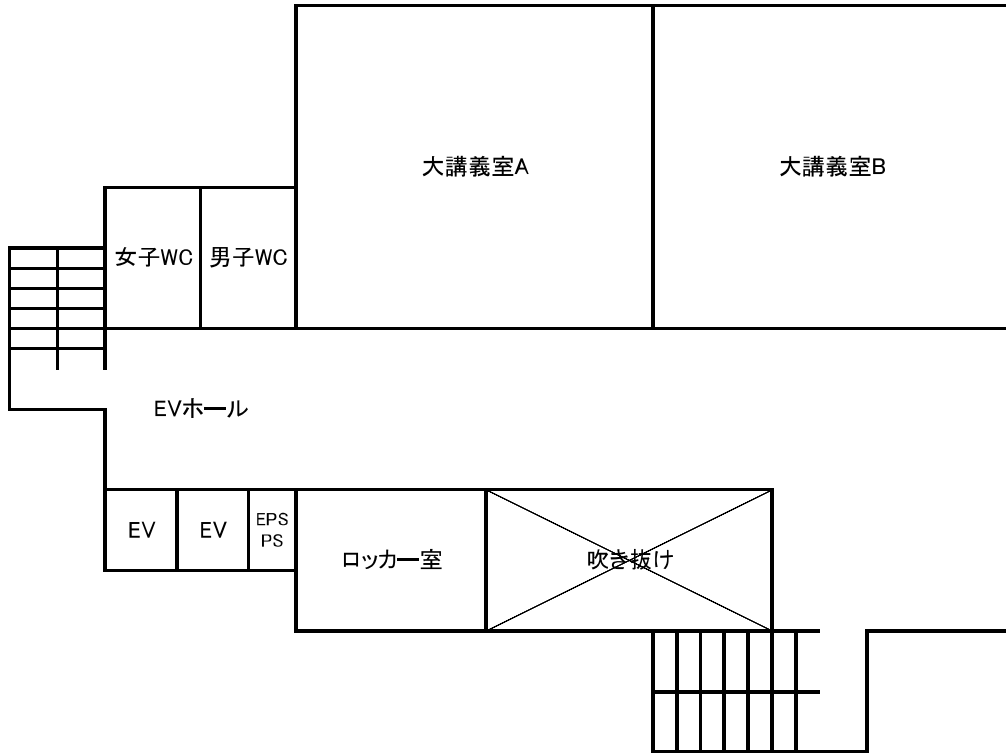
1F



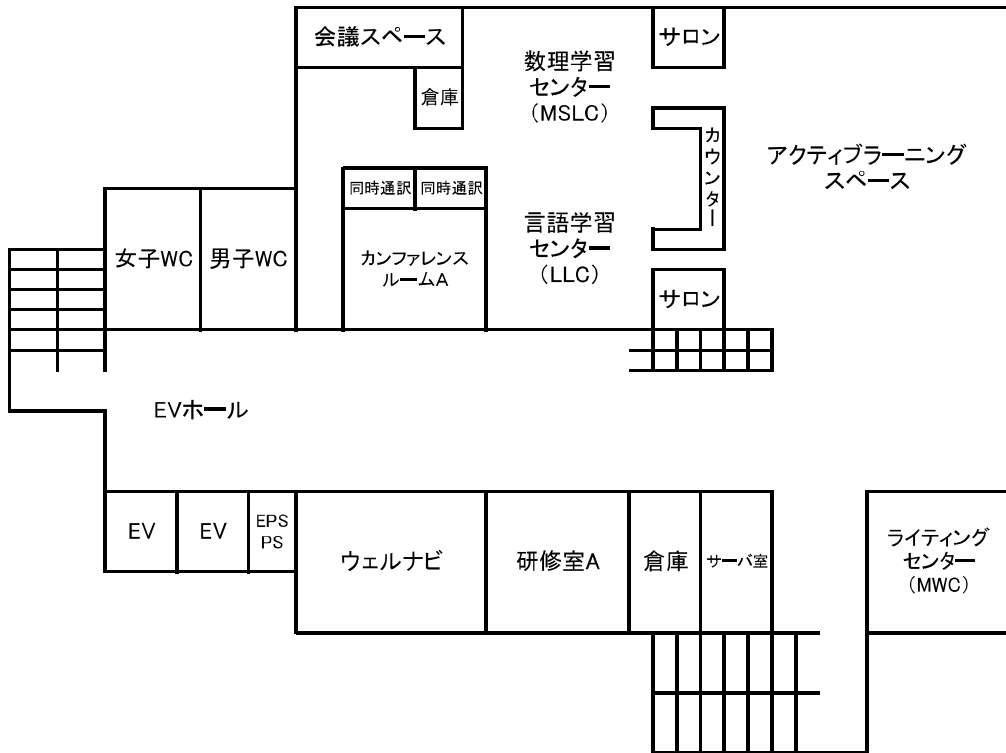
2F



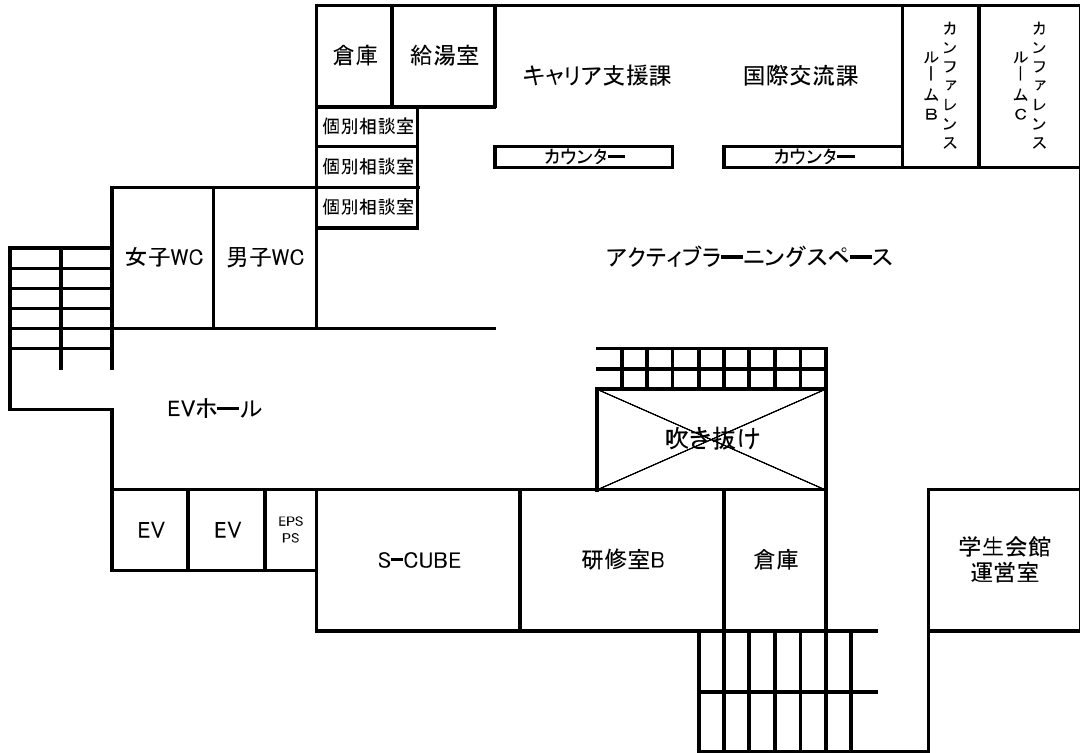
3F



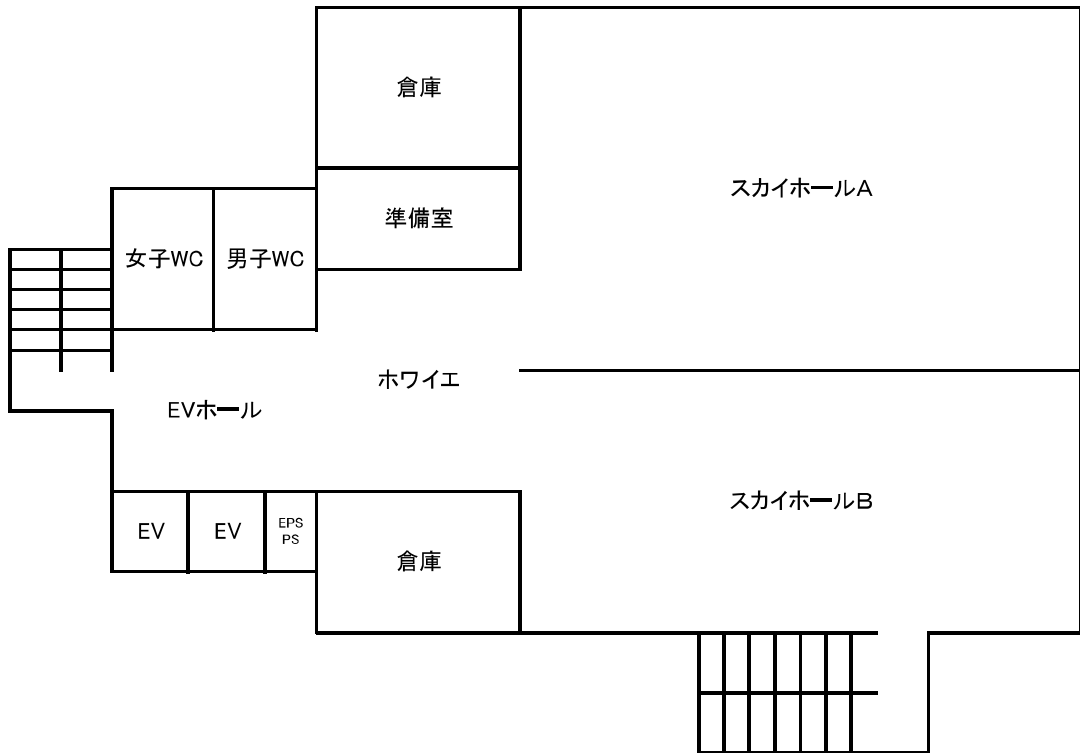
4F



5F

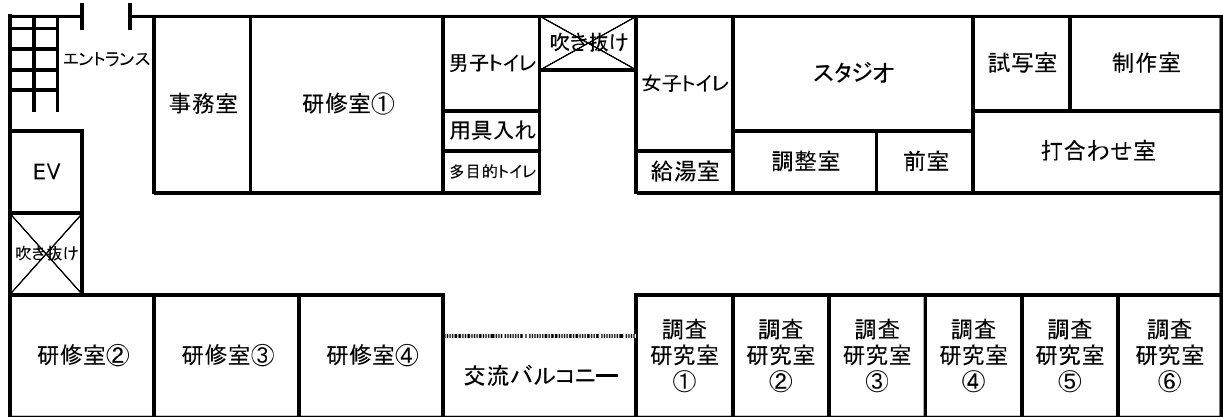


6F

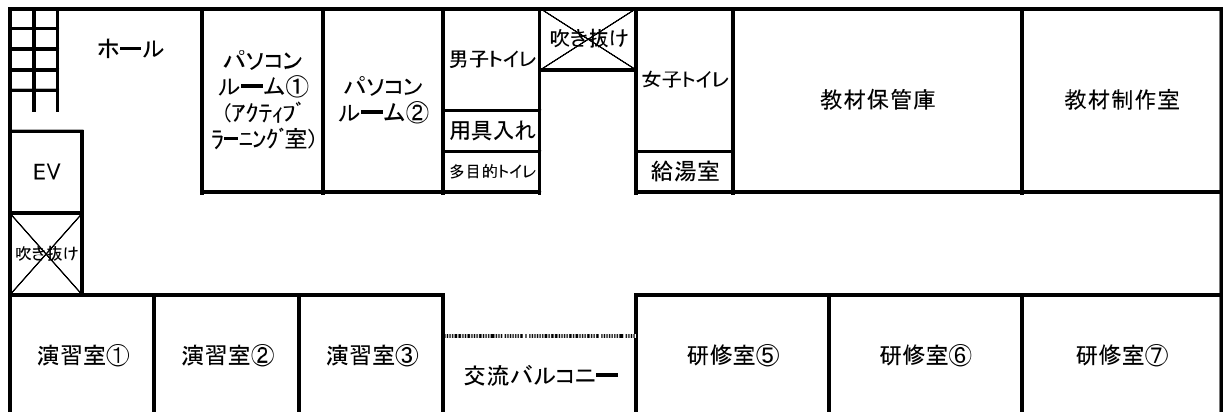


北部生涯学習推進センター (講義・研修エリア)

1F

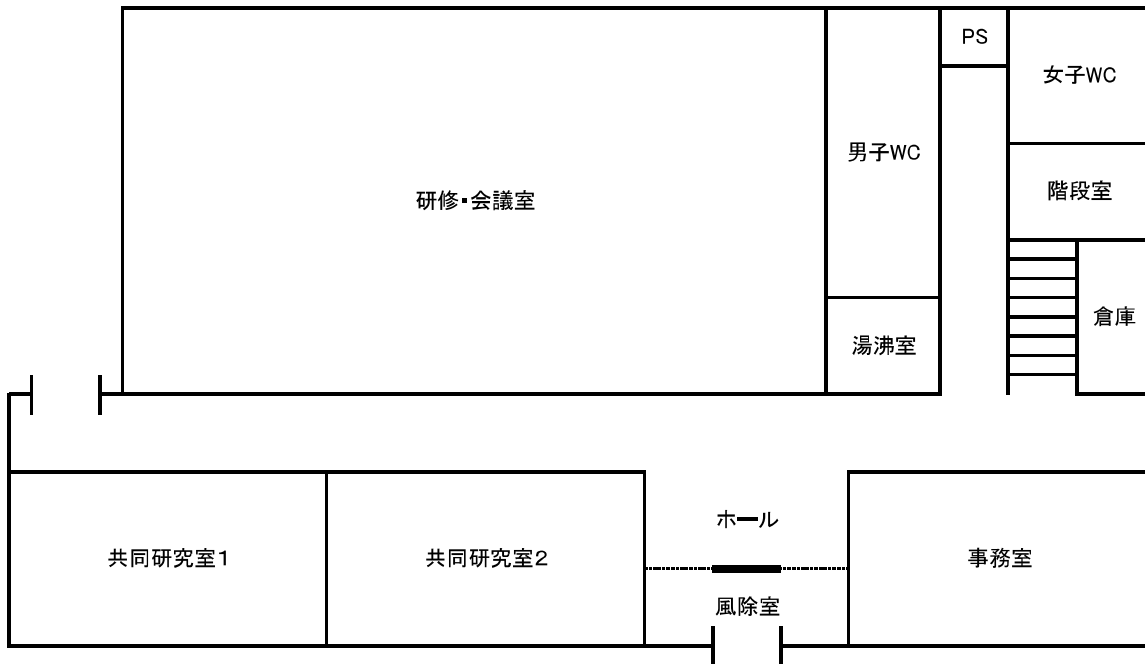


2F



総合研究所

1F

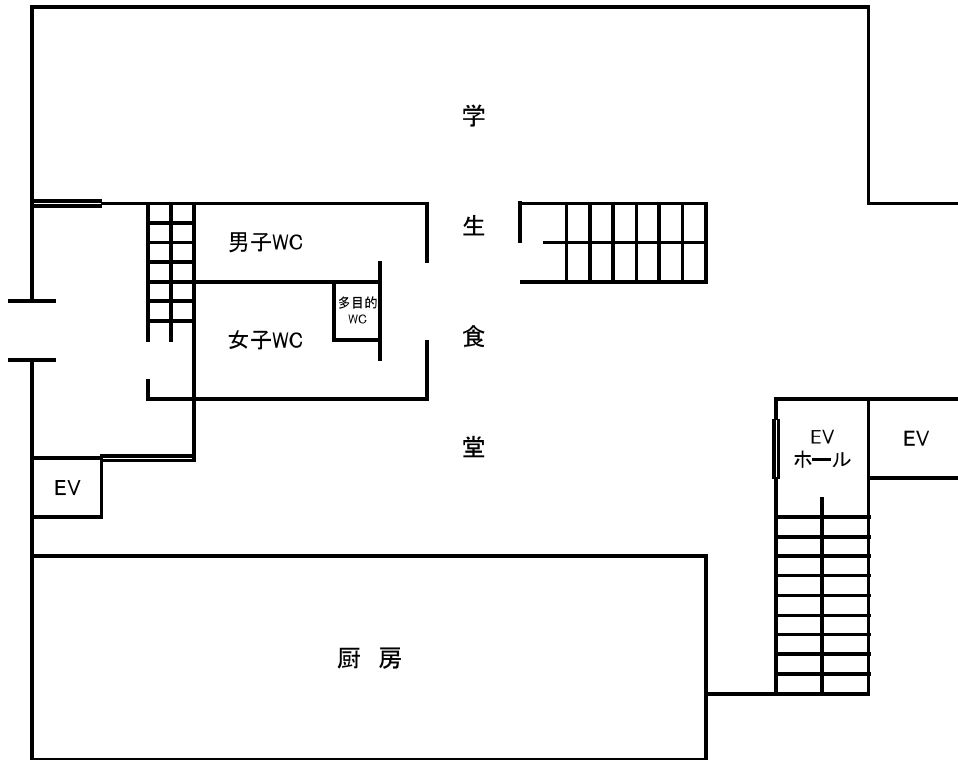


2F

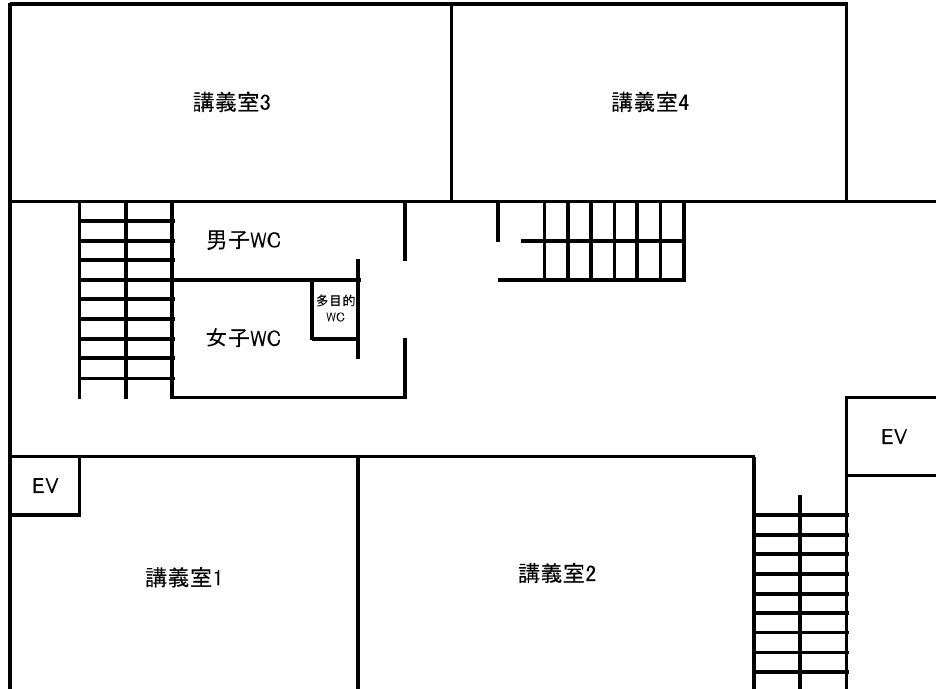


本館

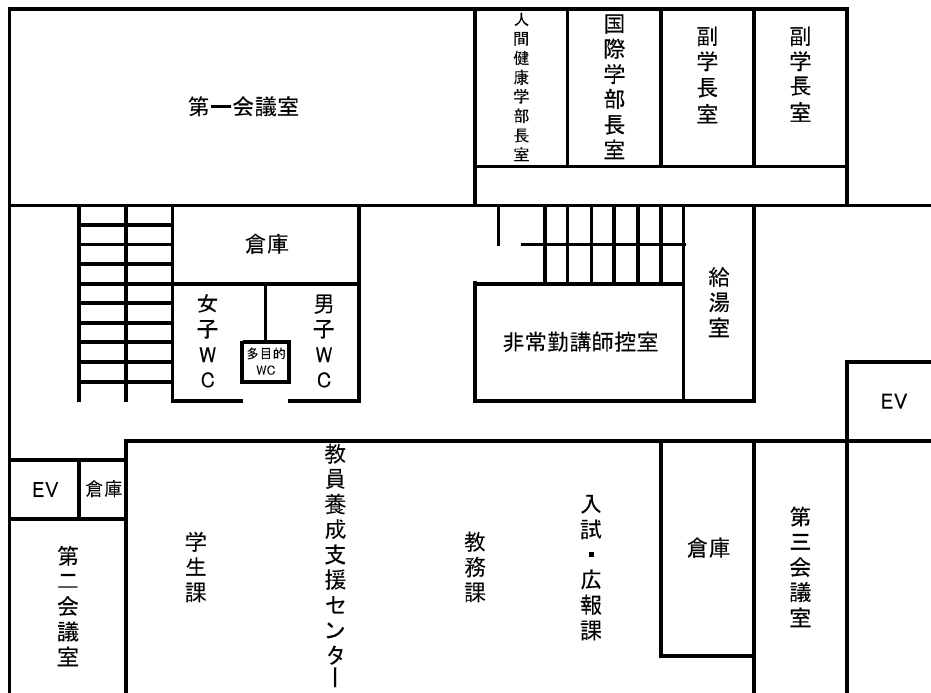
2F



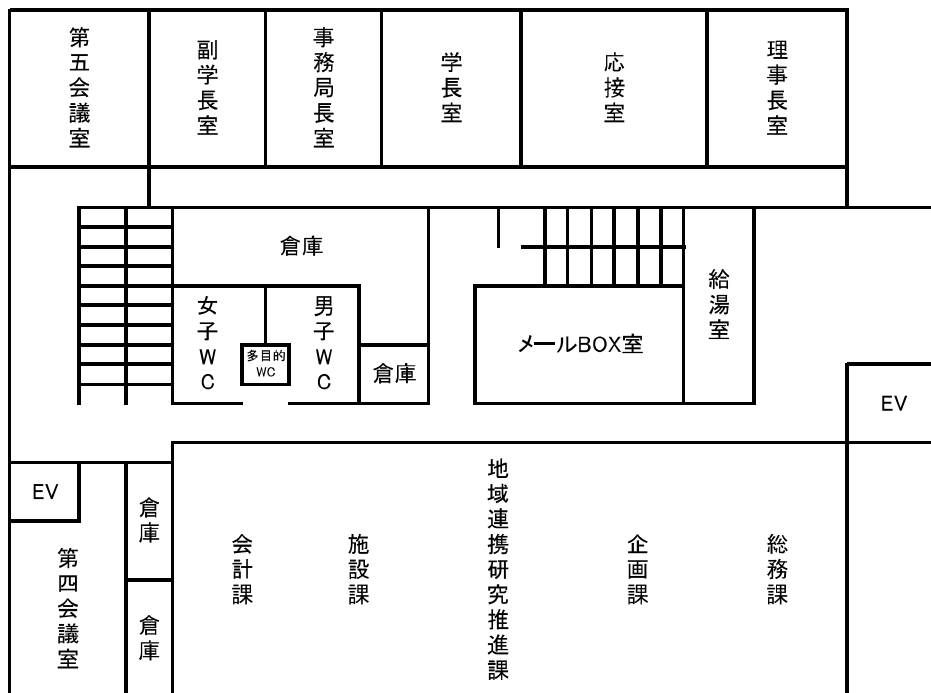
3F



4F



5F



【名桜大学大学院授業時間】

時 限	時 間
1	8 : 4 5 ~ 1 0 : 1 5
2	1 0 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0
休 憩	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0
3	1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 3 0
4	1 4 : 4 5 ~ 1 6 : 1 5
5	1 6 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0
6	1 8 : 1 5 ~ 1 9 : 4 5
7	2 0 : 0 0 ~ 2 1 : 3 0

令和 8 年度 名桜大学大学院国際文化研究科

国際地域文化専攻（博士後期課程）便覧

令和 8 年 4 月発行

《編集・発行》

名桜大学 教務部教務課

〒905-8585 沖縄県名護市字為又 1220-1

TEL : 0980-51-1055

